

令和 8 年 6 月

郡 山 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

議案第 86号	令和 8 年度郡山市一般会計補正予算（第 4 号）	4
議案第 87号	令和 8 年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	26
議案第 88号	令和 8 年度郡山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	40
議案第 89号	郡山市税条例の一部を改正する条例	46
議案第 90号	福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 ..	59
議案第 91号	郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	61
議案第 92号	郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例	98
議案第 93号	郡山市印鑑条例の一部を改正する条例	99
議案第 94号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	100
議案第 95号	郡山市介護保険条例の一部を改正する条例	103
議案第 96号	郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	104
議案第 97号	工事請負契約について	105
議案第 98号	工事請負契約について	106
議案第 99号	工事請負契約について	108
議案第100号	工事請負契約について	109
議案第101号	工事請負契約について	110
議案第102号	工事請負契約について	111
議案第103号	工事請負契約について	112
議案第104号	工事請負契約について	113
議案第105号	財産の取得について	114
議案第106号	財産の取得について	115
議案第107号	財産の取得について	116
議案第108号	財産の取得について	117
議案第109号	町の区域の画定について	118
議案第110号	専決処分の承認を求めることについて	121

報告第 3 号	専決処分事項の報告について	414
報告第 4 号	令和 7 年度郡山市一般会計継続費繰越計算書	429
報告第 5 号	令和 7 年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書	430
報告第 6 号	令和 7 年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書	433
報告第 7 号	令和 7 年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	434
報告第 8 号	令和 7 年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	435
報告第 9 号	令和 7 年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書	436
報告第 10号	令和 7 年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	437
報告第 11号	令和 7 年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書	438
報告第 12号	令和 7 年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書	439
報告第 13号	令和 7 年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書	440
報告第 14号	令和 7 年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書	441
報告第 15号	令和 7 年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書	442

令和8年度郡山市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度郡山市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ908,855千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,473,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
17 国庫支出金		25,083,615	6,339	25,089,954
	2 国庫補助金	5,088,011	6,339	5,094,350
18 県支出金		11,516,791	877,802	12,394,593
	2 県補助金	3,977,301	873,665	4,850,966
	3 委託金	813,284	4,137	817,421
19 財産収入		362,781	768	363,549
	1 財産運用収入	242,292	768	243,060
20 寄附金		216,817	4,279	221,096
	1 寄附金	216,817	4,279	221,096
21 繰入金		6,170,176	4,500	6,174,676
	2 基金繰入金	5,940,353	4,500	5,944,853
23 諸収入		3,379,896	15,167	3,395,063
	5 雑入	422,566	15,167	437,733
歳 入 合 計		141,564,607	908,855	142,473,462

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		14,866,963	957,106	15,824,069
	1 総務管理費	11,281,742	950,954	12,232,696
	3 戸籍住民基本台帳費	929,575	1,015	930,590
	4 選挙費	275,842	5,137	280,979
3 民生費		59,309,472	△64,716	59,244,756
	1 社会福祉費	3,364,949	△52,397	3,312,552
	2 心身障害者福祉費	9,031,845	△17,761	9,014,084
	4 児童福祉費	29,142,578	3,660	29,146,238
	5 生活保護費	6,056,743	1,782	6,058,525
4 衛生費		12,888,349	8,171	12,896,520
	1 保健衛生費	6,176,538	8,171	6,184,709
6 農林水産業費		3,706,946	3,810	3,710,756
	1 農業費	3,345,161	3,810	3,348,971
7 商工費		5,117,106	1,827	5,118,933
	1 商工費	5,117,106	1,827	5,118,933
10 教育費		15,941,649	5,125	15,946,774
	2 小中学校費	8,788,166	4,357	8,792,523
	3 社会教育費	4,921,898	768	4,922,666
14 予備費		301,469	△2,468	299,001
	1 予備費	301,469	△2,468	299,001
歳 出 合 計		141,564,607	908,855	142,473,462

一般会計

第 2 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍総合システム移行データ抽出業務委託料 (令和8年度分)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 57,024
郡山市更生園等指定管理料	令和8年度から 令和10年度まで	8,347
郡山市少年湖畔の村指定管理料	令和8年度から 令和10年度まで	54,544

一般会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	56,421,254	0	56,421,254
2 地方譲与税	1,259,633	0	1,259,633
3 利子割交付金	129,011	0	129,011
4 配当割交付金	427,869	0	427,869
5 株式等譲渡所得割交付金	648,613	0	648,613
6 法人事業税交付金	963,463	0	963,463
7 地方消費税交付金	9,811,205	0	9,811,205
8 ゴルフ場利用税交付金	17,029	0	17,029
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	10,846	0	10,846
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	0	3,455
12 地方特例交付金	311,793	0	311,793
13 地方交付税	14,132,000	0	14,132,000
14 交通安全対策特別交付金	41,000	0	41,000
15 分担金及び負担金	488,775	0	488,775
16 使用料及び手数料	2,453,984	0	2,453,984
17 国庫支出金	25,083,615	6,339	25,089,954
18 県支出金	11,516,791	877,802	12,394,593
19 財産収入	362,781	768	363,549
20 寄附金	216,817	4,279	221,096
21 繰入金	6,170,176	4,500	6,174,676
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	3,379,896	15,167	3,395,063
24 市債	6,114,600	0	6,114,600
歳 入 合 計	141,564,607	908,855	142,473,462

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	672,760	0	672,760				
2 総務費	14,866,963	957,106	15,824,069	5,137		14,927	937,042
3 民生費	59,309,472	△64,716	59,244,756	6,139		3,660	△74,515
4 衛生費	12,888,349	8,171	12,896,520				8,171
5 労働費	170,024	0	170,024				
6 農林水産業費	3,706,946	3,810	3,710,756				3,810
7 商工費	5,117,106	1,827	5,118,933				1,827
8 土木費	16,146,297	0	16,146,297				
9 消防費	4,254,438	0	4,254,438				
10 教育費	15,941,649	5,125	15,946,774	872,865		4,887	△872,627
11 災害復旧費	48,366	0	48,366				
12 公債費	8,140,767	0	8,140,767				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	301,469	△2,468	299,001				△2,468
歳 出 合 計	141,564,607	908,855	142,473,462	884,141		23,474	1,240

一般会計

2 歳入

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,554,811	6,339	1,561,150	2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	5,760	地域生活支援事業費等国庫補助金 △ 400 障害者総合支援事業費国庫補助金 6,160
				5 生活保護費 国庫補助金	579	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 579
計	5,088,011	6,339	5,094,350			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	2,826,427	△ 200	2,826,227	2 心身障害者 福祉費県補 助金	△ 200	地域生活支援事業費等県補助金 △ 200
7 教育費県補助金	31,699	873,865	905,564	1 小中学校費 県補助金	872,300	市町村給食費負担軽減県交付金 872,300
				4 教育総務費 県補助金	1,565	校内教育支援センター支援員配置促進事業補 助金 1,565
計	3,977,301	873,665	4,850,966			

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	745,450	5,137	750,587	3 選挙費委託金	5,137	県知事選挙県委託金 2,969 県議会議員補欠選挙県委託金 2,168
7 教育費委託金	35,650	△ 1,000	34,650	1 教育総務費委託金	△ 1,000	緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金 △ 1,000
計	813,284	4,137	817,421			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	181,254	768	182,022	1 利子及び配当金	768	美術品取得基金利子 768
計	242,292	768	243,060			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	3	160	163	3 児童福祉費寄附金	160	子育て支援推進寄附金 160

18款 県支出金

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費寄附金	2	4,119	4,121	1 小中学校費寄附金	2,019	奨学資金給与費寄附金 2,019
				3 保健体育費寄附金	2,100	地方創生応援寄附金 2,100
計	216,817	4,279	221,096			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 地方創生応援基金繰入金	8,133	1,000	9,133	1 地方創生応援基金繰入金	1,000	地方創生応援基金繰入金 1,000
8 すこやか子育て基金繰入金	23,060	3,500	26,560	1 すこやか子育て基金繰入金	3,500	すこやか子育て基金繰入金 3,500
計	5,940,353	4,500	5,944,853			

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	422,247	15,167	437,414	2 雑入	15,167	デジタル基盤改革支援補助金 11,922 一般財団法人自治体国際化協会助成金 1,400 地方創生アドバイザー事業助成金 155 負担金補助及び交付金過年度返還金 600 賠償金 293 委託料過年度返還金 797
計	422,566	15,167	437,733			

23款 諸収入

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 選ばれるまち推進費	317,102	9,016	326,118	特定財源 1,450	7 報償費	313	◎魅力発信事業費 3,801
				その他 1,450	8 旅費	597	○シティプロモーション推進事業費★ 2,011
				一般財源 7,566	10 需用費	196	○こおりやま応援寄附金事業費★ 1,790
					11 役務費	175	
				特定財源の内訳	12 委託料	7,285	◎移住・定住促進事業費 5,215
				(他) 地方創生応援基金繰入金 1,000	22 償還金利子及び割引料	450	○移住・定住促進事業費★ 5,215
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金 450			
8 情報政策費	1,806,960	13,896	1,820,856	特定財源 11,922	12 委託料	13,896	◎情報システム運営事業費 13,896
				その他 11,922			
				一般財源 1,974			
				特定財源の内訳			
				(他) デジタル基盤改革支援補助金 11,922			
10 財政管理費	1,330,901	930,000	2,260,901	一般財源 930,000	24 積立金	930,000	◎財政調整基金費 930,000
13 市民協働推進費	282,338	△1,958	280,380	特定財源 155	11 役務費	△1,958	◎市民協働推進事業費 △1,958
				その他 155			
				一般財源 △2,113			
				特定財源の内訳			
				(他) 地方創生アドバイザー事業助成金 155			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明	
					区分	金額		
14 ダイバーシティ推進費	168,630	0	168,630	特定財源	1,400		◎国際化推進費 ○多文化共生推進事業費★	0 0
				その他	1,400			
				一般財源	△1,400			
	特定財源の内訳							
	(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金				1,400			
計	11,281,742	950,954	12,232,696	特定財源	14,927			
				その他	14,927			
				一般財源	936,027			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基 本台帳費	927,496	1,015	928,511	一般財源 1,015	22 償還金利子 及び割引料	1,015	◎外国人登録費 1,015
計	929,575	1,015	930,590	一般財源 1,015			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	275,842	5,137	280,979	特定財源 5,137	12 委託料	4,519	◎県知事選挙費 2,969
				国・県 5,137	13 使用料及び 賃借料	618	◎県議会議員補欠選挙 費 2,168
				特定財源の内訳			
				(県) 県知事選挙県委託金 2,969			
				(県) 県議会議員補欠選挙県委託金 2,168			
計	275,842	5,137	280,979	特定財源 5,137 国・県 5,137			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総 務費	708,536	5,316	713,852	一般財源 5,316	7 報償費	2,368	◎社会福祉総務費 2,948
					12 委託料	2,948	◎民生委員費 2,368
3 国保年金費	2,656,228	△57,713	2,598,515	一般財源 △57,713	27 繰出金	△57,713	◎国民健康保険事業費 △57,713
計	3,364,949	△52,397	3,312,552	一般財源 △52,397			

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	8,820,530	△17,761	8,802,769	特定財源 5,560 国・県 5,560 一般財源 △23,321	12 委託料	△17,761	◎障害者福祉総務費 △17,761 ◎地域生活支援事業費 0
	特定財源の内訳						
	(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金			△400			
	(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金			6,160			
	(県) 地域生活支援事業費等県補助金			△200			
計	9,031,845	△17,761	9,014,084	特定財源 5,560 国・県 5,560 一般財源 △23,321			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども総務 企画費	1,826,789	160	1,826,949	特定財源 160 その他 160	24 積立金	160	◎すこやか子育て基金 費 160
	特定財源の内訳						
	(他) 子育て支援推進寄附金			160			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額内 の 訳	節		説明		
					区分	金額			
2 子育て給付 費	9,824,456	3,500	9,827,956	特定財源	3,500	12 委託料	3,500	◎子どもの遊び場費	3,500
				その他	3,500				
特定財源の内訳									
(他) すこやか子育て基金繰入金				3,500					
計	29,142,578	3,660	29,146,238	特定財源	3,660				
				その他	3,660				

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	6,056,743	1,782	6,058,525	特定財源	579	12 委託料	1,782	◎生活保護事務費	1,782
				国・県	579				
				一般財源	1,203				
	特定財源の内訳								
	(国) 生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金					579			
計	6,056,743	1,782	6,058,525	特定財源	579				
				国・県	579				
				一般財源	1,203				

3款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	352,308	8,171	360,479	一般財源 8,171	10 需用費	8,171	◎保健所費 8,171
計	6,176,538	8,171	6,184,709	一般財源 8,171			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	690,340	3,810	694,150	一般財源 3,810	10 需用費	1,641	◎農作物災害対策費 ○鳥獣被害防止総合 対策事業費★ 3,810
					11 役務費	1	
					17 備品購入費	1,838	
					18 負担金補助 及び交付金	330	
計	3,345,161	3,810	3,348,971	一般財源 3,810			

4款 衛生費

6款 農林水産業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	2,981,087	1,827	2,982,914	一般財源 1,827	22 償還金利子 及び割引料	1,827	◎金融対策費 1,827 ○中小企業融資制度 事業費★ 1,827
計	5,117,106	1,827	5,118,933	一般財源 1,827			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総合教育支 援センター 費	598,436	0	598,436	特定財源 565 国・県 565 一般財源 △565			◎職員給与費 0
	特定財源の内訳						
	(県) 校内教育支援センター支援員配置促進事業補助金			1,565			
	(県) 緊急スクールカウンセラー等活用事業費県委託金			△1,000			
計	799,178	0	799,178	特定財源 565 国・県 565 一般財源 △565			

7款 商工費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校教育推進費	901,863	2,019	903,882	特定財源 2,019 その他 2,019	24 積立金	2,019	◎奨学資金費 2,019
	特定財源の内訳 (他) 奨学資金給与費寄附金 2,019						
2 学校管理費	5,287,853	2,338	5,290,191	特定財源 872,300 国・県 872,300 一般財源 △869,962	12 委託料	2,338	◎小学校教授費 2,338 ◎学校給食費 0 ○学校給食費支援事業費★ 0
	特定財源の内訳 (県) 市町村給食費負担軽減県交付金 872,300						
計	8,788,166	4,357	8,792,523	特定財源 874,319 国・県 872,300 その他 2,019 一般財源 △869,962			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 美術館費	350,852	768	351,620	特定財源 768 その他 768	24 積立金	768	◎美術館費 768
	特定財源の内訳 (他) 美術品取得基金利子 768						
計	4,921,898	768	4,922,666	特定財源 768 その他 768			

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振 興費	1,432,407	0	1,432,407	特定財源 2,100 その他 2,100 一般財源 △2,100			◎社会体育振興費 0 ○こおりやまスポー ツイノベーション事 業費★ 0
	特定財源の内訳 (他) 地方創生応援寄附金 2,100						
計	1,432,407	0	1,432,407	特定財源 2,100 その他 2,100 一般財源 △2,100			

10款 教育費

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	301,469	△2,468	299,001	一般財源	△2,468		
計	301,469	△2,468	299,001	一般財源	△2,468		

14款 予備費

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
戸籍総合システム移行データ 抽出業務委託料（令和8年度 分）	57,024			令和8年度 令和9年度	57,024				57,024
郡山市更生園等指定管理料	8,347			令和8年度 令和10年度	8,347				8,347
郡山市少年湖畔の村指定管理 料	54,544			令和8年度 令和10年度	54,544				54,544

令和8年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12,455千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,566,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		4,930,561	62,353	4,992,914
	1 国民健康保険税	4,930,561	62,353	4,992,914
3 県支出金		19,445,643	74,145	19,519,788
	1 県補助金	19,445,643	74,145	19,519,788
4 財産収入		5,912	9,855	15,767
	1 財産運用収入	5,912	9,855	15,767
5 繰入金		2,848,126	△118,808	2,729,318
	1 他会計繰入金	2,598,126	△57,713	2,540,413
	2 基金繰入金	250,000	△61,095	188,905
6 繰越金		250,000	△40,000	210,000
	1 繰越金	250,000	△40,000	210,000
歳 入	合 計	27,578,701	△12,455	27,566,246

国民健康保険特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		571,236	2,287	573,523
	1 総務管理費	518,751	2,287	521,038
3 国民健康保険事業費納付金		6,756,680	9,069	6,765,749
	1 医療給付費分	4,197,468	△16,837	4,180,631
	2 後期高齢者支援金等分	1,823,885	6,950	1,830,835
	3 介護納付金分	571,124	3,797	574,921
	4 子ども・子育て支援納付金分	164,203	15,159	179,362
5 基金積立金		255,913	△30,145	225,768
	1 基金積立金	255,913	△30,145	225,768
6 諸支出金		49,003	6,334	55,337
	1 償還金及び還付加算金	49,003	6,334	55,337
歳 出	合 計	27,578,701	△12,455	27,566,246

国民健康保険特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	4,930,561	62,353	4,992,914
2 国庫支出金	5,586	0	5,586
3 県支出金	19,445,643	74,145	19,519,788
4 財産収入	5,912	9,855	15,767
5 繰入金	2,848,126	△118,808	2,729,318
6 繰越金	250,000	△40,000	210,000
7 諸収入	92,873	0	92,873
歳 入 合 計	27,578,701	△12,455	27,566,246

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	571,236	2,287	573,523			2,287	
2 保険給付費	19,391,548	0	19,391,548	60,000		△60,000	
3 国民健康保険事業費納付金	6,756,680	9,069	6,765,749	14,145			△5,076
4 保健事業費	354,321	0	354,321				
5 基金積立金	255,913	△30,145	225,768			9,855	△40,000
6 諸支出金	49,003	6,334	55,337				6,334
7 予備費	200,000	0	200,000				
歳出合計	27,578,701	△12,455	27,566,246	74,145		△47,858	△38,742

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	4,930,561	62,353	4,992,914	1 医療給付費 分現年課税分	232,525	医療給付費分現年課税分 232,525
				2 後期高齢者 支援金等分 現年課税分	△ 167,985	後期高齢者支援金等分現年課税分 △ 167,985
				3 介護納付金 分現年課税分	△ 7,635	介護納付金分現年課税分 △ 7,635
				4 子ども・子 育て支援納 付金分現年 課税分	△ 9,531	子ども・子育て支援納付金分現年課税分 △ 9,531
				5 医療給付費 分滞納繰越分	8,129	医療給付費分滞納繰越分 8,129
				6 後期高齢者 支援金等分 滞納繰越分	3,310	後期高齢者支援金等分滞納繰越分 3,310
				7 介護納付金 分滞納繰越分	3,540	介護納付金分滞納繰越分 3,540

国民健康保険特別会計

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	4,930,561	62,353	4,992,914			

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険 給付費等交付金	19,445,344	74,145	19,519,489	1 普通交付金	60,000	療養給付費等県交付金 60,000
				2 特別交付金	14,145	特別調整県交付金 3,112 保険者努力支援県交付金 11,033
計	19,445,643	74,145	19,519,788			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	5,912	9,855	15,767	1 利子及び配当金	9,855	国民健康保険事業財政調整基金利子 9,855
計	5,912	9,855	15,767			

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,598,126	△ 57,713	2,540,413	3 職員給与費等繰入金	2,287	職員給与費等繰入金 2,287
				5 出産育児一時金等繰入金	△ 60,000	出産育児一時金等繰入金 △ 60,000
計	2,598,126	△ 57,713	2,540,413			

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	250,000	△ 61,095	188,905	1 国民健康保険事業 財政調整基金繰入金	△ 61,095	国民健康保険事業財政調整基金繰入金 △ 61,095
計	250,000	△ 61,095	188,905			

国民健康保険特別会計

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	250,000	△ 40,000	210,000	1 前年度繰越金	△ 40,000	前年度繰越金 △ 40,000
計	250,000	△ 40,000	210,000			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	495,636	2,287	497,923	特定財源 2,287 その他 2,287	12 委託料	2,287	◎一般管理事務費 2,287
	特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金 2,287						
計	518,751	2,287	521,038	特定財源 2,287 その他 2,287			

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 出産育児一時金	90,000	0	90,000	特定財源 0 国・県 60,000 その他 △60,000			◎出産一時金支給費 0
	特定財源の内訳 (県) 療養給付費等県交付金 60,000 (他) 出産育児一時金等繰入金 △60,000						

国民健康保険特別会計

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	90,038	0	90,038	特定財源 0 国・県 60,000 その他 △60,000			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 医療給付費分	4,197,468	△16,837	4,180,631	特定財源 14,145 国・県 14,145 一般財源 △30,982	18 負担金補助 及び交付金	△16,837	◎医療給付費分 △16,837
	特定財源の内訳						
	(県) 特別調整県交付金			3,112			
	(県) 保険者努力支援県交付金			11,033			
計	4,197,468	△16,837	4,180,631	特定財源 14,145 国・県 14,145 一般財源 △30,982			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者 支援金等分	1,823,885	6,950	1,830,835	一般財源 6,950	18 負担金補助 及び交付金	6,950	◎後期高齢者支援金等 分 6,950
計	1,823,885	6,950	1,830,835	一般財源 6,950			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金 分	571,124	3,797	574,921	一般財源 3,797	18 負担金補助 及び交付金	3,797	◎介護納付金分 3,797
計	571,124	3,797	574,921	一般財源 3,797			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 子ども・子育て支援納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 子ども・子 育て支援納 付金分	164,203	15,159	179,362	一般財源 15,159	18 負担金補助 及び交付金	15,159	◎子ども・子育て支援 納付金分 15,159
計	164,203	15,159	179,362	一般財源 15,159			

国民健康保険特別会計

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額内 の 訳	節		説明		
					区分	金額			
1 基金積立金	255,913	△30,145	225,768	特定財源	9,855	24 積立金	△30,145	◎国民健康保険事業財 政調整基金費	△30,145
				その他	9,855				
				一般財源	△40,000				
	特定財源の内訳								
	(他) 国民健康保険事業財政調整基金利子				9,855				
計	255,913	△30,145	225,768	特定財源	9,855				
				その他	9,855				
				一般財源	△40,000				

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	3	6,334	6,337	一般財源 6,334	22 償還金利子及び割引料	6,334	◎県支出金返還金 6,334
計	49,003	6,334	55,337	一般財源 6,334			

国民健康保険特別会計

令和8年度郡山市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度郡山市下水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事 項	期 間	限 度 額
行合橋中継ポンプ場汚水ポンプ設備修繕事業	令和8年度から 令和9年度まで	千円 30,000

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
行合橋中継ポンプ場汚水ポン プ設備修繕事業	30,000			令和 8年度 令和 9年度	30,000			30,000

(予 算 資 料)

1 令和8年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		141,564,607	908,855	142,473,462
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	27,578,701	△ 12,455	27,566,246
	後期高齢者医療特別会計	5,113,650	0	5,113,650
	介護保険特別会計	28,732,393	0	28,732,393
	公共用地先行取得事業特別会計	5,087	0	5,087
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	255	0	255
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	17,019	0	17,019
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	1,119,515	0	1,119,515
	徳定土地地区画整理事業特別会計	540,281	0	540,281
	大町土地地区画整理事業特別会計	751,107	0	751,107
	駐車場事業特別会計	196,711	0	196,711
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,886	0	22,886
	総合地方卸売市場特別会計	761,783	0	761,783
	工業団地開発事業特別会計	676,345	0	676,345
	熱海温泉事業特別会計	579,054	0	579,054
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	15,040	0	15,040
	多田野財産区特別会計	5,620	0	5,620
	河内財産区特別会計	18,560	0	18,560

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	890	0	890
	舟津財産区特別会計	23,939	0	23,939
	館財産区特別会計	18,233	0	18,233
	浜路財産区特別会計	761	0	761
	横沢財産区特別会計	4,552	0	4,552
	中野財産区特別会計	4,300	0	4,300
	後田財産区特別会計	2,188	0	2,188
	水道事業会計	14,028,735	0	14,028,735
	簡易水道事業会計	295,696	0	295,696
	下水道事業会計	20,681,664	0	20,681,664
	農業集落排水事業会計	1,280,268	0	1,280,268
	計	102,475,233	△ 12,455	102,462,778
合 計		244,039,840	896,400	244,936,240

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬															0	2,686,052	2,686,052
2 給料															0	8,516,521	8,516,521
3 職員手当等															0	6,537,928	6,537,928
4 共済費															0	3,513,708	3,513,708
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	989	989
7 報償費		313	2,368												2,681	584,924	587,605
8 旅費		597													597	230,211	230,808
9 交際費															0	3,766	3,766
10 需用費		196		8,171		1,641									10,008	7,152,297	7,162,305
11 役務費		△1,783				1									△1,782	974,303	972,521
12 委託料		25,700	△9,531							2,338					18,507	19,807,759	19,826,266
13 使用料及び賃借料		618													618	2,569,431	2,570,049
14 工事請負費															0	6,180,687	6,180,687
15 原材料費															0	72,038	72,038
16 公有財産購入費															0	50,388	50,388
17 備品購入費						1,838									1,838	398,301	400,139
18 負担金補助及び交付金						330									330	28,797,437	28,797,767
19 扶助費															0	27,346,051	27,346,051
20 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
21 補償補填及び賠償金															0	170,591	170,591
22 償還金利子及び割引料		1,465					1,827								3,292	8,485,530	8,488,822
23 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
24 積立金		930,000	160							2,787					932,947	2,605,453	3,538,400
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,344	9,344
27 繰出金			△57,713												△57,713	10,492,848	10,435,135
予備費														△2,468	△2,468	301,469	299,001
歳 出 合 計		957,106	△64,716	8,171		3,810	1,827			5,125				△2,468	908,855	141,564,607	142,473,462

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費															0	21,329,180	21,329,180
うち職員給															0	8,516,521	8,516,521
2 扶助費															0	37,087,280	37,087,280
3 公債費															0	8,140,767	8,140,767
4 物件費		27,286	△9,531			1,642				2,338					21,735	26,335,289	26,357,024
5 維持補修費				8,171											8,171	2,341,931	2,350,102
6 補助費等		△180	2,368			330	1,827								4,345	18,933,231	18,937,576
うち補助交付金															0	5,719,615	5,719,615
7 積立金		930,000	160							2,787					932,947	2,605,453	3,538,400
8 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
9 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
10 繰出金			△57,713												△57,713	10,492,848	10,435,135
11 普通建設事業費						1,838									1,838	9,757,100	9,758,938
(1)補助事業費															0	2,767,701	2,767,701
(2)単独事業費						1,838									1,838	6,989,399	6,991,237
12 災害復旧事業費															0	165,571	165,571
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△2,468	△2,468	301,469	299,001
歳 出 合 計		957,106	△64,716	8,171		3,810	1,827			5,125				△2,468	908,855	141,564,607	142,473,462

郡山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第22条の2 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条	（寄附金税額控除） 第22条の2 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条

第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1

第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得

項第2号において同じ。) (合計所得金額が133万円以下であるものに
限る。) の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由
すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2
の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、
当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す
べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5
項及び第41条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」とい
う。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申
告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項にお
いて「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同
じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規
則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当
該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。) の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由
すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2
の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、
当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載す
べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通
信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4
項及び第41条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告
書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公
的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下
この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特
定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるもの
に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規
定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有す
る者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。
第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶
養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定
親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円
以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等
受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際
に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者
(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障

的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)

第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(地方活力向上地域における固定資産税の課税免除)

第48条の6 地方活力向上地域（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定（同法第7条第1項の変更の認定を含む。）を受けた同法第

5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 （略）

（地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例）

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和10年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又

5条第1項に規定する地域再生計画に定められた同条第4項第5号イに規定する地域をいう。以下この項及び第50条の5第1項において同じ。）内において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「省令」という。）第1条に規定する公示日（以下この項及び第50条の5第1項において「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 （略）

（地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例）

第50条の5 地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第1項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又

は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

（略）

2 （略）

（固定資産税の免税点）

第51条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定す

は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする不均一の課税をするものとする。

（略）

2 （略）

（固定資産税の免税点）

第51条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定す

る居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第22条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項、附則第18条の2の3第1項又は附則第18条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第22条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

る居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第22条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第22条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第22条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10～15 (略)

- 16 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

- 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

- 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14～19 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和9年1月1日
- (2) 第51条の改正規定及び附則第3条第3項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第22条の2第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

2 この条例による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）第48条の6及び第50条の5の規定並びに附則第10条の2第3項から第9項まで及び第16項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第27条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の郡山市税条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1項第1号に掲げる規定による改正後の郡山市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に

規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第1項第4号に掲げる規定による改正後の郡山市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第18条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第48条の6及び第50条の5の規定は、令和8年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した事業者に係る課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年郡山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税免除） 第2条 市長は、前条の提出特定事業活動振興計画が提出された日（以下「提出日」という。）から令和11年3月31日までの間に、市内において、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成25年総務省令第49号）第3条第1号に規定する特定事業活動施設等（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第75条の2の規定により指定を受けた者に限る。）に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。	（課税免除） 第2条 市長は、前条の提出特定事業活動振興計画が提出された日（以下「提出日」という。）から令和8年3月31日までの間に、市内において、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成25年総務省令第49号）第3条第1号に規定する特定事業活動施設等（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第75条の2の規定により指定を受けた者に限る。）に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、提出日（福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する提出日をいう。）以降この条例の施行の日前日までの間に市内において、特定事業活動施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。

(提 案 要 旨)

特定事業活動振興計画の一部変更に伴い、所要の改正を行う。

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年郡山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第35条 (略)	第35条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第2項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第5項、第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該	5 第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該

保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び第10項において「看護師等」という。）を、<u>1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第4項、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者及び第35条第4項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所の職員配置に係る特例） 6～8 （略） 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第35条第1項に規定する保育士をいい、同条第4項、附則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2項の規定の適用がないものとした場合の第35条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u> 10 <u>第35条第4項及び附則第5項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第4項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、<u>1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所の職員配置に係る特例） 6～8 （略） 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第35条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u>

第2条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第12条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項</u>	

に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「幼児」とは、法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「幼児」とは、法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供

されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重

されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重

要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者)にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) (略)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第30条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれか

要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第30条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第32条 （略）

2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（職員）

第32条 （略）

2 （略）

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（利用定員）

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

○

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない

○
附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

8・9 （略）

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置

附 則

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

8・9 （略）

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるも

かなければならない。	のをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

第4条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(児童対象性暴力等の防止) 第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、<u>児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第14条 削除

(郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(学級の編制) 第4条 (略) 2 1学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。 3 (略) (職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</u> 2 (略)	(学級の編制) 第4条 (略) 2 1学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。 3 (略) (職員の数等) 第5条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2 (略)

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
(略)	
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に設定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
(2)～(4) (略)	
(5) <u>第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者と</u>	

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
(略)	
備考	
(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に設定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。	
(2)～(4) (略)	

して従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4・5 (略)

6 (略)

(1) (略)

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) (略)

(児童福祉施設条例の準用)

第13条 児童福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、第12条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)		

2 (略)

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

4・5 (略)

6 (略)

(1) (略)

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) (略)

(児童福祉施設条例の準用)

第13条 児童福祉施設条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、第12条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第18条、第19条、第33条第7号、第34条（後段を除く。）並びに第38条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)		

2 (略)

附 則

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

9 (略) 10 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 11～13 (略) 14 <u>第5条第3項の表備考第5号及び附則第10項から前項までの規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u> 15 <u>第5条第3項の表備考第5号及び附則第12項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	9 (略) 10 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 11～13 (略) 14 附則第10項から前項までの規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第6条 郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力</u>	

等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条—第52条) 第4章 (略) 附則 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 (略) 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章 (略) 附則 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で当該選考を行わなければならない。

5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で当該選考を行わなければならない。

5 （略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）
が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1
項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合
には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設
を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項
第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子
どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合
には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設
型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項にお
いて同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条
第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中
「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお
いて同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供し
ている施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども
」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同
号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1
号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育
認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除
く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども
（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする
。

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）
が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3
号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合
には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設
を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定め
られた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を
超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合
には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設
型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項にお
いて同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条
第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中
「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお
いて同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供し
ている施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小
学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同
号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」と
あるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定
した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子
ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者
を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるの
は「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と
する。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前の子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前の子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第

。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 （略）

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は

3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所にあつては、郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じ

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速

なければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1）特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2）（略）

（3）当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育

やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

（1）特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2）（略）

（3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当

事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9～12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

8～11 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11)（略）

（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 （略）

（記録の整備）

第49条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) （略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）と、

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11)（略）

（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 （略）

（記録の整備）

第49条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) （略）

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じについて。）」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1

施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52

項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場

条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。))が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」

とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう

第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第8条 郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年郡山市条例第67号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員配置) 第4条 (略) 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として<u>30人</u>以下とする。 3 (略) (職員資格) 第5条 (略) 2～4 (略) 5 <u>第1項、第2項及び第4項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)</u>又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることがで	(職員配置) 第4条 (略) 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編成し、学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として<u>35人</u>以下とする。 3 (略) (職員資格) 第5条 (略) 2～4 (略)

きる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 (略)

附 則

(認定こども園の職員の数等に係る特例)

2 (略)

3 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

第5条第5項	第5条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第3項	(略)	
(略)		

8 第5条第5項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第5条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制

5 (略)

附 則

(認定こども園の職員の数等に係る特例)

2 (略)

3 第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

4～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	(略)
(略)	

を確保しなければならない。	
(郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)	
第9条 郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。	
改正後	改正前
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第47条 指定児童発達支援事業者は、<u>法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するために、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条並びに第52条第2項を除く。</u>）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 (準用) 第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。	第47条 <u>削除</u> (準用) 第63条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 (準用) 第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、<u>第48条から第51条まで</u>、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第83条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第

読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する

13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第102条において準用する第95条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

（郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年郡山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改	附 則 （郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正に伴う経過措置)

- 2 令和10年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 当分の間、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 前2項に規定する期間内においても、保育所は、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項に定める基準を満たす数の保育士を置くよう努めなければならない。
- （郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正

正に伴う経過措置)

- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項に規定する期間内においても、保育所は、第1条の規定による改正後の郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項に定める基準を満たす数の保育士を置くよう努めなければならない。
- （郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 当分の間、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条

前の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

6 当分の間、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

7 前2項に規定する期間内においても、第29条に規定する小規模保育事業所A型、第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型、第44条に規定する保育所型事業所内保育事業所及び第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所は、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

（郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

8 当分の間、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及

第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

5 前項に規定する期間内においても、第29条に規定する小規模保育事業所A型、第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型、第44条に規定する保育所型事業所内保育事業所及び第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所は、第2条の規定による改正後の郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

（郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

6 当分の間、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に

び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

9 令和10年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

10 前2項に規定する期間内においても、幼保連携型認定こども園は、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項に定める基準を満たす数の職員を置くよう努めなければならない。

（郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

11 令和10年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

12 当分の間、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定（満4

さいとも、なおその効力を有する。

7 前項に規定する期間内においても、幼保連携型認定こども園は、第3条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項に定める基準を満たす数の職員を置くよう努めなければならない。

（郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

8 当分の間、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	
13 前2項に規定する期間内においても、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項に定める基準を満たす数の職員を置くよう努めなければならない。	9 前項に規定する期間内においても、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、第4条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項に定める基準を満たす数の職員を置くよう努めなければならない。

(郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 郡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年郡山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(児童対象性暴力等の防止) 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第9条及び第11条の規定は令和8年12月25日から施行する。

（郡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第5条の規定による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

（郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第8条の規定による改正後の郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

（提 案 要 旨）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例の一部を改正する条例

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例（令和7年郡山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象乳幼児） 第3条 施設を利用することができる者は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下「乳幼児」という。）</u>とする。 （利用料等） 第6条 （略） 2 利用料の額は、乳幼児1人につき、<u>利用開始後最初の1時間以内は300円とし、以降30分（30分未満の端数がある場合は30分とみなす。）ごとに150円を加算した額</u>とする。 3 （略）	（対象乳幼児） 第3条 施設を利用することができる者は、<u>市内に住所を有する出生の日から6月を経過した乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）又は幼児（同項第2号の幼児をいう。）であって満3歳未満のものうち、市長が定めるもの（以下「乳幼児」という。）</u>とする。 （利用料等） 第6条 （略） 2 利用料の額は、乳幼児1人につき、<u>1時間当たり300円</u>とする。 3 （略）

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（提 案 要 旨）

利用料金に新たな区分を設定するとともに、事業を適正かつ円滑に実施するため、所要の改正を行う。

郡山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市印鑑条例の一部を改正する条例

郡山市印鑑条例（平成8年郡山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証明の申請） 第18条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者であり、かつ利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>を利用するものは、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。	（印鑑登録証明の申請） 第18条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者であり、かつ利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用するものは、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第3条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3～5 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.0</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下こ	（課税額） 第3条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3～5 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第7条、第10条及び第24条第1項において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.3</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下こ

の号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯 17,000円

(2) 特定世帯 8,500円

(3) 特定継続世帯 12,750円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号

の号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯 18,400円

(2) 特定世帯 9,200円

(3) 特定継続世帯 13,800円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(

に該当する者を除く。) ア～ケ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～ケ (略) 2～4 (略) 附 則 (福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例) 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、<u>令和7年度分及び令和8年度分の保険税</u>に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。	前号に該当する者を除く。) ア～ケ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～ケ (略) 2～4 (略) 附 則 (福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例) 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、<u>令和6年度分及び令和7年度分の保険税</u>に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

- 附 則
- (施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- (適用区分)
- 2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法施行令の一部改正等に伴い国民健康保険税の課税、軽減の特例等について所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市介護保険条例の一部を改正する条例

郡山市介護保険条例（平成12年郡山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（令和8年度分の保険料の減免の特例）</u> <u>第10条 市長は、令和8年度分の保険料について、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、政令附則第25条第1項及び第2項の規定により、市町村民税が課されている者とみなされた場合において、当該市町村民税が課されている者とみなされた者の状況を勘案して特に必要と認めるときは、当該第1号被保険者の保険料について、申請によらず、その一部を減免することができる。</u>	附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提 案 要 旨）

介護保険法施行令改正に伴い、令和7年度市民税非課税者で令和8年度の保険料において意図しない増額があったものの負担を抑制するため、保険料の減免の特例を定める。

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提 案 要 旨）

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 河川改修工事その2（準用河川照内川）
- 2 工事場所 郡山市富久山町福原字戸ノ内地内
- 3 工事概要 施工延長 140.00メートル
作業土工
法覆護岸工
付属物設置工 外
- 4 契約金額 金156,915,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市大槻町字下中野4番地の2
開東産業株式会社
代表取締役 菅 野 彰 一
- 7 支出科目 令和8年度
一般会計
(款) 8 土木費
(項) 3 河川費
(目) 1 河川費

(提 案 要 旨)

河川改修工事その2（準用河川照内川）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 河川改修工事（普通河川愛宕川（善宝池））
- 2 工事場所 郡山市富久山町久保田字北谷外地内
- 3 工事概要 施工延長 97.10メートル
推進工
函渠工
呑口工 外
- 4 契約金額 金305,701,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 いわき市好間工業団地3番13号
機動・椎根特定建設工事共同企業体
構 成 員 いわき市好間工業団地3番13号
（代表者） 機動建設工業株式会社いわき営業所
所長 矢 萩 元 彦
構 成 員 郡山市日和田町高倉字高森1番地213
株式会社椎根建設
代表取締役 椎 根 和 芳
- 7 支出科目 令和8年度
一般会計
（款） 8 土木費
（項） 3 河川費
（目） 1 河川費

(提 案 要 旨)

河川改修工事（普通河川愛宕川（善宝池））の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 河川改修工事（準用河川徳定川）
- 2 工事場所 郡山市田村町徳定字下河原外地内
- 3 工事概要 施工延長 200.82メートル
土工
函渠本体工
付帯工 外
- 4 契約金額 金165,746,900円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市亀田一丁目51番11号
ダイリ建設株式会社
代表取締役 渡 邊 浩 章
- 7 支出科目 令和8年度（繰越明許費）
一般会計
（款） 8 土木費
（項） 3 河川費
（目） 1 河川費

（提 案 要 旨）

河川改修工事（準用河川徳定川）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1 契約の目的	校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）
2 工事場所	郡山市鳴神二丁目地内
3 工事概要	鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,622.04平方メートル 普通教室 給食室 校長室 事務室 配膳室等
4 契約金額	金223,740,000円
5 契約の方法	制限付一般競争入札
6 契約の相手方	郡山市西ノ内一丁目11番7号 株式会社清水工業 代表取締役 清 水 基
7 支出科目	令和8年度（繰越明許費） 一般会計 （款）10 教育費 （項）2 小中学校費 （目）3 学校施設費

（提 案 要 旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1 契約の目的	校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）
2 工事場所	郡山市芳賀二丁目地内
3 工事概要	鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,887.15平方メートル 普通教室 給食室 配膳室 教育相談室 家庭科室等
4 契約金額	金312,070,000円
5 契約の方法	制限付一般競争入札
6 契約の相手方	郡山市石湊町1番9号 陰山建設株式会社 代表取締役 陰 山 正 弘
7 支出科目	令和8年度（繰越明許費） 一般会計 （款）10 教育費 （項）2 小中学校費 （目）3 学校施設費

（提 案 要 旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立芳賀小学校校舎内部改修工事（Ⅳ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立小山田小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）
- 2 工事場所 郡山市大槻町地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,541.25平方メートル
普通教室
職員室
事務室
図工室
図工準備室等
- 4 契約金額 金187,242,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市並木二丁目1番地の3
八光建設株式会社
代表取締役 宗 像 紘太郎
- 7 支出科目 令和8年度（繰越明許費）
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提 案 要 旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立小山田小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1 契約の目的	屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立安積中学校屋内運動場主体工事
2 工事場所	郡山市成山町地内
3 工事概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ1,311.00平方メートル アリーナ ステージ 器具庫 控室 玄関等
4 契約金額	金367,180,000円
5 契約の方法	制限付一般競争入札
6 契約の相手方	郡山市本町二丁目17番5号 株式会社白鳳社 代表取締役 清水 進一郎
7 支出科目	令和8年度（繰越明許費） 一般会計 （款）10 教育費 （項）2 小中学校費 （目）3 学校施設費

（提 案 要 旨）

屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立安積中学校屋内運動場主体工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1 契約の目的	屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立行徳小学校屋内運動場主体工事
2 工事場所	郡山市富久山町地内
3 工事概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ835.00平方メートル アリーナ ステージ 器具庫 控室 トイレ等
4 契約金額	金248,149,000円
5 契約の方法	制限付一般競争入札
6 契約の相手方	郡山市富久山町久保田字本木51番地 村越建設株式会社 代表取締役 村 越 弘 昌
7 支出科目	令和8年度（繰越明許費） 一般会計 （款）10 教育費 （項）2 小中学校費 （目）3 学校施設費

（提 案 要 旨）

屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立行徳小学校屋内運動場主体工事の請負契約を締結する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1	取得の目的	消防力整備事業備品
2	取得する動産	消防ポンプ自動車2台
		型式 CD-I型
		ぎ装 一式
3	取得価格	金53,900,000円
4	取得の方法	制限付一般競争入札による買入れ
5	取得の相手方	郡山市久留米三丁目27番地
		株式会社ホシノ郡山支店
		支店長 眞 柄 祥 介
6	支出科目	令和8年度
		一般会計
		(款) 9 消防費
		(項) 1 消防費
		(目) 1 消防防災費

(提 案 要 旨)

消防ポンプ自動車を取得する。

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1 取得の目的	小中学校教育環境整備事業備品
2 取得する動産	気化熱冷風機81台
	電源 単相100ボルト
	ファン径 90センチメートル以上
	最大風量 毎時16,500立方メートル以上
	冷却範囲 330平方メートル以上
	フィルター厚 20センチメートル以上
	横幅 160センチメートル以下
	奥行 80センチメートル以下
	高さ 179センチメートル以下
3 取得価格	金87,050,700円
4 取得の方法	制限付一般競争入札による買入れ
5 取得の相手方	郡山市日和田町字朝日垣32番地の39 有限会社東北ガス空調設備 代表取締役 村 上 幸 夫
6 支出科目	令和8年度（繰越明許費） 一般会計 （款）10 教育費 （項）2 小中学校費 （目）2 学校管理費

（提案要旨）

気化熱冷風機を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 取得の目的 教育のDX推進事業消耗品
- 2 取得する動産 タブレット端末10,253台
iPad Wi-Fiモデル10,053台
iPad LTEモデル200台
周辺機器一式
- 3 取得価格 金609,549,050円
- 4 取得の方法 随意契約による買入れ
- 5 取得の相手方 郡山市堤下町13番8号
株式会社エフコム
代表取締役 斎 藤 正 弘
- 6 支出科目 令和8年度
一般会計
(款) 10 教育費
(項) 2 小中学校費
(目) 4 教育研修センター費

(提 案 要 旨)

タブレット端末を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

1	取得の目的	公民館維持管理事業備品
2	取得する動産	フルコンサートグランドピアノ 1台
	付属品	コンサート用椅子 2脚
		トムソン椅子（高低自在ピアノ専用椅子背付き） 2脚
		キーカバー（専用） 1枚
		オールカバー（専用） 1枚
		インシュレーター（専用） 1組
		グランドピアノ運搬台車 1台
3	取得価格	金12,168,024円
4	取得の方法	制限付一般競争入札による買入れ
5	取得の相手方	郡山市堂前町27番10号
		株式会社ノア楽器
		代表取締役 五十嵐 陽
6	支出科目	令和8年度
		一般会計
		（款）10 教育費
		（項）3 社会教育費
		（目）1 生涯学習費

（提 案 要 旨）

フルコンサートグランドピアノを取得する。

町の区域の画定について
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町の区域を次のとおり新たに画するものとする。
 令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

変 更 調 書

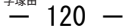
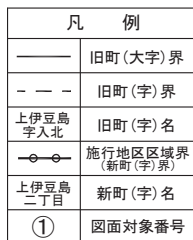
図面対 照番号	新 た な 町 名	左 の 町 に 包 含 さ れ る 区 域	
		旧町名及び旧字名	地 番
①	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 入北	1の1、1の2、2、3の1から3の3まで、4の1、4の2、5の1から5の3まで、6、6の2、6の3、7、7の2、8、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12から14まで、15の1から15の3まで、16、17、18の1、18の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23から28まで、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32、33の1、33の2、34、35、35の2、36から38まで、39の1、39の2、40の1、40の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
②	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 井戸ヶ作	24、25の1から25の3まで、26の1、26の2、27の1、27の2、28の1、28の2、34、35の45、36から42まで、43の1から43の3まで、44、45の1から45の3まで、46の1、46の2、47から50まで、51の1から51の3まで、52から54まで、55の1、55の2、56の1、56の2、57から59まで、60の1から60の3まで、61から72まで、80、81の1、81の2、83、86の1、86の2、87の1、87の2、88、104から106まで、107の1、108の1、109の1及びこれらの区域に隣接介在する公有地の全部
③	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 横峯	2、3の1、3の2、4から19まで、20の1から20の3まで、21、22、23の1、23の2、24の1、24の2、25、26、27の1から27の3まで、28から38まで、39の1、39の2、40から44まで、45の1、45の3、45の4、46、47、48の1、48の2、49から52まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
④	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 館	1の1、1の2、2の1、2の2、3から5まで、32、34、37及び39から48まで
⑤	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 橋下	29の1から29の3まで、30の1及び30の2
⑥	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字	9の1、94の1から94の3まで、97、108の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有

		馬立	地の全部
⑦	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 西畑	1から10まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
⑧	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 中森	1から40まで、41の2及び45
⑨	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 八人組	1から12まで、13の1、13の2、14の1から14の4まで、15の1、15の2、16、17の1、17の2、18、19の1、19の2、20の1、20の2、21から23まで、24の1、24の2、25及び26
⑩	上伊豆島二丁目	熱海町上伊豆島字 北ノ沢	1、2の1、2の2、3の1、3の2、4から6まで、6の2、7から10まで、11の1、11の2、12から14まで、15の1、15の2、16、17、18の1から18の3まで、19、20、21の1から21の3まで、22から24まで、25の1から25の3まで、26から28まで、29の1から29の4まで、30から32まで、33の1、33の2、34から36まで、37の1、37の2、42、43、44の1、44の2、45、46、47の1、47の2、48、49、50の1、50の2、51から53まで、55の1から55の4まで、64、67、68及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
⑪	上伊豆島二丁目	熱海町長橋字沼ノ 沢	1の3、1の39、1の85、1の86、1の110、1の116及び1の117
⑫	上伊豆島二丁目	熱海町長橋字反田	74の1、74の2、75の1、76の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
⑬	上伊豆島二丁目	熱海町長橋字反田 山	6の1、7、8の5、9、10の1、10の2、11の1、12の3
⑭	上伊豆島二丁目	熱海町長橋字廻山	9の1、11の2、11の4、12の1、13の2、13の5、14の1、14の6及び14の7
⑮	上伊豆島二丁目	熱海町安子島字南 山	1の184から1の186まで、1の200から1の202まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

(提 案 要 旨)

郡山西部第一工業団地土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を新たに画する。

(郡山西部第一工業団地土地区画整理事業【第2期工区】)



専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 専決第9号 令和7年度郡山市一般会計補正予算（第15号）（別紙）
 令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）
 令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第7号）（別紙）
 令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）
 令和7年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
 令和7年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
 令和7年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
 令和7年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）
 令和7年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
 令和7年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
 令和7年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）（別紙）
 令和7年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）
 令和7年度郡山市水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）
 令和7年度郡山市下水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）
 令和7年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）（別紙）
- 2 専決第10号 郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 3 専決第11号 郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 4 専決第12号 令和8年度郡山市一般会計補正予算（第3号）（別紙）
- 5 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

（提 案 要 旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和7年度郡山市一般会計補正予算（第15号）（別紙）

理 由

地方譲与税、国庫支出金、市債等の決定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第7号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

4 令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

5 令和7年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

6 令和7年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

7 令和7年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

8 令和7年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

9 令和7年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

10 令和7年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

11 令和7年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

12 令和7年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

13 令和7年度郡山市水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

14 令和7年度郡山市下水道事業会計補正予算（第4号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

15 令和7年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

令和7年度郡山市一般会計補正予算(第15号)

令和7年度郡山市の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ347,966千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,984,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地方譲与税		1,278,980	△15,235	1,263,745
	1 地方揮発油譲与税	271,711	△1,231	270,480
	2 自動車重量譲与税	909,101	△10,404	898,697
	3 地方道路譲与税	1	△1	0
	4 森林環境譲与税	98,167	△3,599	94,568
3 利子割交付金		27,183	62,860	90,043
	1 利子割交付金	27,183	62,860	90,043
4 配当割交付金		179,400	106,692	286,092
	1 配当割交付金	179,400	106,692	286,092
5 株式等譲渡所得割交付金		126,707	314,662	441,369
	1 株式等譲渡所得割交付金	126,707	314,662	441,369
6 法人事業税交付金		949,225	△16,035	933,190
	1 法人事業税交付金	949,225	△16,035	933,190
7 地方消費税交付金		8,690,173	994,185	9,684,358
	1 地方消費税交付金	8,690,173	994,185	9,684,358
8 ゴルフ場利用税交付金		17,080	323	17,403
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,080	323	17,403
9 特別地方消費税交付金		1	△1	0
	1 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金		97,707	8,605	106,312
	1 環境性能割交付金	97,707	8,605	106,312
11 国有提供施設等所在市町村助 成交付金		3,216	239	3,455
	1 国有提供施設等所在市町村助 成交付金	3,216	239	3,455
12 地方特例交付金		349,057	△5,152	343,905

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	12,000	△5,152	6,848
13 地方交付税		16,189,551	△12,884	16,176,667
	1 地方交付税	16,189,551	△12,884	16,176,667
14 交通安全対策特別交付金		43,000	△3,224	39,776
	1 交通安全対策特別交付金	43,000	△3,224	39,776
16 使用料及び手数料		2,461,367	△546	2,460,821
	2 手数料	1,012,662	△546	1,012,116
17 国庫支出金		29,475,166	△491,605	28,983,561
	1 国庫負担金	19,518,749	13,134	19,531,883
	2 国庫補助金	9,856,335	△489,007	9,367,328
	3 委託金	100,082	△15,732	84,350
18 県支出金		11,312,858	△345,182	10,967,676
	1 県負担金	6,361,247	△83,202	6,278,045
	2 県補助金	3,904,425	△233,007	3,671,418
	3 委託金	1,047,186	△28,973	1,018,213
19 財産収入		673,638	94,968	768,606
	1 財産運用収入	137,705	3,328	141,033
	2 財産売払収入	535,933	91,640	627,573
20 寄附金		577,911	47,990	625,901
	1 寄附金	577,911	47,990	625,901
21 繰入金		10,587,661	△145,546	10,442,115
	1 特別会計繰入金	342,803	27,229	370,032
	2 基金繰入金	10,244,858	△172,775	10,072,083

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
23 諸収入		4,316,570	△146,380	4,170,190
	5 雑入	1,202,447	△146,380	1,056,067
24 市債		10,627,600	△796,700	9,830,900
	1 市債	10,627,600	△796,700	9,830,900
歳 入	合 計	158,332,033	△347,966	157,984,067

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		22,360,637	1,562,765	23,923,402
	1 総務管理費	16,717,542	1,926,295	18,643,837
	2 徴税費	3,413,120	△95,937	3,317,183
	3 戸籍住民基本台帳費	1,364,915	△191,328	1,173,587
	4 選挙費	516,328	△65,989	450,339
	5 統計調査費	255,581	△10,276	245,305
3 民生費		60,582,841	△109,139	60,473,702
	1 社会福祉費	4,547,412	△87,872	4,459,540
	2 心身障害者福祉費	8,644,938	△2,817	8,642,121
	3 老人福祉費	11,042,079	7,170	11,049,249
	4 児童福祉費	30,209,974	△13,453	30,196,521
	5 生活保護費	6,112,517	△249	6,112,268
	6 災害救助費	25,921	△11,918	14,003
4 衛生費		11,724,455	△417,012	11,307,443
	1 保健衛生費	6,619,037	△368,279	6,250,758
	2 清掃費	4,853,061	△48,733	4,804,328
5 労働費		234,125	△267	233,858
	1 労働諸費	234,125	△267	233,858
6 農林水産業費		4,291,827	△200,624	4,091,203
	1 農業費	3,915,129	△179,596	3,735,533
	2 林業費	376,698	△21,028	355,670
7 商工費		5,845,692	58,179	5,903,871
	1 商工費	5,845,692	58,179	5,903,871
8 土木費		21,755,600	△911,426	20,844,174
	1 土木管理費	508,925	△50,402	458,523

一般会計

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 道路橋りょう費	6,515,942	△283,603	6,232,339
	3 河川費	2,261,203	△35,620	2,225,583
	4 都市計画費	11,361,071	△325,124	11,035,947
	5 住宅費	1,108,459	△216,677	891,782
9 消防費		3,948,041	△3,248	3,944,793
	1 消防費	3,948,041	△3,248	3,944,793
10 教育費		18,371,340	△252,381	18,118,959
	1 教育総務費	765,162	△1,634	763,528
	2 小中学校費	12,097,896	△209,805	11,888,091
	3 社会教育費	3,941,192	△7,250	3,933,942
	4 保健体育費	1,567,090	△33,692	1,533,398
11 災害復旧費		34,415	△1,297	33,118
	2 公共土木施設災害復旧費	12,014	△1,297	10,717
12 公債費		8,277,183	△68,587	8,208,596
	1 公債費	8,277,183	△68,587	8,208,596
14 予備費		225,385	△4,929	220,456
	1 予備費	225,385	△4,929	220,456
歳 出	合 計	158,332,033	△347,966	157,984,067

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	旧赤津小学校解体事業	千円 302,691	6	千円 181,620	千円 218,955	6	千円 181,620
				7	121,071		7	37,335
4 衛生費	2 清掃費	河内クリーンセンター再整備基本計画策定等事業	234,000	7	32,000	228,339	7	26,339
				8	100,400		8	100,400
				9	85,000		9	85,000
				10	16,600		10	16,600
		河内埋立処分場長寿命化事業	997,700	7	399,080	863,418	7	365,508
				8	598,620		8	497,910

一般会計

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業（その３）	千円 469,907	6	千円 430,753	千円 452,124	6	千円 430,753
				7	39,154		7	21,371
8 土木費	4 都市計画費	東部幹線こ線橋整備事業	1,467,183	3	260	1,441,078	3	260
				4	332,000		4	332,000
				5	836,522		5	836,522
				6	132,089		6	132,089
				7	166,312		7	140,207

一般会計

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政センター施設整備事業	千円 61,400		%		千円 53,800		%	
公共施設等除却事業	170,600				83,400			
一般廃棄物処理事業	429,000				400,200			
農業農村整備事業	365,800				319,000			
林道整備事業	23,800				22,600			
道路整備事業	2,412,000				2,157,500			
河川整備事業	1,515,100				1,489,900			
街路整備事業	227,800				187,800			

一般会計

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	千円 212,700		%		千円 183,300		%	
公共交通対策事業	42,700				39,500			
公営住宅建設事業	212,300				118,400			
消防防災設備整備事業	64,400				63,300			
水防施設整備事業	72,900				73,500			
学校教育施設等整備事業	3,807,900				3,657,700			
社会教育施設整備事業	98,000				95,400			
保健体育施設整備事業	98,200				77,900			
公共土木施設災害復旧事業	4,400				4,100			

一般会計

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 計	千円 10,622,600		%		千円 9,830,900		%	

(廃止)

起 債 の 目 的	限度額	備 考
災害援護資金貸付事業	千円 5,000	起債事業の執行がなかったため。
合 計	5,000	

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	53,770,839	0	53,770,839
2 地方譲与税	1,278,980	△15,235	1,263,745
3 利子割交付金	27,183	62,860	90,043
4 配当割交付金	179,400	106,692	286,092
5 株式等譲渡所得割交付金	126,707	314,662	441,369
6 法人事業税交付金	949,225	△16,035	933,190
7 地方消費税交付金	8,690,173	994,185	9,684,358
8 ゴルフ場利用税交付金	17,080	323	17,403
9 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金	97,707	8,605	106,312
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,216	239	3,455
12 地方特例交付金	349,057	△5,152	343,905
13 地方交付税	16,189,551	△12,884	16,176,667
14 交通安全対策特別交付金	43,000	△3,224	39,776
15 分担金及び負担金	414,952	0	414,952
16 使用料及び手数料	2,461,367	△546	2,460,821
17 国庫支出金	29,475,166	△491,605	28,983,561
18 県支出金	11,312,858	△345,182	10,967,676
19 財産収入	673,638	94,968	768,606
20 寄附金	577,911	47,990	625,901
21 繰入金	10,587,661	△145,546	10,442,115
22 繰越金	6,162,191	0	6,162,191
23 諸収入	4,316,570	△146,380	4,170,190
24 市債	10,627,600	△796,700	9,830,900
歳 入 合 計	158,332,033	△347,966	157,984,067

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	680,491	0	680,491				
2 総務費	22,360,637	1,562,765	23,923,402	△24,858	△82,900	△11,508	1,682,031
3 民生費	60,582,841	△109,139	60,473,702	△141,670	△5,000	22,653	14,878
4 衛生費	11,724,455	△417,012	11,307,443	△171,360	△37,500	△50,458	△157,694
5 労働費	234,125	△267	233,858	△1,094			827
6 農林水産業費	4,291,827	△200,624	4,091,203	△90,909	△48,000	△18,007	△43,708
7 商工費	5,845,692	58,179	5,903,871	△5,038			63,217
8 土木費	21,755,600	△911,426	20,844,174	△481,749	△449,400	△53,226	72,949
9 消防費	3,948,041	△3,248	3,944,793	△2,659	△500	△420	331
10 教育費	18,371,340	△252,381	18,118,959	66,202	△173,100	△41,289	△104,194
11 災害復旧費	34,415	△1,297	33,118	989	△300		△1,986
12 公債費	8,277,183	△68,587	8,208,596				△68,587
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	225,385	△4,929	220,456				△4,929
歳 出 合 計	158,332,033	△347,966	157,984,067	△852,146	△796,700	△152,255	1,453,135

2 歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	271,711	△ 1,231	270,480	1 地方揮発油譲与税	△ 1,231	地方揮発油譲与税 △ 1,231
計	271,711	△ 1,231	270,480			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	909,101	△ 10,404	898,697	1 自動車重量譲与税	△ 10,404	自動車重量譲与税 △ 10,404
計	909,101	△ 10,404	898,697			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 地方道路譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方道路譲与税	1	△ 1	0	1 地方道路譲与税	△ 1	地方道路譲与税 △ 1
計	1	△ 1	0			

2款 地方譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	98,167	△ 3,599	94,568	1 森林環境譲与税	△ 3,599	森林環境譲与税 △ 3,599
計	98,167	△ 3,599	94,568			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	27,183	62,860	90,043	1 利子割交付金	62,860	利子割交付金 62,860
計	27,183	62,860	90,043			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	179,400	106,692	286,092	1 配当割交付金	106,692	配当割交付金 106,692
計	179,400	106,692	286,092			

2款 地方譲与税

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	126,707	314,662	441,369	1 株式等譲渡所得割交付金	314,662	株式等譲渡所得割交付金 314,662
計	126,707	314,662	441,369			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	949,225	△ 16,035	933,190	1 法人事業税交付金	△ 16,035	法人事業税交付金 △ 16,035
計	949,225	△ 16,035	933,190			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	8,690,173	994,185	9,684,358	1 地方消費税交付金	994,185	地方消費税交付金 994,185
計	8,690,173	994,185	9,684,358			

5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	17,080	323	17,403	1 ゴルフ場利用税交付金	323	ゴルフ場利用税交付金 323
計	17,080	323	17,403			

(款) 9 特別地方消費税交付金

(項) 1 特別地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別地方消費税交付金	1	△ 1	0	1 特別地方消費税交付金	△ 1	特別地方消費税交付金 △ 1
計	1	△ 1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	97,707	8,605	106,312	1 環境性能割交付金	8,605	環境性能割交付金 8,606 自動車取得税交付金 △ 1
計	97,707	8,605	106,312			

8款 ゴルフ場利用税交付金

9款 特別地方消費税交付金

10款 環境性能割交付金

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,216	239	3,455	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	239	国有提供施設等所在市町村助成交付金 239
計	3,216	239	3,455			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	12,000	△ 5,152	6,848	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	△ 5,152	固定資産税減収補てん特別交付金 △ 5,152
計	12,000	△ 5,152	6,848			

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

12款 地方特例交付金

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	16,189,551	△ 12,884	16,176,667	1 地方交付税	△ 12,884	特別交付税 △ 12,884
計	16,189,551	△ 12,884	16,176,667			

(款) 14 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	43,000	△ 3,224	39,776	1 交通安全対策特別交付金	△ 3,224	交通安全対策特別交付金 △ 3,224
計	43,000	△ 3,224	39,776			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	864,612	△ 546	864,066	1 保健衛生手数料	△ 546	東山霊園管理手数料 △ 546
計	1,012,662	△ 546	1,012,116			

13款 地方交付税

14款 交通安全対策特別交付金

16款 使用料及び手数料

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	19,466,330	△ 1,315	19,465,015	1 社会福祉費 国庫負担金	△ 1,315	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 △ 1,315
2 衛生費国庫負担金	52,419	14,449	66,868	1 保健衛生費 国庫負担金	14,449	感染症予防事業費国庫負担金 15,135 結核医療費国庫負担金 △ 686
計	19,518,749	13,134	19,531,883			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,462,102	35,868	1,497,970	1 総務管理費 国庫補助金	△ 1,613	被災者支援総合交付金 △ 6 防災・安全交付金 △ 242 地域女性活躍推進交付金 △ 1,345 地方経済生活環境創生交付金 △ 20
						地方創生臨時交付金 △ 15,059
						子ども・子育て支援事業費国庫補助金 △ 1
				2 徴税費国庫 補助金	△ 15,060	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 △ 1,360
				3 戸籍住民基 本台帳費国 庫補助金	52,541	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補 助金 53,901
2 民生費国庫補助金	3,711,712	△ 113,561	3,598,151	1 社会福祉費 国庫補助金	△ 69,564	地方創生臨時交付金 △ 69,509 地方経済生活環境創生交付金 △ 55

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金				2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	△ 450	地域生活支援事業費等国庫補助金 △ 450
				3 老人福祉費 国庫補助金	△ 274	老人クラブ活動等事業費国庫補助金 △ 199 地域介護・福祉空間整備等交付金 △ 75
				4 児童福祉費 国庫補助金	△ 43,273	地方創生臨時交付金 △ 17,432 地域少子化対策重点推進交付金 △ 9,487 住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補 助金 △ 3,008 重層的支援体制整備事業交付金 △ 4,116 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 △ 9,230
3 衛生費国庫補助金	321,997	△ 1,389	320,608	1 保健衛生費 国庫補助金	△ 1,389	福島再生加速化交付金 △ 48 エイズ対策促進事業費国庫補助金 14 特定感染症検査事業費等国庫補助金 △ 644 結核医療費国庫補助金 △ 3 感染症対策特別促進事業費国庫補助金 △ 13 感染症予防事業費等国庫補助金 △ 55 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 △ 786 マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補 助金 146
4 農林水産業費国庫 補助金	62,278	△ 1,186	61,092	1 農業費国庫 補助金	△ 1,186	福島再生加速化交付金 26 地方経済生活環境創生交付金 △ 1,212

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 商工費国庫補助金	70,996	△ 4,240	66,756	1 商工費国庫補助金	△ 4,240	地方創生臨時交付金 △ 1,282 福島再生加速化交付金 △ 480 オーバーツーリズム未然防止等観光推進事業費国庫補助金 △ 931 地方経済生活環境創生交付金 △ 1,547
6 土木費国庫補助金	3,182,312	△ 467,722	2,714,590	1 土木管理費国庫補助金	△ 24,825	防災・安全交付金 △ 9,505 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金 △ 15,320
				2 道路橋りょう費国庫補助金	△ 286,008	社会資本整備総合交付金 △ 160,680 防災・安全交付金 △ 125,215 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 △ 113
				4 都市計画費国庫補助金	△ 79,784	社会資本整備総合交付金 △ 21,389 防災・安全交付金 △ 7,753 踏切道改良計画事業費国庫補助金 △ 50,600 地方経済生活環境創生交付金 △ 42
				5 住宅費国庫補助金	△ 77,105	社会資本整備総合交付金 △ 59,221 防災・安全交付金 △ 17,884
7 消防費国庫補助金	10,277	△ 2,659	7,618	1 消防費国庫補助金	△ 2,659	防災・安全交付金 △ 407 消防団設備整備費国庫補助金 △ 2,251 地域未来交付金 △ 1
8 教育費国庫補助金	917,778	66,976	984,754	1 教育総務費国庫補助金	△ 476	教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 476

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費国庫補助金				2 小中学校費 国庫補助金	68,676	教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 167
						地方経済生活環境創生交付金 △ 1,090
						小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 1,047
						小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 4,097
						中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 628
						中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 5,069
						地方創生臨時交付金 89,520
						小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △ 87
						中学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △ 187
						小学校学校施設環境改善交付金 △ 10,561
						地域未来交付金 △ 5
				3 社会教育費 国庫補助金	△ 1,199	文化財発掘調査事業費国庫補助金 △ 922
						文化財保存事業費国庫補助金 △ 277
				4 保健体育費 国庫補助金	△ 25	地方経済生活環境創生交付金 △ 25
9 労働費国庫補助金	116,883	△ 1,094	115,789	1 労働諸費国 庫補助金	△ 1,094	地方創生臨時交付金 △ 435
						社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金 △ 213
						地方経済生活環境創生交付金 △ 446
計	9,856,335	△ 489,007	9,367,328			

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	29,603	△ 959	28,644	2 戸籍住民基本台帳費委託金	△ 959	中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金 △ 959
2 民生費委託金	49,836	△ 5,781	44,055	1 社会福祉費委託金	△ 5,781	国民年金事務国庫委託金 △ 3,908 年金生活者支援給付金事務国庫委託金 △ 1,873
3 衛生費委託金	8,558	△ 1,381	7,177	1 保健衛生費委託金	△ 1,381	国民栄養調査等国庫委託金 △ 1,381
4 土木費委託金	12,085	△ 7,611	4,474	1 河川費委託金	△ 7,611	排水機場施設管理国庫委託金 △ 5,351 徳定川浄化施設管理国庫委託金 △ 2,260
計	100,082	△ 15,732	84,350			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費県負担金	96,395	△ 83,202	13,193	1 保健衛生費県負担金	△ 83,202	予防接種事故救済給付費県負担金 △ 83,202
計	6,361,247	△ 83,202	6,278,045			

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	62,690	△ 27,725	34,965	1 総務管理費 県補助金	△ 27,725	ふくしま移住支援金給付費県補助金 △ 27,174 消費者行政強化県交付金 △ 51 犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金 △ 500
2 民生費県補助金	2,316,431	△ 21,017	2,295,414	1 社会福祉費 県補助金	512	重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こ ども医療国保分） 512
				2 心身障害者 福祉費県補 助金	△ 18,380	地域生活支援事業費等県補助金 △ 225 重度心身障害者医療助成事業費県補助金 △ 16,294 重層的支援体制整備事業費県交付金 △ 1,861
				3 老人福祉費 県補助金	110	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 204 介護職員初任者研修及び実務者研修県補助金 314
				4 児童福祉費 県補助金	△ 3,259	住宅セーフティネット促進補助事業費県補助 金 △ 2,230 重層的支援体制整備事業費県交付金 △ 1,029
3 衛生費県補助金	221,383	△ 85,501	135,882	1 保健衛生費 県補助金	△ 85,501	予防接種事故救済給付費県補助金 △ 155 浄化槽設置整備事業費県補助金 △ 3,093 除染対策事業費県補助金 △ 77,863 電源立地地域対策県交付金 △ 1,309 被災者健康支援体制整備事業費県補助金 △ 55 生殖補助医療交通費支援事業県補助金 △ 3,026
4 農林水産業費県補 助金	700,538	△ 90,020	610,518	1 農業費県補 助金	△ 85,134	農業委員会費県交付金 △ 766 農地利用最適化県交付金 △ 51 農地集積・集約化等対策事業費県補助金 △ 1,458

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金						経営所得安定対策等推進事業費県補助金 △ 6,641
						中山間地域等直接支払事業費県交付金 △ 1,575
						農業次世代人材投資事業費県補助金 △ 1,227
						担い手づくり総合支援事業費県補助金 △ 16,662
						地域を支える新たな農業者等確保支援事業費 県補助金 △ 12
						新規就農者育成総合対策事業費県補助金 △ 28,377
						環境保全型農業直接支払県交付金 △ 1,357
						狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補 助金 572
						鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金 △ 310
						特定外来生物対策事業費県補助金 △ 333
						ツキノワグマ出没対策支援事業費県補助金 1,485
						地籍調査費県補助金 △ 12,287
						農業水路等長寿命化・防災減災事業費県交付 金 △ 11,500
						大雪農業災害特別対策事業費県補助金 △ 3,834
						狩猟技術向上等支援事業費県補助金 △ 230
						地域創生総合支援事業費県補助金 68
						地域計画担い手確保支援事業費県補助金 △ 139
						農業でふくしまぐらし支援事業費県補助金 △ 500

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金				2 林業費県補助金	△ 4,886	造林事業費県補助金 △ 2,622 ふくしま森林再生事業県補助金 △ 8 森林環境県交付金 △ 136 里山林保全対策事業費県補助金 △ 2,120
5 商工費県補助金	5,440	△ 860	4,580	1 商工費県補助金	△ 860	活力ある商店街支援事業費県補助金 △ 500 地域創生総合支援事業費県補助金 △ 360
6 土木費県補助金	581,478	△ 8,099	573,379	1 土木管理費県補助金	△ 8,099	木造住宅等耐震化支援事業費県補助金 △ 1,715 建築物耐震化促進事業費県補助金 △ 6,384
7 教育費県補助金	16,465	△ 774	15,691	1 小中学校費県補助金	△ 774	森林環境県交付金 △ 29 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金 △ 745
8 災害復旧費県補助金	0	989	989	1 農林水産業施設災害復旧費県補助金	989	農地農業用施設災害復旧事業費県補助金 989
計	3,904,425	△ 233,007	3,671,418			

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	987,482	△ 31,671	955,811	1 総務管理費委託金	△ 386	うつくしま権限移譲交付金 △ 148 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 △ 238
				2 徴税費委託金	21,021	個人県民税徴収取扱費県交付金 21,021
				3 選挙費委託金	△ 63,081	在外選挙人名簿登録事務県委託金 △ 33 参議院議員通常選挙県委託金 △ 25,377 衆議院議員総選挙県委託金 △ 37,671
				4 統計調査費委託金	10,775	国勢調査県委託金 11,665 経済センサス県委託金 △ 896 農林業センサス県委託金 6
2 民生費委託金	122	4	126	1 心身障害者福祉費委託金	4	うつくしま権限移譲交付金 4
3 衛生費委託金	7,460	652	8,112	1 保健衛生費委託金	652	うつくしま権限移譲交付金 536 生活環境保全等市町村委任事務県交付金 98 猪苗代湖水環境保全権限移譲交付金 18
4 農林水産業費委託金	5,016	297	5,313	1 農業費委託金	297	うつくしま権限移譲交付金 297
5 商工費委託金	50	62	112	1 商工費委託金	62	うつくしま権限移譲交付金 62
6 土木費委託金	11,406	1,683	13,089	1 土木管理費委託金	67	うつくしま権限移譲交付金 67

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費委託金				3 河川費委託金	1,616	河川環境保全事業県委託金 1,616
計	1,047,186	△ 28,973	1,018,213			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	75,912	3,328	79,240	1 利子及び配当金	3,328	財政調整基金利子 △ 867 減債基金利子 1,156 地方創生応援基金利子 225 公共施設等総合管理基金利子 △ 61 すこやか子育て基金利子 32 東山霊園管理基金利子 8 農業水利施設等保全再生事業基金利子 △ 86 森林環境譲与税基金利子 298 水と緑のまちづくり基金利子 1,707 篤志奨学資金給与基金利子 407 農林水産業振興基金利子 509
計	137,705	3,328	141,033			

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	433,987	91,640	525,627	1 土地売却収入	91,593	市有地売却収入 91,593
				2 立木売却収入	47	立木売却収入 47
計	535,933	91,640	627,573			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	198,804	△ 3,647	195,157	1 ふるさと納税寄附金	△ 4,647	こおりやま応援寄附金 △ 4,647
				2 地方創生応援税制寄附金	1,000	地方創生応援寄附金 1,000
2 総務費寄附金	1	1,000	1,001	1 総務管理費寄附金	1,000	きずな基金寄附金 1,000
3 民生費寄附金	12,175	14,900	27,075	2 児童福祉費寄附金	14,900	子育て支援推進寄附金 14,900
4 衛生費寄附金	7,222	1,919	9,141	1 保健衛生費寄附金	1,419	環境寄附金 419
						地方創生応援寄附金 1,000

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費寄附金				2 清掃費寄附金	500	地方創生応援寄附金 500
5 土木費寄附金	1	△ 1	0	1 都市計画費寄附金	△ 1	水と緑のまちづくり基金寄附金 △ 1
6 教育費寄附金	59,708	33,819	93,527	1 小中学校費寄附金	1,600	奨学資金給与費寄附金 1,600
				2 社会教育費寄附金	319	文化スポーツ振興寄附金 319
				3 保健体育費寄附金	31,900	地方創生応援寄附金 31,900
計	577,911	47,990	625,901			

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 荒井北井土地区画整理事業繰入金	273	△ 273	0	1 荒井北井土地区画整理事業繰入金	△ 273	荒井北井土地区画整理事業繰入金 △ 273

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 富田第二土地区画 整理事業繰入金	100,281	6,796	107,077	1 富田第二土地 区画整理 事業繰入金	6,796	富田第二土地区画整理事業繰入金 6,796
5 駐車場事業繰入金	84,091	18,625	102,716	1 駐車場事業 繰入金	18,625	駐車場事業繰入金 18,625
6 郡山駅西口市街地 再開発事業繰入金	18,692	2	18,694	1 郡山駅西口 市街地再開 発事業繰入 金	2	郡山駅西口市街地再開発事業繰入金 2
15 公共用地先行取得 事業繰入金	0	2,079	2,079	1 公共用地先 行取得事業 繰入金	2,079	公共用地先行取得事業繰入金 2,079
計	342,803	27,229	370,032			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 きずな基金繰入金	8,078	△ 6,808	1,270	1 きずな基金 繰入金	△ 6,808	きずな基金繰入金 △ 6,808

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 地方創生応援基金繰入金	89,977	△ 8,194	81,783	1 地方創生応援基金繰入金	△ 8,194	地方創生応援基金繰入金 △ 8,194
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,075,377	△ 128,659	946,718	1 公共施設等総合管理基金繰入金	△ 128,659	公共施設等総合管理基金繰入金 △ 128,659
6 すこやか子育て基金繰入金	23,700	△ 200	23,500	1 すこやか子育て基金繰入金	△ 200	すこやか子育て基金繰入金 △ 200
7 環境基金繰入金	17,774	△ 9,591	8,183	1 環境基金繰入金	△ 9,591	環境基金繰入金 △ 9,591
8 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	60,000	△ 9,732	50,268	1 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	△ 9,732	農業水利施設等保全再生事業基金繰入金 △ 9,732
9 市有林基金繰入金	250	△ 20	230	1 市有林基金繰入金	△ 20	市有林基金繰入金 △ 20
10 森林環境譲与税基金繰入金	76,423	△ 15,856	60,567	1 森林環境譲与税基金繰入金	△ 15,856	森林環境譲与税基金繰入金 △ 15,856
11 消防力整備基金繰入金	3,160	△ 430	2,730	1 消防力整備基金繰入金	△ 430	消防力整備基金繰入金 △ 430

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
12 篤志奨学資金給与基金繰入金	12,837	△ 587	12,250	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	△ 587	篤志奨学資金給与基金繰入金 △ 587
13 美術品取得基金繰入金	3,300	△ 563	2,737	1 美術品取得基金繰入金	△ 563	美術品取得基金繰入金 △ 563
14 福祉基金繰入金	7,671	△ 2,537	5,134	1 福祉基金繰入金	△ 2,537	福祉基金繰入金 △ 2,537
15 高齢化社会対策基金繰入金	3,184	124	3,308	1 高齢化社会対策基金繰入金	124	高齢化社会対策基金繰入金 124
16 東山霊園管理基金繰入金	4,671	8	4,679	1 東山霊園管理基金繰入金	8	東山霊園管理基金繰入金 8
17 文化スポーツ振興基金繰入金	1,637	5,270	6,907	1 文化スポーツ振興基金繰入金	5,270	文化スポーツ振興基金繰入金 5,270
18 農林水産業振興基金繰入金	0	5,000	5,000	1 農林水産業振興基金繰入金	5,000	農林水産業振興基金繰入金 5,000
計	10,244,858	△ 172,775	10,072,083			

21款 繰入金

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1, 202, 158	△ 146, 380	1, 055, 778	1 実費徴収金	△ 12	スポーツ教室教材費実費収入 △ 12
				2 雑入	△ 146, 368	雇用保険料個人負担分 △ 54 デジタル基盤改革支援補助金 △ 153, 730 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業 補助金 △ 28 企業会計人件費負担金 7, 149 委託料過年度返還金 285 雑入 10
計	1, 202, 447	△ 146, 380	1, 056, 067			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務債	172, 700	△ 82, 900	89, 800	1 総務管理債	△ 82, 900	行政センター施設整備事業債 △ 7, 600 公共施設等除却事業債 △ 75, 300
3 民生債	169, 800	△ 5, 000	164, 800	2 災害救助債	△ 5, 000	災害援護資金貸付事業債 △ 5, 000
4 衛生債	456, 500	△ 37, 500	419, 000	1 保健衛生債	△ 8, 700	公共施設等除却事業債 △ 8, 700
				2 清掃債	△ 28, 800	一般廃棄物処理事業債 △ 28, 800
5 農林水産業債	389, 600	△ 48, 000	341, 600	1 農業債	△ 46, 800	農業農村整備事業債 △ 46, 800
				2 林業債	△ 1, 200	林道整備事業債 △ 1, 200

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木債	4,656,800	△ 449,400	4,207,400	1 道路橋りょう債	△ 256,200	道路整備事業債 △ 254,500 公共施設等除却事業債 △ 1,700
				2 河川債	△ 25,200	河川整備事業債 △ 25,200
				3 都市計画債	△ 72,600	街路整備事業債 △ 40,000 公園整備事業債 △ 29,400 公共交通対策事業債 △ 3,200
				4 住宅債	△ 95,400	公営住宅建設事業債 △ 93,900 公共施設等除却事業債 △ 1,500
8 消防債	137,300	△ 500	136,800	1 消防債	△ 500	消防防災設備整備事業債 △ 1,100 水防施設整備事業債 600
9 教育債	4,004,100	△ 173,100	3,831,000	1 小中学校債	△ 150,200	小学校教育施設等整備事業債 △ 146,800 教育研修施設整備事業債 △ 3,400
				2 社会教育債	△ 2,600	社会教育施設整備事業債 △ 2,600
				3 保健体育債	△ 20,300	保健体育施設整備事業債 △ 20,300
10 災害復旧債	15,900	△ 300	15,600	7 公共土木施設災害復旧債	△ 300	道路橋りょう災害復旧事業債 △ 300
計	10,627,600	△ 796,700	9,830,900			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財 源	節		説 明
					区 分	金 額	
1 総務法務費	828,841	△6	828,835	特定財源 国・県	11 役務費	△6	◎長期避難者等支援事業費 △6 ○長期避難者等支援事業費★ △6
				特定財源の内訳 (国) 被災者支援総合交付金			
4 職員厚生費	611,947	390,927	1,002,874	一般財源	3 職員手当等	385,889	◎退職手当費 385,889
					18 負担金補助及び交付金	5,038	◎企業会計退職手当負担金 5,038
6 政策開発費	315,590	2,187	317,777	特定財源 国・県	18 負担金補助及び交付金	△36,232	◎地方創生費 △36,232 ○移住・定住促進事業費★ △36,232
				その他			
				一般財源	24 積立金	38,419	◎地方創生応援基金費 38,419
				特定財源の内訳 (県) ふくしま移住支援金給付費県補助金 (他) 地方創生応援基金利子 (他) こおりやま応援寄附金 (他) 地方創生応援寄附金			
7 情報政策費	1,864,821	△65,761	1,799,060	特定財源 その他	12 委託料	△26,688	◎情報システム運営事業費 △65,761
				一般財源	13 使用料及び賃借料	△39,073	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
7 情報政策費	特定財源の内訳 (他) デジタル基盤改革支援補助金△15,223						
9 財政管理費	6,766,584	1,002,624	7,769,208	特定財源2,624 その他2,624 一般財源1,000,000	24 積立金	1,002,624	◎財政調整基金費999,133 ◎減債基金費1,156 ◎きずな基金費2,335
	特定財源の内訳						
	(他) 財政調整基金利子△867						
	(他) 減債基金利子1,156						
	(他) こおりやま応援寄附金1,335						
	(他) きずな基金寄附金1,000						
10 財産管理費	2,345,904	606,842	2,952,746	特定財源16,842 市債△75,300 その他92,142 一般財源590,000	14 工事請負費	△83,736	◎財産管理費△83,736
					24 積立金	690,578	○公有資産マネジメント推進事業費★△83,736
							◎公共施設等総合管理基金費690,578
	特定財源の内訳						
	(市債) 公共施設等除却事業債△75,300						
	(他) 公共施設等総合管理基金利子△61						
	(他) 市有地売却収入91,593						
	(他) こおりやま応援寄附金9,046						
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金△8,436						

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
12 市民協働推進費	285,871	0	285,871	特定財源	△148			◎職員給与費	0
				国・県	△148				
				一般財源	148				
	特定財源の内訳 (県) うつくしま権限移譲交付金				△148				
13 ダイバーシティ推進費	180,373	△1,300	179,073	特定財源	△2,103	7 報償費	△7	◎男女共同参画推進費	△26
				国・県	△2,103	8 旅費	△38	○男女共同参画推進	
				一般財源	803	10 需用費	△253	事業費★	△26
						11 役務費	△2	◎男女共同参画センタ	
	特定財源の内訳					19 扶助費	△1,000	一費	0
	(国) 地域女性活躍推進交付金				△1,345			◎人権啓発活動推進費	△1,235
	(国) 地方経済生活環境創生交付金				△20			○人権啓発活動推進	
				(県) 犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金	△500			事業費★	△1,235
				(県) 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金	△238			◎若者参加支援事業費	△39
								○Z世代地域活躍推 進事業費★	△39
14 市民安全費	256,761	△458	256,303	特定財源	△293	8 旅費	△73	◎消費生活センター費	△458
				国・県	△293	17 備品購入費	△385	◎防犯灯費	0
				一般財源	△165				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
14 市民安全費	特定財源の内訳 (国) 防災・安全交付金 Δ242 (県) 消費者行政強化県交付金 Δ51						
16 行政センター及び連絡所費	1,550,112	Δ8,346	1,541,766	特定財源 Δ8,414 市債 Δ7,600 その他 Δ814 一般財源 68	14 工事請負費	Δ8,346	◎行政センター及び連絡所費 Δ8,346
	特定財源の内訳 (市債) 行政センター施設整備事業債 Δ7,600 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 Δ814						
19 ふれあいセンター費	94,670	Δ414	94,256	特定財源 Δ414 その他 Δ414	12 委託料	Δ414	◎ふれあいセンター費 Δ414
	特定財源の内訳 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 Δ414						
計	16,717,542	1,926,295	18,643,837	特定財源 4,110 国・県 Δ29,724 市債 Δ82,900 その他 116,734 一般財源 1,922,185			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税費	855, 873	0	855, 873	特定財源 $\Delta 1, 981$ その他 $\Delta 1, 981$ 一般財源 1, 981			◎税総合システム運用事業費 0
				特定財源の内訳 (他) デジタル基盤改革支援補助金 $\Delta 1, 981$			
3 徴收費	663, 987	$\Delta 18, 878$	645, 109	特定財源 $\Delta 398$ 国・県 20, 649 その他 $\Delta 21, 047$ 一般財源 $\Delta 18, 480$	12 委託料	$\Delta 18, 878$	◎徴收費 $\Delta 18, 878$
				特定財源の内訳 (国) 子ども・子育て支援事業費国庫補助金 $\Delta 372$ (県) 個人県民税徴収取扱費県交付金 21, 021 (他) デジタル基盤改革支援補助金 $\Delta 21, 047$			
4 定額減税補足給付金費	1, 232, 000	$\Delta 77, 059$	1, 154, 941	特定財源 $\Delta 15, 059$	10 需用費	$\Delta 347$	◎定額減税補足給付金給付事業費 $\Delta 77, 059$
				国・県 $\Delta 15, 059$	11 役務費	$\Delta 6, 186$	
				一般財源 $\Delta 62, 000$	12 委託料	$\Delta 29, 496$	
					19 扶助費	$\Delta 41, 030$	
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 $\Delta 15, 059$			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,413,120	△95,937	3,317,183	特定財源 △17,438 国・県 5,590 その他 △23,028 一般財源 △78,499			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	1,363,503	△191,328	1,172,175	特定財源 △52,713	8 旅費	△40	◎職員給与費 0
				国・県 51,582	10 需用費	△2,768	◎戸籍事務費 △182,638
				その他 △104,295	11 役務費	△3,541	◎住民基本台帳費 △1,693
				一般財源 △138,615	12 委託料	△184,400	◎マイナンバーカード
					13 使用料及び賃借料	△579	事務費 △6,860
							◎外国人登録費 △137
				特定財源の内訳			
				(国) マイナンバーカード交付事務費国庫補助金			
				(国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金			
				(国) 中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金			
				(他) デジタル基盤改革支援補助金			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,364,915	△191,328	1,173,587	特定財源 △52,713 国・県 51,582 その他 △104,295 一般財源 △138,615			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 選挙費	516,328	△65,989	450,339	特定財源	△64,000	1 報酬	△11,742	◎選挙管理委員会事務局費 △1,065 ◎参議院議員通常選挙費 △27,192 ◎衆議院議員総選挙費 △37,732
				国・県	△63,081	3 職員手当等	△12,567	
				その他	△919	4 共済費	△2,249	
				一般財源	△1,989	7 報償費	△7,916	
						8 旅費	△1,016	
	特定財源の内訳					10 需用費	△4,501	
	(県) 在外選挙人名簿登録事務県委託金					11 役務費	△11,514	
	(県) 参議院議員通常選挙県委託金					12 委託料	△9,264	
	(県) 衆議院議員総選挙県委託金					13 使用料及び賃借料	△3,068	
	(他) 雇用保険料個人負担分							
	(他) デジタル基盤改革支援補助金					17 備品購入費	△2,152	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	516,328	△65,989	450,339	特定財源 △64,000 国・県 △63,081 その他 △919 一般財源 △1,989			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	255,581	△10,276	245,305	特定財源 10,775	1 報酬	△6,270	◎職員給与費 0 ◎基幹統計調査費 △10,276
				国・県 10,775	7 報償費	△15	
				一般財源 △21,051	8 旅費	△112	
					10 需用費	△1,783	
					12 委託料	△1,676	
					13 使用料及び賃借料	△420	
特定財源の内訳							
(県) 国勢調査県委託金 11,665							
(県) 経済センサス県委託金 △896							
(県) 農林業センサス県委託金 6							
計	255,581	△10,276	245,305	特定財源 10,775 国・県 10,775 一般財源 △21,051			

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	1,776,828	△71,285	1,705,543	特定財源	△77,383	12 委託料	△70,956	◎社会福祉総務費	△1,337
				国・県	△70,879	19 扶助費	△1,752	◎地域福祉推進事業費	0
				その他	△6,504	24 積立金	1,423	○福祉のまちづくり事業費★	0
	一般財源	6,098	◎生活困窮者自立支援事業費	△1,752					
	特定財源の内訳			○生活困窮者自立支援事業費★	△1,752				
	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金			△1,315	◎重層的支援体制整備推進事業費			△110	
	(国)地方創生臨時交付金			△69,509	○福祉まるごと支援事業費★			△110	
	(国)地方経済生活環境創生交付金			△55	◎物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費			△69,509	
	(他)こおりやま応援寄附金			1,423	◎福祉基金費			1,423	
	(他)福祉基金繰入金			△2,537					
	(他)デジタル基盤改革支援補助金			△5,390					
3 国保年金費	2,770,463	△16,587	2,753,876	特定財源	26,538	12 委託料	△2,823	◎国民年金事務費	△2,823
				国・県	△5,269	27 繰出金	△13,764	◎国民健康保険事業費	△13,764
				その他	31,807				
	一般財源	△43,125							
	特定財源の内訳								
	(国)国民年金事務国庫委託金			△3,908					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 国保年金費	(国) 年金生活者支援給付金事務国庫委託金 (県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こども医療国保分） (他) デジタル基盤改革支援補助金	△1,873 512 31,807					
計	4,547,412	△87,872	4,459,540	特定財源 国・県 その他 一般財源	△50,845 △76,148 25,303 △37,027		

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	8,434,855	△2,817	8,432,038	特定財源 △20,066 国・県 △17,245 その他 △2,821 一般財源 17,249	12 委託料	△2,817	◎障害者福祉総務費 △2,817 ◎地域生活支援事業費 0 ◎障害者援護手当等給付費 0 ◎在宅障害者福祉対策事業費 0
	特定財源の内訳						
	(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金			△450			
	(県) 地域生活支援事業費等県補助金			△225			

3款 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	(県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金 (県) うつくしま権限移譲交付金 (他) デジタル基盤改革支援補助金			△16,574 4 △2,821			
2 保健所障害福祉費	210,083	0	210,083	特定財源 国・県 一般財源 △1,581 △1,581 1,581			◎地域生活支援事業費 ◎障害者援護手当等給付費
	特定財源の内訳 (県) 重度心身障害者医療助成事業費県補助金 (県) 重層的支援体制整備事業費県交付金						
				280 △1,861			
計	8,644,938	△2,817	8,642,121	特定財源 国・県 その他 一般財源 △21,647 △18,826 △2,821 18,830			

– 171 –

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財源 内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,326,462	△1,199	1,325,263	特定財源	△638	7 報償費	△40	◎生きがい対策事業費 ○高齢者の生きがい と健康づくり事業費 ★ ○老人クラブ育成事 業費★ ○長寿社会対策推進 事業費★ ◎老人デイサービス費 ◎高齢化社会対策基金 費	△636 △40 △596 0 △3,007 2,444
				国・県	△199	10 需用費	△3,007		
				その他	△439	18 負担金補助 及び交付金	△596		
				一般財源	△561	24 積立金	2,444		
				特定財源の内訳					
	(国) 老人クラブ活動等事業費国庫補助金				△199				
	(他) こおりやま応援寄附金				2,444				
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△3,007				
	(他) 高齢化社会対策基金繰入金				124				
3 介護保険事 業費	4,795,339	△2,309	4,793,030	特定財源	△708	12 委託料	△224	◎介護保険事業費 ○介護人材確保育成 支援事業費★ ◎老人福祉施設等整備 補助事業費	△2,234 △1,007 △75
				国・県	35	18 負担金補助 及び交付金	△858		
				その他	△743	27 繰出金	△1,227		
				一般財源	△1,601				
				特定財源の内訳					
	(国) 地域介護・福祉空間整備等交付金				△75				
	(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金				△204				
	(県) 介護職員初任者研修及び実務者研修県補助金				314				
	(他) デジタル基盤改革支援補助金				△743				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 後期高齢者 医療費	4,125,605	10,678	4,136,283	特定財源	△17,905	27 繰出金	10,678	◎後期高齢者医療事業 費	10,678
				その他	△17,905				
				一般財源	28,583				
	特定財源の内訳								
	(他) デジタル基盤改革支援補助金								
					△17,905				
計	11,042,079	7,170	11,049,249	特定財源	△19,251				
				国・県	△164				
				その他	△19,087				
				一般財源	26,421				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 こども総務 企画費	1,838,718	15,989	1,854,707	特定財源 17,216	11 役務費	△517	◎児童福祉総務費 81
				国・県 △9,841	18 負担金補助 及び交付金	△13,903	○子ども食堂支援事 業費★ 81
				その他 27,057	22 償還金利子 及び割引料	3,184	◎子育て環境整備費 △14,420
				一般財源 △1,227	24 積立金	27,225	○子育て環境整備促 進（ベビーファース ト）事業費★ △757
				特定財源の内訳			○結婚新生活支援事 業費★ △13,668
				(国) 地方創生臨時交付金 △354			○婚活支援事業費★ 5
				(国) 地域少子化対策重点推進交付金 △9,487			◎すこやか子育て基金 費 27,225
				(他) すこやか子育て基金利子 32			◎放課後児童クラブ費 3,103
				(他) こおりやま応援寄附金 12,325			
				(他) 子育て支援推進寄附金 14,900			
2 子育て給付 費	11,338,643	△22,096	11,316,547	(他) すこやか子育て基金繰入金 △200	10 需用費	△452	◎職員給与費 0
				特定財源 △24,934	11 役務費	△813	◎児童手当等支給費 △22,096
				国・県 △24,934	12 委託料	△20,806	
				一般財源 2,838	19 扶助費	△25	
				特定財源の内訳			
				(国) 地方創生臨時交付金 △15,704			
				(国) 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 △9,230			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 こども家庭費	242,466	△6,016	236,450	特定財源 △5,238 国・県 △5,238 一般財源 △778	18 負担金補助 及び交付金	△6,016	◎母子福祉対策費 △6,016 ○母子自立支援事業 費★ △6,016
	特定財源の内訳						
	(国) 住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金 △3,008 (県) 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金 △2,230						
4 保育費	14,136,052	△1,374	14,134,678	特定財源 △6,519 国・県 △6,519 一般財源 5,145	18 負担金補助 及び交付金	△1,374	◎職員給与費 0 ◎民間認可保育所費 △714 ○特定教育・保育施設等補助事業費★ △714 ◎私立幼稚園費 △660 ○私立幼稚園運営費 補助事業費★ △660
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金 △1,374 (国) 重層的支援体制整備事業交付金 △4,116 (県) 重層的支援体制整備事業費県交付金 △1,029						
5 児童障害福祉費	2,654,095	44	2,654,139	一般財源 44	22 償還金利子 及び割引料	44	◎心身障害児福祉費 44
計	30,209,974	△13,453	30,196,521	特定財源 △19,475 国・県 △46,532 その他 27,057 一般財源 6,022			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費	6,112,517	△249	6,112,268	特定財源 △991 その他 △991 一般財源 742	12 委託料	△249	◎生活保護事務費 △249
	特定財源の内訳 (他) デジタル基盤改革支援補助金			△991			
計	6,112,517	△249	6,112,268	特定財源 △991 その他 △991 一般財源 742			

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	25,921	△11,918	14,003	特定財源 △11,808 市債 △5,000 その他 △6,808 一般財源 △110	1 報酬	△122	◎災害救助費 △6,917
					8 旅費	△25	◎災害援護資金費 △5,001
					10 需用費	△2	
					11 役務費	△5	
					19 扶助費	△6,764	
	特定財源の内訳 (市債) 災害援護資金貸付事業債			△5,000	20 貸付金	△5,000	

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	(他) きずな基金繰入金			△6,808			
計	25,921	△11,918	14,003	特定財源 △11,808 市債 △5,000 その他 △6,808 一般財源 △110			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	387,098	△113	386,985	特定財源 △48	8 旅費	△22	◎職員給与費 0
				国・県 △48	10 需用費	△30	◎保健所総務費 △113
				一般財源 △65	11 役務費	△16	
					12 委託料	△45	
				特定財源の内訳 (国) 福島再生加速化交付金 △48			
3 保健所保健 ・感染症費	2,025,889	△239,202	1,786,687	特定財源 △83,860	12 委託料	△156,000	◎職員給与費 0
				国・県 △83,860 一般財源 △155,342	18 負担金補助 及び交付金	△83,202	◎予防接種事業費 △239,202 ◎感染症予防対策事業費 0

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 財	正 源	額 内	の 訳	節		説明	
								区 分	金 額		
3 保健所保健 ・感染症費	特定財源の内訳									○特定感染症検査等 対策事業費★0	
	(国) 感染症予防事業費国庫負担金147										
	(国) 結核医療費国庫負担金△686										
	(国) エイズ対策促進事業費国庫補助金14										
	(国) 特定感染症検査事業費等国庫補助金△644										
	(国) 結核医療費国庫補助金△3										
	(国) 感染症対策特別促進事業費国庫補助金△13										
	(国) マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補助金146										
	(県) 予防接種事故救済給付費県負担金△83,202										
	(県) 予防接種事故救済給付費県補助金△155										
	(県) うつくしま権限移譲交付金536										
4 保健所健康 づくり費	1,414,123	△1,776	1,412,347	特定財源		△5,809	1 報酬	△246	◎生活習慣病対策推進	事業費0 ○生活習慣病対策事業費★0 ◎健康増進事業費△398 ○健康増進事業費★△398 ◎後期高齢者健康診査事業費0 ◎保健衛生統計費△1,378	
				国・県		△1,491	7 報償費	△88			
				その他		△4,318	8 旅費	△22			
				一般財源		4,033	10 需用費	△628			
							11 役務費	△73			
		特定財源の内訳							12 委託料	△719	
		(国) 感染症予防事業費等国庫補助金△55									
		(国) 国民栄養調査等国庫委託金△1,381									
		(県) 被災者健康支援体制整備事業費県補助金△55									
		(他) デジタル基盤改革支援補助金△4,290									

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保健所健康づくり費	(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 △28						
7 食肉衛生検査費	191,975	△2,357	189,618	特定財源 国・県 一般財源 △786 △786 △1,571	17 備品購入費	△2,357	◎職員給与費 0 ◎食肉衛生検査費 △2,357
	特定財源の内訳 (国) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 △786						
8 母子保健衛生費	895,430	△9,532	885,898	特定財源 △6,134	12 委託料	△3,535	◎母子医療対策事業費 △5,997
				国・県 △3,026	19 扶助費	△6,051	◎母子保健推進活動費 △3,535
				その他 △3,108	22 償還金利子及び割引料	54	○母子保健推進活動事業費★ △3,535
				一般財源 △3,398			
特定財源の内訳 (県) 生殖補助医療交通費支援事業県補助金 △3,026 (他) デジタル基盤改革支援補助金 △3,108							
9 環境政策費	602,433	△19,739	582,694	特定財源 △14,626	14 工事請負費	△16,179	◎職員給与費 0
				国・県 △1,314	18 負担金補助及び交付金	△6,050	◎環境政策費 △6,050 ○地球温暖化対策事業費★ △6,050
				市債 △8,700			
				その他 △4,612	24 積立金	2,490	◎環境基金費 3,028
				一般財源 △5,113			◎東山悠苑費 0

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明	
					区分	金額		
9 環境政策費	特定財源の内訳						◎東山霊園費	△16,717
	(県) 除染対策事業費県補助金				△5			
	(県) 電源立地地域対策県交付金				△1,309			
	(市債) 公共施設等除却事業債				△8,700			
	(他) 東山霊園管理手数料				△546			
	(他) 東山霊園管理基金利子				8			
	(他) こおりやま応援寄附金				2,609			
	(他) 環境寄附金				419			
	(他) 地方創生応援基金繰入金				1,000			
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△1,802			
	(他) 環境基金繰入金				△6,308			
10 環境保全センター費	178,380	0	178,380	特定財源	116		◎公害防止対策費	0
				国・県	116			
				一般財源	△116			
	特定財源の内訳							
	(県) 生活環境保全等市町村委任事務県交付金				98			
			(県) 猪苗代湖水環境保全権限移譲交付金	18				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
11 浄化槽対策費	106,728	△17,702	89,026	特定財源	△3,093	10 需用費	△17,702
				国・県	△3,093	11 役務費	△319
				一般財源	△14,609	18 負担金補助及び交付金	△17,702
				特定財源の内訳 (県) 浄化槽設置整備事業費県補助金		△3,093	
13 原子力災害対策費	127,987	△77,858	50,129	特定財源	△77,858	8 旅費	△77,858
				国・県	△77,858	10 需用費	△1,011
				特定財源の内訳 (県) 除染対策事業費県補助金		△77,858	
						12 委託料	△76,310
計	6,619,037	△368,279	6,250,758	特定財源	△192,098		
				国・県	△171,360		
				市債	△8,700		
				その他	△12,038		
				一般財源	△176,181		

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 5 R推進費	1,260,849	△3,282	1,257,567	特定財源	△3,283	18 負担金補助及び交付金	△3,282	◎ごみの減量と資源再利用推進事業費 △3,282 ○生ごみ減量啓発事業費★ △3,282
				その他 一般財源	△3,283 1			
	特定財源の内訳 (他) 環境基金繰入金			△3,283				
2 資源循環費	3,592,212	△45,451	3,546,761	特定財源	△63,937	10 需用費	△3,491	◎富久山クリーンセンター費 △1,526 ◎河内クリーンセンター費 △9,588 ◎河内埋立処分場費 △33,572 ○河内埋立処分場長寿命化事業費★ △33,572 ◎衛生処理センター費 △765
				市債	△28,800	12 委託料	△5,661	
				その他	△35,137	14 工事請負費	△36,299	
				一般財源	18,486			
				特定財源の内訳 (市債) 一般廃棄物処理事業債 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金			△28,800 △35,137	
計	4,853,061	△48,733	4,804,328	特定財源	△67,220			
				市債	△28,800			
				その他	△38,420			
				一般財源	18,487			

4款 衛生費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	234,125	△267	233,858	特定財源 △1,094 国・県 △1,094 一般財源 827	12 委託料	△267	◎職員給与費 0 ◎雇用対策費 △267 ○多様な働き方支援 事業費★ △267 ○労働情報発信事業 費★ 0 ○中小企業就労支援 事業費★ 0
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金 △435 (国) 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金 △213 (国) 地方経済生活環境創生交付金 △446			
計	234,125	△267	233,858	特定財源 △1,094 国・県 △1,094 一般財源 827			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 農業委員会費	165,485	△362	165,123	特定財源	△2,144	10 需用費	△19	◎職員給与費	0
				国・県	△2,144	11 役務費	△28	◎農業委員費	0
				一般財源	1,782	12 委託料	△315	◎農地利用状況調査事業費	△362

5款 労働費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正源 額の 内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 農業委員会費	特定財源の内訳 (県) 農業委員会費県交付金 △766 (県) 農地利用最適化県交付金 △51 (県) 農地集積・集約化等対策事業費県補助金 △1,458 (県) うつくしま権限移譲交付金 131								
2 農業政策費	491,054	△56,996	434,058	特定財源	△56,345	7 報償費	△626	◎職員給与費	0
				国・県	△56,345	8 旅費	△47	◎中山間地域農業活性化対策事業費	△5,826
				一般財源	△651	10 需用費	△324	○中山間地域等直接支払事業費★	△5,826
						11 役務費	△23	◎地域計画推進事業費	△139
	特定財源の内訳					12 委託料	△1,186	○地域計画推進事業費★	△139
	(国) 地方経済生活環境創生交付金 △1,212					13 使用料及び賃借料	△153	◎稲作近代化推進費	△1,323
	(県) 経営所得安定対策等推進事業費県補助金 △6,641							◎農業改良事業費	△49,708
	(県) 中山間地域等直接支払事業費県交付金 △1,575					18 負担金補助及び交付金	△54,637	○豊かな地域農業を担う農家育成事業費★	△49,708
	(県) 農業次世代人材投資事業費県補助金 △1,227								
	(県) 担い手づくり総合支援事業費県補助金 △16,662								
	(県) 地域を支える新たな農業者等確保支援事業費県補助金 △12								
	(県) 新規就農者育成総合対策事業費県補助金 △28,377								
	(県) 地域計画担い手確保支援事業費県補助金 △139								
	(県) 農業でふくしまぐらし支援事業費県補助金 △500								

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	891,911	△9,205	882,706	特定財源 2,631	12 委託料	△9	◎農業改良事業費 △1,817
				国・県 △3,747	18 負担金補助 及び交付金	△9,705	○環境保全型農業直 接支援対策事業費★ △1,808
				その他 6,378	24 積立金	509	○郡山産農産物等販 売促進事業費★ △9
				一般財源 △11,836			◎農作物災害対策費 △7,897
	特定財源の内訳						○鳥獣被害防止総合 対策事業費★ △230
	(国) 福島再生加速化交付金			26			◎畜産経営改善対策費 0
	(県) 環境保全型農業直接支払県交付金			△1,357			○畜産経営改善事業 費★ 0
	(県) 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助 金			572			◎畜産振興センター費 0
	(県) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金			△310			◎農林水産業振興基金 費 509
	(県) 特定外来生物対策事業費県補助金			△333			
	(県) ツキノワグマ出没対策支援事業費県補助金			1,485			
	(県) 大雪農業災害特別対策事業費県補助金			△3,834			
	(県) 狩猟技術向上等支援事業費県補助金			△230			
	(県) 地域創生総合支援事業費県補助金			68			
	(県) うつくしま権限移譲交付金			166			
	(他) 農林水産業振興基金利子			509			
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金			869			
	(他) 農林水産業振興基金繰入金			5,000			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 農地費	1,247,944	△88,933	1,159,011	特定財源	△80,552	10 需用費	△2,183	◎農道水路等費	△56,405
				国・県	△23,787	12 委託料	△40,402	○ため池防災・減災	
				市債	△46,800	14 工事請負費	△46,262	事業費★	△45,743
				その他	△9,965	24 積立金	△86	○水路整備事業費★	△519
			一般財源	△8,381			◎農村公園費	△187	
	特定財源の内訳							◎地籍調査事業費	△19,281
	(県) 地籍調査費県補助金				△12,287			○地籍調査事業費(補助)★	△19,281
	(県) 農業水路等長寿命化・防災減災事業費県交付金				△11,500			◎ため池放射性物質対策事業費	△13,060
	(市債) 農業農村整備事業債				△46,800				
	(他) 農業水利施設等保全再生事業基金利子				△86				
(他) 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金				△9,732					
(他) 森林環境譲与税基金繰入金				△147					
5 総合地方卸売市場費	532,225	△4,700	527,525	特定財源	△4,700	27 繰出金	△4,700	◎総合地方卸売市場費	△4,700
				その他	△4,700				
	特定財源の内訳								
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△4,700					
6 農業集落排水事業費	586,510	△19,400	567,110	一般財源	△19,400	18 負担金補助及び交付金	△22,029	◎農業集落排水事業費	△19,400
						23 投資及び出資金	2,629		

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,915,129	△179,596	3,735,533	特定財源 △141,110 国・県 △86,023 市債 △46,800 その他 △8,287 一般財源 △38,486			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	376,698	△21,028	355,670	特定財源 △15,806	8 旅費	△153	◎職員給与費 0
				国・県 △4,886	10 需用費	△3,313	◎森林整備事業費 △4,653
				市債 △1,200	11 役務費	△7	○森林整備事業費★ △4,653
				その他 △9,720	12 委託料	△10,173	◎森林保護対策事業費 △7,941
				一般財源 △5,222	14 工事請負費	△1,826	◎ふくしま森林再生事業費 △2,008
					15 原材料費	△212	
					17 備品購入費	△1,211	○ふくしま森林再生事業費★ △2,008
					18 負担金補助及び交付金	△879	◎市有林管理事業費 47
					24 積立金	△3,254	◎林道費 △1,865
							○林道整備事業費★ △1,165
				特定財源の内訳			
				(県) 造林事業費県補助金 △2,622			
				(県) ふくしま森林再生事業県補助金 △8			
				(県) 森林環境県交付金 △136			
				(県) 里山林保全対策事業費県補助金 △2,120			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業振興費	(市債) 林道整備事業債 (他) 森林環境譲与税基金利子 (他) 立木売却収入 (他) 市有林基金繰入金 (他) 森林環境譲与税基金繰入金			△1,200 298 47 △20 △10,045			◎木材利用促進事業費 △653 ◎森林経営管理事業費 △654 ◎森林環境譲与税基金 費 △3,301
計	376,698	△21,028	355,670	特定財源 △15,806 国・県 △4,886 市債 △1,200 その他 △9,720 一般財源 △5,222			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	3,217,309	△560	3,216,749	特定財源 △504 国・県 △504 一般財源 △56	12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	△10 △550	◎振興事業費 △560 ○創業・事業承継支 援事業費★ △553 ○産業D X推進事業 費★ △7
	特定財源の内訳 (国) 地方経済生活環境創生交付金			△4			

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	(県) 活力ある商店街支援事業費県補助金 Δ500						
2 観光物産費	1,515,386	Δ3,065	1,512,321	特定財源 Δ3,157	11 役務費	Δ14	◎観光地整備事業費 Δ1,696
				国・県 Δ3,157	12 委託料	Δ1,770	○サステイナブル観光開発事業費★ Δ1,696
				一般財源 92	18 負担金補助及び交付金	Δ1,281	◎観光宣伝費 Δ14
	特定財源の内訳						○シティプロモーション推進事業費★ Δ14
	(国) 地方創生臨時交付金 Δ1,282						◎観光振興対策事業費 Δ74
	(国) 福島再生加速化交付金 Δ480						○旅行誘客推進事業費★ Δ74
	(国) オーバーツーリズム未然防止等観光推進事業費国庫補助金 Δ931						◎物産振興費 Δ1,281
	(国) 地方経済生活環境創生交付金 Δ104						○物産振興事業費★ Δ1,281
	(県) 地域創生総合支援事業費県補助金 Δ360						
3 産業創出費	1,046,525	61,804	1,108,329	特定財源 Δ1,377	12 委託料	Δ1,376	◎新事業創出促進事業費 Δ2,876
				国・県 Δ1,377	18 負担金補助及び交付金	Δ1,500	○産業イノベーション事業費★ Δ2,757
				一般財源 63,181	27 繰出金	64,680	○知的財産活用推進事業費★ Δ119
	特定財源の内訳						◎企業誘導費 0
	(国) 地方経済生活環境創生交付金 Δ1,439						○企業誘致活動事業費★ 0
	(県) うつくしま権限移譲交付金 62						◎工業団地開発事業費 64,680

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	5,845,692	58,179	5,903,871	特定財源 △5,038 国・県 △5,038 一般財源 63,217			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	321,067	△45,259	275,808	特定財源 △32,857	12 委託料	△12,849	◎職員給与費 0
				国・県 △32,857	18 負担金補助 及び交付金	△32,410	◎建築指導事務費 △45,259
				一般財源 △12,402			○住宅・建築物耐震 化事業費★ △34,941
				特定財源の内訳			
				(国) 防災・安全交付金 △9,505			
				(国) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金 △15,320			
				(県) 木造住宅等耐震化支援事業費県補助金 △1,715			
3 土地開発基金費	5,143	△5,143	0	(県) 建築物耐震化促進事業費県補助金 △6,384			
				(県) うつくしま権限移譲交付金 67			
				一般財源 △5,143	27 繰出金	△5,143	◎土地開発基金費 △5,143

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	508,925	△50,402	458,523	特定財源 △32,857 国・県 △32,857 一般財源 △17,545			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路建設費	1,880,532	△77,613	1,802,919	特定財源 △327,329	12 委託料	△33,718	◎道路費 △77,613
				国・県 △160,229	14 工事請負費	△15,329	○幹線道路新設改良
				市債 △167,100	16 公有財産購入費	△21,212	舗装事業費★ △28,566
				一般財源 249,716	21 補償補填及び賠償金	△7,354	○生活道路改良舗装事業費★ △26,082
				特定財源の内訳			○通学路安全対策事業費★ △22,965
				(国) 社会資本整備総合交付金 △147,480			
				(国) 防災・安全交付金 △12,749			
				(市債) 道路整備事業債 △167,100			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財 源 内 訳	節		説 明			
					区 分	金 額				
2 道路維持費	4,457,798	△205,990	4,251,808	特定財源	△193,003	12 委託料	△57,380	◎道路費	△182,843	
				国・県	△112,579	14 工事請負費	△134,564	○交通安全施設整備		
				市 債	△77,200	17 備品購入費	△14,046	事業費★	△29,421	
				その他	△3,224			◎橋りょう費	△2,040	
				一般財源	△12,987			○橋りょう長寿命化		
								事業費★	△2,040	
								◎浸水対策事業費	△13,661	
								◎水路側溝費	△6,676	
								○水路側溝整備事業		
								費★	△6,676	
								◎地下道費	0	
								◎駅前広場費	△770	
4 工業団地整備事業費	61,519	0	61,519	特定財源	△25,100			◎工業団地整備事業費	0	
				国・県	△13,200			○工業団地整備事業		
				市 債	△11,900			費★	0	
				一般財源	25,100					
				特定財源の内訳						
				(国) 社会資本整備総合交付金	△13,200					
				(市債) 道路整備事業債	△11,900					

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	6,515,942	△283,603	6,232,339	特定財源 △545,432 国・県 △286,008 市債 △256,200 その他 △3,224 一般財源 261,829			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川費	2,261,203	△35,620	2,225,583	特定財源 △31,195	7 報償費	△1,076	◎河川費 △35,620 ○準用河川改修事業 費★ △290 ○普通河川改修事業 費★ △13,539 ○水辺空間整備事業 費★ △717
				国・県 △5,995	10 需用費	△2,290	
				市債 △25,200	11 役務費	△29	
				一般財源 △4,425	12 委託料	△9,436	
					14 工事請負費	△15,532	
					16 公有財産購入費	△477	
					21 補償補填及び賠償金	△6,780	
				特定財源の内訳 (国) 排水機場施設管理国庫委託金 △5,351 (国) 徳定川浄化施設管理国庫委託金 △2,260 (県) 河川環境保全事業県委託金 1,616 (市債) 河川整備事業債 △25,200			

8款 土木費

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	2,261,203	△35,620	2,225,583	特定財源 △31,195 国・県 △5,995 市債 △25,200 一般財源 △4,425			

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 都市計画費	2,590,389	△19,389	2,571,000	特定財源	△19,389	18 負担金補助 及び交付金	△19,389	◎市街地活性化推進費	△19,389
				国・県	△19,389			○市街地再開発整備 事業費★	△19,389
特定財源の内訳 (国) 社会資本整備総合交付金					△19,389				
3 街路費	569,679	△72,527	497,152	特定財源	△92,600	12 委託料	△7,399	◎街路整備費	△71,143
				国・県	△52,600	14 工事請負費	△63,744	○環状線等街路整備	
				市債	△40,000	18 負担金補助 及び交付金	△1,384	事業費★	△71,143
				一般財源	20,073			◎県営事業負担金	△1,384
特定財源の内訳 (国) 社会資本整備総合交付金					△2,000				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 街路費	(国) 踏切道改良計画事業費国庫補助金 (市債) 街路整備事業債			△50,600 △40,000					
4 土地区画整理費	1,077,481	△402	1,077,079	一般財源 △402	27 繰出金	△402	◎土地区画整理費 △402		
5 公園費	1,271,780	△42,912	1,228,868	特定財源 △42,539	10 需用費	△7,402	◎公園費 △44,621		
				国・県 △7,753	12 委託料	△3,005	○公園改修費★ △14,948		
				市債 △29,400	14 工事請負費	△34,448	○公園等グリーンインフラ推進事業費★ △22,505		
				その他 △5,386	18 負担金補助及び交付金	△255	◎緑化推進事業費 △489		
				一般財源 △373	24 積立金	2,198	○緑あふれるまちづくり事業費★ △489		
				特定財源の内訳					◎水と緑のまちづくり基金費 2,198
				(国) 防災・安全交付金 △7,753					
				(市債) 公園整備事業債 △29,400					
				(他) 水と緑のまちづくり基金利子 1,707					
				(他) 水と緑のまちづくり基金寄附金 △1					
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 △7,092					
7 公共下水道費	5,234,744	△186,213	5,048,531	一般財源 △186,213	18 負担金補助及び交付金	△5,038	◎公共下水道費 △186,213		
					23 投資及び出資金	△181,175			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 公共交通対策費	413,865	△3,681	410,184	特定財源 △3,638	12 委託料	△84	◎総合交通対策費 △84
				国・県 △42	14 工事請負費	△3,597	◎自転車等駐車場費 △3,597
				市債 △3,200			
				その他 △396			
				一般財源 △43			
	特定財源の内訳						
	(国) 地方経済生活環境創生交付金			△42			
	(市債) 公共交通対策事業債			△3,200			
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			△396			
計	11,361,071	△325,124	11,035,947	特定財源 △158,166			
				国・県 △79,784			
				市債 △72,600			
				その他 △5,782			
				一般財源 △166,958			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源 の 内 訳	節		説明				
					区分	金額					
1 住宅費	1, 108, 459	△216, 677	891, 782	特定財源	△216, 725	12 委託料	△18, 635	◎住宅総務費	△1, 226		
				国・県	△77, 105	14 工事請負費	△197, 542	○空家等対策事業費			
				市債	△95, 400	18 負担金補助 及び交付金	△500	★	△500		
				その他	△44, 220			◎市営住宅費	△215, 451		
				一般財源	48			○市営住宅ストック			
								総合改善事業費★	△214, 752		
				特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金				△59, 221			
				(国) 防災・安全交付金				△17, 884			
				(市債) 公営住宅建設事業債				△93, 900			
(市債) 公共施設等除却事業債				△1, 500							
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△44, 220							
計	1, 108, 459	△216, 677	891, 782	特定財源	△216, 725						
				国・県	△77, 105						
				市債	△95, 400						
				その他	△44, 220						
				一般財源	48						

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財 正 源 額 内 訳	節		説 明			
					区 分	金 額				
1 消防防災費	3, 847, 339	△2, 266	3, 845, 073	特定財源	△3, 772	17 備品購入費	△1, 884	◎非常備消防費	0	
				国・県	△2, 252	18 負担金補助	△403	◎消防施設費	△1, 884	
				市債	△1, 100	及び交付金		○消防力整備事業費		
				その他	△420	22 償還金利子	21	★	△1, 884	
				一般財源	1, 506	及び割引料		◎災害対策費	△382	
				特定財源の内訳					○防災情報発信事業	
				(国) 消防団設備整備費国庫補助金				△2, 251	費★	△403
				(国) 地域未来交付金				△1		
				(市債) 消防防災設備整備事業債				△1, 100		
				(他) 消防力整備基金繰入金				△430		
				(他) 雑入				10		
				2 水防費	100, 702	△982	99, 720	特定財源	193	12 委託料
国・県	△407							◎浸水対策推進事業費	△982	
市債	600							○洪水ハザードマッ		
一般財源	△1, 175							プ改訂事業費★	△982	
特定財源の内訳										
(国) 防災・安全交付金								△407		
(市債) 水防施設整備事業債								600		

9款 消防費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	3,948,041	△3,248	3,944,793	特定財源 △3,579 国・県 △2,659 市債 △500 その他 △420 一般財源 331			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総合教育支援センター費	564,771	△1,634	563,137	特定財源 △476	7 報償費	△601	◎職員給与費 0
				国・県 △476	8 旅費	△212	◎総合教育支援センター費
				一般財源 △1,158	12 委託料	△821	△1,634
				特定財源の内訳 (国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金 △476			○幼保小連携推進事業費★ △73
計	765,162	△1,634	763,528	特定財源 △476 国・県 △476 一般財源 △1,158			○小中学校特別支援教育派遣事業費★ △1,561

9款 消防費

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	947,316	△30,683	916,633	特定財源	△9,926	7 報償費	△208	◎就学事務費	△1,040
				国・県	△4,468	8 旅費	△156	◎指導事業費	△369
				その他	△5,458	10 需用費	△5	◎奨学資金費	△1,010
				一般財源	△20,757	12 委託料	△1,040	○奨学資金給与事業	
						18 負担金補助及び交付金	△2,610	費★	△2,610
	特定財源の内訳					19 扶助費	△28,264	◎小学校就学奨励援助費	△5,070
	(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金								
	(国) 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金								
	(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金								
	(国) 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金								
	(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金								
	(県) 森林環境県交付金								
	(他) 篤志奨学資金給与基金利子								
	(他) 奨学資金給与費寄附金								
	(他) 篤志奨学資金給与基金繰入金								
	(他) デジタル基盤改革支援補助金								
2 学校管理費	5,110,773	△6,848	5,103,925	特定財源	77,487	10 需用費	△314	◎職員給与費	0
				国・県	84,021	17 備品購入費	△6,534	◎小学校管理費	△6,534
				その他	△6,534			○小学校教育環境整備事業費★	0
				一般財源	△84,335			◎小学校教授費	△154

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 学校管理費	特定財源の内訳						◎中学校管理費 0
	(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 Δ2, 559						○中学校教育環境整備事業費★ 0
	(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 Δ1, 916						◎中学校教授費 Δ160
	(国) 地方創生臨時交付金 89, 520						◎学校給食費 0
	(国) 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 Δ87						○学校給食費支援事業費★ 0
	(国) 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金 Δ187						
	(国) 地域未来交付金 Δ5						
	(県) 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金 Δ745						
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金 Δ6, 534						
3 学校施設費	5, 202, 082	Δ166, 346	5, 035, 736	特定財源 Δ168, 602	8 旅費	Δ156	◎小学校施設費 Δ163, 738
				国・県 Δ10, 561	10 需用費	Δ644	○小学校施設環境整備事業費★ Δ9, 219
				市債 Δ146, 800	11 役務費	Δ2, 054	○小学校長寿命化改修事業費★ Δ154, 519
				その他 Δ11, 241	12 委託料	Δ9, 668	◎中学校施設費 Δ2, 608
				一般財源 2, 256	13 使用料及び賃借料	Δ1	○中学校施設環境整備事業費★ Δ1, 198
	特定財源の内訳				14 工事請負費	Δ153, 823	○中学校長寿命化改修事業費★ Δ1, 410
	(国) 小学校学校施設環境改善交付金 Δ10, 561						
	(市債) 小学校教育施設等整備事業債 Δ146, 800						
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 Δ11, 241						

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の 内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 教育研修センター費	837,725	△5,928	831,797	特定財源	△4,854	12 委託料	△58	◎教育研修センター費	△3,764
				国・県	△1,090	13 使用料及び賃借料	△2,106	◎教育のＤＸ推進費	△2,164
				市債	△3,400	14 工事請負費	△3,764	○教育のＤＸ推進事業費★	△2,164
				その他	△364				
				一般財源	△1,074				
特定財源の内訳									
(国) 地方経済生活環境創生交付金				△1,090					
(市債) 教育研修施設整備事業債				△3,400					
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△364					
計	12,097,896	△209,805	11,888,091	特定財源	△105,895				
				国・県	67,902				
				市債	△150,200				
				その他	△23,597				
				一般財源	△103,910				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 生涯学習費	1,464,250	△26	1,464,224	特定財源	△2,926	14 工事請負費	△26	◎公民館費	△26		
				市債	△2,600						
				その他	△326						
				一般財源	2,900						
特定財源の内訳											
(市債) 社会教育施設整備事業債					△2,600						
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金					△326						
2 図書館費	521,762	0	521,762	特定財源	1			◎図書館費	0		
				その他	1						
				一般財源	△1						
				特定財源の内訳							
(他) 森林環境譲与税基金繰入金					1						
3 文化振興費	1,369,085	△154	1,368,931	特定財源	3,589	7 報償費	△96	◎振興事業費	0		
				国・県	△1,199	8 旅費	△547	○文化団体支援事業			
				その他	4,788	12 委託料	△1,137	費★	0		
				一般財源	△3,743	24 積立金	1,626	◎音楽堂整備基金費	319		
				特定財源の内訳						◎文化財保護費	△543
				(国) 文化財発掘調査事業費国庫補助金				△922		◎埋蔵文化財発掘調査費	△1,237

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費	(国) 文化財保存事業費国庫補助金 (他) こおりやま応援寄附金 (他) 文化スポーツ振興寄附金 (他) 文化スポーツ振興基金繰入金			△277 1,307 319 3,162			◎文化スポーツ振興基金費 1,307
4 美術館費	347,144	△7,070	340,074	特定財源 △7,069 その他 △7,069 一般財源 △1	12 委託料 17 備品購入費	△6,507 △563	◎美術館費 △7,070
	特定財源の内訳						
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 (他) 美術品取得基金繰入金			△6,506 △563			
計	3,941,192	△7,250	3,933,942	特定財源 △6,405 国・県 △1,199 市債 △2,600 その他 △2,606 一般財源 △845			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	1,567,090	△33,692	1,533,398	特定財源	△35,411	7 報償費	△850	◎社会体育振興費	△13,565
				国・県	△25	8 旅費	△797	○スポーツ団体等支	
				市債	△20,300	10 需用費	△16,886	援事業費★	0
				その他	△15,086	11 役務費	△127	○東京2020オリ	
				一般財源	1,719	12 委託料	△8,939	ンピック・パラリン	
						14 工事請負費	△3,448	ピックレガシー継承	
	特定財源の内訳					17 備品購入費	△2,645	事業費★	△1,054
	(国) 地方経済生活環境創生交付金							○健康づくりのため	
	(市債) 保健体育施設整備事業債							のスポーツ・レクリ	
	(他) 地方創生応援寄附金							エーション啓発事業	
	(他) 地方創生応援基金繰入金							費★	△654
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金							○こおりやまスポー	
	(他) 文化スポーツ振興基金繰入金							ツイノベーション事	
	(他) スポーツ教室教材費実費収入							業費★	△11,857
								◎運動場費	△1,004
								◎スポーツ広場費	△19,123
計	1,567,090	△33,692	1,533,398	特定財源	△35,411				
				国・県	△25				
				市債	△20,300				
				その他	△15,086				
				一般財源	1,719				

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業施設災害復旧費	4,923	0	4,923	特定財源 989			◎令和7年発生災害復旧費 0
				国・県 989 一般財源 △989			
	特定財源の内訳 (県) 農地農業用施設災害復旧事業費県補助金			989			
計	10,848	0	10,848	特定財源 989 国・県 989 一般財源 △989			

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路橋りょう災害復旧費	6,513	△1,297	5,216	特定財源	△300	14 工事請負費	△1,297	◎令和7年発生災害復旧費	△1,297
				市債	△300				
				一般財源	△997				
	特定財源の内訳								
	(市債) 道路橋りょう災害復旧事業債				△300				

11款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	12,014	△1,297	10,717	特定財源 △300 市債 △300 一般財源 △997			

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	7,793,289	△68,587	7,724,702	一般財源 △68,587	22 償還金利子 及び割引料	△68,587	◎本年度償還元金 △68,587
計	8,277,183	△68,587	8,208,596	一般財源 △68,587			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	225,385	△4,929	220,456	一般財源 △4,929			
計	225,385	△4,929	220,456	一般財源 △4,929			

11款 災害復旧費

12款 公債費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		32,220	7,773 (3.50)	39,659	79,652	6,165	85,817	
	議 員	38	275,081		96,277 (3.50)		371,358	73,599	444,957	
	そ の 他 の 特 別 職	6,834	311,399	15,675	5,379 (3.50)	3,792	336,245	3,401	339,646	
	計	6,875	586,480	47,895	109,429 (3.50)	43,451	787,255	83,165	870,420	
補 正 前	長 等	3		32,220	7,773 (3.50)	39,659	79,652	6,165	85,817	
	議 員	38	275,081		96,277 (3.50)		371,358	73,599	444,957	
	そ の 他 の 特 別 職	7,117	319,166	15,675	5,379 (3.50)	3,792	344,012	3,401	347,413	
	計	7,158	594,247	47,895	109,429 (3.50)	43,451	795,022	83,165	878,187	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	△ 283	△ 7,767	0	0 (0.00)	0	△ 7,767	0	△ 7,767	
	計	△ 283	△ 7,767	0	0 (0.00)	0	△ 7,767	0	△ 7,767	

一般会計

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,524) 1,957	2,235,895	8,430,280	6,215,552	16,881,727	3,351,357	20,233,084	
補 正 前	(1,524) 1,957	2,246,508	8,430,280	5,842,230	16,519,018	3,353,606	19,872,624	
比 較	(0) 0	△ 10,613	0	373,322	362,709	△ 2,249	360,460	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	173,213	173,781	122,468	30,494	738,266	27,787	80
	補 正 前	173,213	173,781	122,468	30,494	746,923	31,697	80
	比 較	0	0	0	0	△ 8,657	△ 3,910	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,269,540	1,882,062		3,222	249,087	7,896	55
	補 正 前	2,269,540	1,882,062		3,222	249,087	7,896	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	7,499				530,102		
	補 正 前	7,499				144,213		
	比 較	0				385,889		

一般会計

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(14) 1,799		7,662,403	5,123,273	12,785,676	2,622,648	15,408,324	
補 正 前	(14) 1,799		7,662,403	4,751,065	12,413,468	2,622,648	15,036,116	
比 較	(0) 0		0	372,208	372,208	0	372,208	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	173,213	148,604	122,468	29,968	731,441	27,787	80
	補 正 前	173,213	148,604	122,468	29,968	740,098	31,697	80
	比 較	0	0	0	0	△ 8,657	△ 3,910	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,697,654	1,398,887		3,222	249,087	7,896	55
	補 正 前	1,697,654	1,398,887		3,222	249,087	7,896	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	7,499				525,412		
	補 正 前	7,499				140,637		
	比 較	0				384,775		

一般会計

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,510) 158	2,235,895	767,877	1,092,279	4,096,051	728,709	4,824,760	
補 正 前	(1,510) 158	2,246,508	767,877	1,091,165	4,105,550	730,958	4,836,508	
比 較	(0) 0	△ 10,613	0	1,114	△ 9,499	△ 2,249	△ 11,748	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		25,177		526	6,825		
	補 正 前		25,177		526	6,825		
	比 較		0		0	0		
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	571,886	483,175					
	補 正 前	571,886	483,175					
	比 較	0	0					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					4,690		
	補 正 前					3,576		
	比 較					1,114		

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 額（見込）額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
2 総務費	1 総務管 理費	旧赤津小学校 解体事業	6		181,620		165,200	16,420			134,730		134,730		61.5
			7	補正前 の 額	121,071		108,900	12,171				167,961	167,961		
				補正額	△83,736		△75,300	△8,436				△83,736	△83,736		
				補正後 の 額	37,335		33,600	3,735				84,225	84,225		38.5
			計	補正前 の 額	302,691		274,100	28,591			134,730	167,961	302,691		
				補正額	△83,736		△75,300	△8,436				△83,736	△83,736		
				補正後 の 額	218,955		198,800	20,155			134,730	84,225	218,955		100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画							前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源			一般財源						
						国県支出金	市 債	そ の 他							
4 衛生費	2 清掃費	河内クリーン センター再整 備基本計画策 定等事業	7	補正前 の 額	32,000	9,466			22,534			32,000	32,000		
				補正額	△5,661				△5,661			△5,661	△5,661		
				補正後 の 額	26,339	9,466			16,873			26,339	26,339		11.5
				8	100,400	32,266			68,134					100,400	44.0
				9	85,000	27,133			57,867					85,000	37.2
				10	16,600	3,250			13,350					16,600	7.3
			計	補正前 の 額	234,000	72,115			161,885			32,000	32,000	202,000	
				補正額	△5,661				△5,661			△5,661	△5,661		
				補正後 の 額	228,339	72,115			156,224			26,339	26,339	202,000	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画							前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源			一般財源						
						国県支出金	市 債	そ の 他							
4 衛生費	2 清掃費	河内埋立処分 場長寿命化事 業	7	補正前 の 額	399,080		299,300	99,780				399,080	399,080		
				補正額	△33,572		△25,200	△8,373	1		△33,572	△33,572			
				補正後 の 額	365,508		274,100	91,407	1		365,508	365,508		42.3	
			8	補正前 の 額	598,620		448,900	149,720					598,620		
				補正額	△100,710		△75,500	△25,210					△ 100,710		
				補正後 の 額	497,910		373,400	124,510					497,910	57.7	
			計	補正前 の 額	997,700		748,200	249,500			399,080	399,080	598,620		
				補正額	△134,282		△100,700	△33,583	1		△33,572	△33,572	△ 100,710		
				補正後 の 額	863,418		647,500	215,917	1		365,508	365,508	497,910	100.0	
6 農林水 産業費	1 農業費	ため池防災・ 減災事業 (その3)	6		430,753		430,300		453		430,753	430,753		95.3	
				7	補正前 の 額	39,154		39,100		54		39,154	39,154		
					補正額	△17,783		△17,800		17		△17,783	△17,783		
			計		補正後 の 額	21,371		21,300		71		21,371	21,371		4.7
				補正前 の 額	469,907		469,400		507		430,753	39,154	469,907		
				補正額	△17,783		△17,800		17		△17,783	△17,783			
			補正後 の 額	452,124		451,600		524		430,753	21,371	452,124		100.0	

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
					特 定 財 源			一般財源							
					国県支出金	市 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計 画費	東部幹線二線 橋整備事業	3	260	130	100		30	260	260		260		0.0	
			4	332,000	182,600	134,400		15,000	206,268	206,268		206,268		14.3	
			5	836,522	344,850	253,900		237,772	777,732	777,732		777,732		54.0	
			6	132,089	72,648	53,400		6,041		297,346		297,346		20.6	
			7	補正前 の 額	166,312	88,000	64,800		13,512			185,577	185,577		
				補正額	△26,105	△11,000	△8,100		△7,005			△26,105	△26,105		
				補正後 の 額	140,207	77,000	56,700		6,507			159,472	159,472		11.1
			計	補正前 の 額	1,467,183	688,228	506,600		272,355	984,260	1,281,606	185,577	1,467,183		
				補正額	△26,105	△11,000	△8,100		△7,005			△26,105	△26,105		
				補正後 の 額	1,441,078	677,228	498,500		265,350	984,260	1,281,606	159,472	1,441,078		100.0

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
1 普 通 債	39,605,541	51,084,052	補正前の額	10,611,700	補正前の額	3,829,042	補正前の額	57,866,710
			補 正 額	△ 796,400	補 正 額	△ 68,587	補 正 額	△ 727,813
			補正後の額	9,815,300	補正後の額	3,760,455	補正後の額	57,138,897
(2) 総務	311,931	1,111,777	補正前の額	172,700	31,837		補正前の額	1,252,640
			補 正 額	△ 82,900			補 正 額	△ 82,900
			補正後の額	89,800			補正後の額	1,169,740
(3) 民生	792,850	921,670	補正前の額	169,800	補正前の額	299,570	補正前の額	791,900
			補 正 額	△ 5,000	補 正 額	△ 68,587	補 正 額	63,587
			補正後の額	164,800	補正後の額	230,983	補正後の額	855,487
(4) 衛生	4,499,067	4,140,641	補正前の額	456,500	441,082		補正前の額	4,156,059
			補 正 額	△ 37,500			補 正 額	△ 37,500
			補正後の額	419,000			補正後の額	4,118,559
(6) 農林水産業	2,779,733	3,915,713	補正前の額	389,600	302,236		補正前の額	4,003,077
			補 正 額	△ 48,000			補 正 額	△ 48,000
			補正後の額	341,600			補正後の額	3,955,077
(8) 土木	13,884,524	16,739,665	補正前の額	4,418,200	1,281,177		補正前の額	19,876,688
			補 正 額	△ 354,000			補 正 額	△ 354,000
			補正後の額	4,064,200			補正後の額	19,522,688
(9) 消防	959,513	868,259	補正前の額	137,300	204,087		補正前の額	801,472
			補 正 額	△ 500			補 正 額	△ 500
			補正後の額	136,800			補正後の額	800,972

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
(10) 教育	13, 870, 335	19, 976, 214	補正前の額	4, 004, 100	1, 036, 144		補正前の額	22, 944, 170
			補 正 額	△ 173, 100			補 正 額	△ 173, 100
			補正後の額	3, 831, 000			補正後の額	22, 771, 070
(11) 公営住宅	1, 878, 062	1, 873, 116	補正前の額	238, 600	157, 555		補正前の額	1, 954, 161
			補 正 額	△ 95, 400			補 正 額	△ 95, 400
			補正後の額	143, 200			補正後の額	1, 858, 761
2 災 害 復 旧 債	5, 167, 762	5, 146, 003	補正前の額	15, 900	127, 298		補正前の額	5, 034, 605
			補 正 額	△ 300			補 正 額	△ 300
			補正後の額	15, 600			補正後の額	5, 034, 305
(7) 土木	524, 233	513, 595	補正前の額	4, 400	3, 697		補正前の額	514, 298
			補 正 額	△ 300			補 正 額	△ 300
			補正後の額	4, 100			補正後の額	513, 998
合 計	89, 800, 384	98, 068, 363	補正前の額	10, 627, 600	補正前の額	7, 793, 289	補正前の額	100, 902, 674
			補 正 額	△ 796, 700	補 正 額	△ 68, 587	補 正 額	△ 728, 113
			補正後の額	9, 830, 900	補正後の額	7, 724, 702	補正後の額	100, 174, 561

一般会計

(別紙)

令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)

令和7年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13,764千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,583,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金		2,952,982	△13,764	2,939,218
	1 他会計繰入金	2,708,226	△13,764	2,694,462
歳 入	合 計	28,596,915	△13,764	28,583,151

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		684,848	△13,764	671,084
	1 総務管理費	635,426	△13,764	621,662
4 保健事業費		380,455	△398	380,057
	2 保健事業費	123,060	△398	122,662
7 予備費		104,612	398	105,010
	1 予備費	104,612	398	105,010
歳 出	合 計	28,596,915	△13,764	28,583,151

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税	5,336,406	0	5,336,406
2 国庫支出金	5,691	0	5,691
3 県支出金	19,723,308	0	19,723,308
4 財産収入	5,638	0	5,638
5 繰入金	2,952,982	△13,764	2,939,218
6 繰越金	486,330	0	486,330
7 諸収入	86,560	0	86,560
歳 入 合 計	28,596,915	△13,764	28,583,151

国民健康保険特別会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	684,848	△13,764	671,084			△13,764	
2 保険給付費	19,655,912	0	19,655,912				
3 国民健康保険事業費納付金	7,211,919	0	7,211,919				
4 保健事業費	380,455	△398	380,057				△398
5 基金積立金	491,970	0	491,970				
6 諸支出金	67,199	0	67,199				
7 予備費	104,612	398	105,010				398
歳出合計	28,596,915	△13,764	28,583,151			△13,764	

2 歳入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,708,226	△ 13,764	2,694,462	3 職員給与費等繰入金	△ 13,764	職員給与費等繰入金 △ 13,764
計	2,708,226	△ 13,764	2,694,462			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	613,448	△13,764	599,684	特定財源	△13,764	12 委託料	△13,764	◎一般管理事務費	△13,764
				その他	△13,764				
	特定財源の内訳								
	(他) 職員給与費等繰入金				△13,764				
計	635,426	△13,764	621,662	特定財源	△13,764				
				その他	△13,764				

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健事業費	123,060	△398	122,662	一般財源 △398	12 委託料	△398	◎保健事業費 △398 ○医療費適正化推進 事業費★ △398
計	123,060	△398	122,662	一般財源 △398			

国民健康保険特別会計

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	104,612	398	105,010	一般財源 398			
計	104,612	398	105,010	一般財源 398			

国民健康保険特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第7号)

令和7年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ585千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,755,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		1,002,868	10,678	1,013,546
	1 他会計繰入金	1,002,868	10,678	1,013,546
4 諸収入		47,022	△11,263	35,759
	3 雑入	34,594	△11,263	23,331
歳 入 合 計		4,756,285	△585	4,755,700

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 保健事業費		5,952	△585	5,367
	1 保健事業費	5,952	△585	5,367
歳 出	合 計	4,756,285	△585	4,755,700

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	3,691,600	0	3,691,600
2 繰入金	1,002,868	10,678	1,013,546
3 繰越金	9,207	0	9,207
4 諸収入	47,022	△11,263	35,759
5 国庫支出金	5,588	0	5,588
歳 入 合 計	4,756,285	△585	4,755,700

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	206,471	0	206,471				
2 広域連合納付金	4,531,435	0	4,531,435				
3 保健事業費	5,952	△585	5,367			△585	
4 諸支出金	12,427	0	12,427				
歳出合計	4,756,285	△585	4,755,700			△585	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,002,868	10,678	1,013,546	1 事務費繰入金	△ 114	事務費繰入金 △ 114
				2 職員給与費等繰入金	10,792	職員給与費等繰入金 10,792
計	1,002,868	10,678	1,013,546			

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	34,594	△ 11,263	23,331	1 雑入	△ 11,263	後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 520
						高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金 △ 11,798
						後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金 15
計	34,594	△ 11,263	23,331			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	137,231	0	137,231				◎職員給与費 0 ◎一般管理事務費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 事務費繰入金			△14			
	(他) 職員給与費等繰入金			10,792			
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金			581			
	(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事 業補助金			△11,373			
	(他) 後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事 業費補助金			14			
計	137,231	0	137,231				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	69,240	0	69,240				◎徴収事務費 0
	特定財源の内訳						
	(他) 事務費繰入金			△1			

後期高齢者医療特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	(他) 後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金						
				1			
計	69,240	0	69,240				

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健事業費	5,952	△585	5,367	特定財源 その他	8 旅費	△61	◎保健事業費 △585
					10 需用費	△125	
					11 役務費	△177	
				特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金 (他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金 (他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金	12 委託料	△99	
					13 使用料及び 賃借料	△123	
計	5,952	△585	5,367	特定財源 その他			

後期高齢者医療特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算(第6号)

令和7年度郡山市の介護保険特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,610千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,935,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国庫支出金		6,056,570	△2,255	6,054,315
	2 国庫補助金	1,304,291	△2,255	1,302,036
4 県支出金		3,904,666	△1,128	3,903,538
	2 県補助金	161,094	△1,128	159,966
6 繰入金		4,462,601	△1,227	4,461,374
	1 一般会計繰入金	4,438,233	△1,227	4,437,006
歳 入	合 計	28,940,233	△4,610	28,935,623

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		769,699	△99	769,600
	1 総務管理費	417,647	△99	417,548
3 地域支援事業費		1,165,857	△5,858	1,159,999
	1 地域支援事業費	1,162,456	△5,858	1,156,598
6 予備費		30,000	1,347	31,347
	1 予備費	30,000	1,347	31,347
歳 出	合 計	28,940,233	△4,610	28,935,623

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険料	6,528,236	0	6,528,236
2 国庫支出金	6,056,570	△2,255	6,054,315
3 支払基金交付金	7,311,665	0	7,311,665
4 県支出金	3,904,666	△1,128	3,903,538
5 財産収入	9,418	0	9,418
6 繰入金	4,462,601	△1,227	4,461,374
7 繰越金	666,380	0	666,380
8 諸収入	697	0	697
歳 入 合 計	28,940,233	△4,610	28,935,623

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	769,699	△99	769,600			△99	
2 保険給付費	26,141,086	0	26,141,086				
3 地域支援事業費	1,165,857	△5,858	1,159,999	△3,383		△1,128	△1,347
4 基金積立金	428,653	0	428,653				
5 諸支出金	404,938	0	404,938				
6 予備費	30,000	1,347	31,347				1,347
歳出合計	28,940,233	△4,610	28,935,623	△3,383		△1,227	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	275,283	△ 2,255	273,028	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 2,255	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 △ 2,255
計	1,304,291	△ 2,255	1,302,036			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	161,094	△ 1,128	159,966	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 1,128	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 △ 1,128
計	161,094	△ 1,128	159,966			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	161,075	△ 1,128	159,947	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	△ 1,128	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 △ 1,128
3 その他一般会計繰入金	1,009,523	△ 99	1,009,424	2 事務費繰入金	△ 99	事務費繰入金 △ 99
計	4,438,233	△ 1,227	4,437,006			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	417,647	△99	417,548	特定財源 △99 その他 △99	12 委託料	△99	◎一般管理事務費 △99
	特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金			△99			
計	417,647	△99	417,548	特定財源 △99 その他 △99			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 包括的支援 事業・任意 事業費	228,487	△5,858	222,629	特定財源 △4,511 国・県 △3,383 その他 △1,128 一般財源 △1,347	7 報償費 8 旅費	△4,082 △1,776	◎任意事業費 △5,858 ○介護サービス相談 員派遣事業費★ △5,858
	特定財源の内訳						
	(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金			△2,255			
	(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金			△1,128			
	(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金			△1,128			

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,162,456	△5,858	1,156,598	特定財源 △4,511 国・県 △3,383 その他 △1,128 一般財源 △1,347			

(款) 6 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	30,000	1,347	31,347	一般財源 1,347			
計	30,000	1,347	31,347	一般財源 1,347			

(別紙)

令和7年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度郡山市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,047千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1	1	2
	1 使用料	1	1	2
2 財産収入		15	3,095	3,110
	1 財産運用収入	15	3,095	3,110
3 繰入金		5,143	△5,143	0
	1 一般会計繰入金	5,143	△5,143	0
歳 入	合 計	5,159	△2,047	3,112

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地開発基金費		5,159	△2,047	3,112
	1 土地開発基金費	5,159	△2,047	3,112
歳 出	合 計	5,159	△2,047	3,112

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	1	1	2
2 財産収入	15	3,095	3,110
3 繰入金	5,143	△5,143	0
歳 入 合 計	5,159	△2,047	3,112

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地開発基金費	5,159	△2,047	3,112			△2,047	
歳出合計	5,159	△2,047	3,112			△2,047	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土地開発基金使用料	1	1	2	1 土地開発基金使用料	1	土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料 1
計	1	1	2			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	15	3,095	3,110	1 利子及び配当金	3,095	土地開発基金利子 3,095
計	15	3,095	3,110			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	5,143	△ 5,143	0	1 一般会計繰入金	△ 5,143	一般会計繰入金 △ 5,143
計	5,143	△ 5,143	0			

公共用地先行取得事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地開発基金費

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 土地開発基金費	5,159	△2,047	3,112	特定財源	△2,047	8 旅費	△142	◎土地開発基金費	△2,047
				その他	△2,047	10 需用費	△361		
						11 役務費	△1,186		
						12 委託料	△2,437		
						27 繰出金	2,079		
				特定財源の内訳					
				(他) 土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料		1			
(他) 土地開発基金利子		3,095							
(他) 一般会計繰入金		△5,143							
計	5,159	△2,047	3,112	特定財源	△2,047				
				その他	△2,047				

公共用地先行取得事業特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度郡山市の県中都市計画荒井北井土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ323千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保留地処分金		321	△321	0
	1 保留地処分金	321	△321	0
2 諸収入		11	△11	0
	1 延滞金、加算金及び過料	11	△11	0
3 繰入金		0	9	9
	1 一般会計繰入金	0	9	9
歳 入	合 計	332	△323	9

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		332	△323	9
	1 土地区画整理事業費	332	△323	9
歳 出	合 計	332	△323	9

荒井北井土地区画整理事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保留地処分金	321	△321	0
2 諸収入	11	△11	0
3 繰入金	0	9	9
歳 入 合 計	332	△323	9

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	332	△323	9			△323	
歳出合計	332	△323	9			△323	

2 歳入

(款) 1 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保留地処分金	321	△ 321	0	1 保留地処分金	△ 321	保留地処分金 △ 321
計	321	△ 321	0			

(款) 2 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 延滞金	11	△ 11	0	1 延滞金	△ 11	延滞金 △ 11
計	11	△ 11	0			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	0	9	9	1 一般会計繰入金	9	一般会計繰入金 9
計	0	9	9			

荒井北井土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	332	△323	9	特定財源 △323	12 委託料	△50	◎土地区画整理事業費 △323 ○土地区画整理事業費 △323
				その他 △323	27 繰出金	△273	
				特定財源の内訳			
				(他) 保留地処分金 △321			
				(他) 延滞金 △11			
				(他) 一般会計繰入金 9			
計	332	△323	9	特定財源 △323 その他 △323			

(別紙)

令和7年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度郡山市の県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保留地処分金		154,861	△1,000	153,861
	1 保留地処分金	154,861	△1,000	153,861
歳 入	合 計	162,442	△1,000	161,442

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		158,824	△1,000	157,824
	1 土地区画整理事業費	158,824	△1,000	157,824
歳 出	合 計	162,442	△1,000	161,442

富田第二土地区画整理事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保留地処分金	154,861	△1,000	153,861
2 清算金収入	7,581	0	7,581
歳 入 合 計	162,442	△1,000	161,442

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	158,824	△1,000	157,824			△1,000	
2 土地区画整理清算金	3,618	0	3,618				
歳出合計	162,442	△1,000	161,442			△1,000	

2 歳入

(款) 1 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保留地処分金	154,861	△ 1,000	153,861	1 保留地処分金	△ 1,000	保留地処分金 △ 1,000
計	154,861	△ 1,000	153,861			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	158,824	△1,000	157,824	特定財源 △1,000	14 工事請負費	△7,796	◎土地区画整理事業費 △1,000
				その他 △1,000	27 繰出金	6,796	○土地区画整理事業費 △1,000
				特定財源の内訳 (他) 保留地処分金 △1,000			
計	158,824	△1,000	157,824	特定財源 △1,000 その他 △1,000			

富田第二土地区画整理事業特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

令和7年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,611千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ364,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		257,676	△411	257,265
	1 一般会計繰入金	257,676	△411	257,265
5 市債		65,300	△1,200	64,100
	1 市債	65,300	△1,200	64,100
歳 入	合 計	365,979	△1,611	364,368

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		280,348	△1,611	278,737
	1 土地区画整理事業費	280,348	△1,611	278,737
歳 出	合 計	365,979	△1,611	364,368

徳定土地区画整理事業特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 65,300		%		千円 64,100		%	
合 計	65,300				64,100			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	2	0	2
2 国庫支出金	43,000	0	43,000
3 繰入金	257,676	△411	257,265
4 諸収入	1	0	1
5 市債	65,300	△1,200	64,100
歳 入 合 計	365,979	△1,611	364,368

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	280,348	△1,611	278,737		△1,200	△411	
2 公債費	85,631	0	85,631				
歳出合計	365,979	△1,611	364,368		△1,200	△411	

2 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	257,676	△ 411	257,265	1 一般会計繰入金	△ 411	一般会計繰入金 △ 411
計	257,676	△ 411	257,265			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	65,300	△ 1,200	64,100	1 土地区画整理事業債	△ 1,200	都市計画事業債 △ 1,200
計	65,300	△ 1,200	64,100			

徳定土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補財源の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	280,348	△1,611	278,737	特定財源	△1,611	14 工事請負費	△1,611	◎土地区画整理事業費	△1,611
				市債	△1,200			○土地区画整理事業費★	△1,611
				その他	△411				
	特定財源の内訳								
				(市債) 都市計画事業債	△1,200				
				(他) 一般会計繰入金	△411				
計	280,348	△1,611	278,737	特定財源	△1,611				
				市債	△1,200				
				その他	△411				

徳定土地区画整理事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
都 市 計 画 事 業 債	1,694,470	1,825,720	補正前の額	65,300	73,813
			補 正 額	△ 1,200	
			補正後の額	64,100	
合 計	1,694,470	1,825,720	補正前の額	65,300	73,813
			補 正 額	△ 1,200	
			補正後の額	64,100	
			補正前の額		補正前の額
			補 正 額		補 正 額
			補正後の額		補正後の額

(別紙)

令和7年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		171,111	7,833	178,944
	1 使用料	171,108	7,834	178,942
	2 手数料	3	△1	2
3 諸収入		119	2	121
	1 雑入	119	2	121
歳 入	合 計	171,449	7,835	179,284

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		171,449	7,835	179,284
	1 駐車場管理費	171,449	7,835	179,284
歳 出	合 計	171,449	7,835	179,284

駐車場事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	171,111	7,833	178,944
2 財産収入	219	0	219
3 諸収入	119	2	121
歳 入 合 計	171,449	7,835	179,284

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	171,449	7,835	179,284			7,835	
歳出合計	171,449	7,835	179,284			7,835	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	171,108	7,834	178,942	1 駐車場使用料	7,834	駐車場使用料 7,834
計	171,108	7,834	178,942			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	3	△ 1	2	1 手数料	△ 1	駐車場利用証明手数料 △ 1
計	3	△ 1	2			

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	119	2	121	1 雑入	2	私用光熱水料 2
計	119	2	121			

駐車場事業特別会計

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 駐車場管理費	171,449	7,835	179,284	特定財源 7,835	8 旅費	△20	◎駐車場管理運営費 7,835
				その他 7,835	10 需用費	△4,837	
					11 役務費	△512	
				特定財源の内訳 (他) 駐車場使用料 7,834 (他) 駐車場利用証明手数料 △1 (他) 私用光熱水料 2	12 委託料	△4,654	
					22 償還金利子及び割引料	△409	
					26 公課費	△358	
					27 繰出金	18,625	
計	171,449	7,835	179,284	特定財源 7,835 その他 7,835			

駐車場事業特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		25,797	1	25,798
	1 財産運用収入	25,797	1	25,798
歳 入	合 計	25,797	1	25,798

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市街地再開発事業費		25,797	1	25,798
	1 市街地再開発事業費	25,797	1	25,798
歳 出	合 計	25,797	1	25,798

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入	25,797	1	25,798
歳 入 合 計	25,797	1	25,798

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 市街地再開発事業費	25,797	1	25,798			1	
歳出合計	25,797	1	25,798			1	

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	25,797	1	25,798	1 土地建物貸付収入	1	保留床貸付収入 1
計	25,797	1	25,798			

3 歳出

(款) 1 市街地再開発事業費

(項) 1 市街地再開発事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	25,797	1	25,798	特定財源 1	26 公課費	△1	◎市街地再開発事業費 1
				その他 1	27 繰出金	2	
				特定財源の内訳 (他) 保留床貸付収入 1			
計	25,797	1	25,798	特定財源 1 その他 1			

郡山駅西口市街地再開発事業特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算(第4号)

令和7年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ937,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		532,225	△4,700	527,525
	1 一般会計繰入金	532,225	△4,700	527,525
歳 入	合 計	942,530	△4,700	937,830

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		443,043	△4,700	438,343
	2 施設費	72,408	△4,700	67,708
歳 出	合 計	942,530	△4,700	937,830

総合地方卸売市場特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	273,129	0	273,129
2 繰入金	532,225	△4,700	527,525
3 諸収入	137,176	0	137,176
歳 入 合 計	942,530	△4,700	937,830

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	443,043	△4,700	438,343			△4,700	
2 公債費	499,487	0	499,487				
歳出合計	942,530	△4,700	937,830			△4,700	

2 歳入
 (款) 2 繰入金
 (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	532,225	△ 4,700	527,525	1 一般会計繰入金	△ 4,700	一般会計繰入金 △ 4,700
計	532,225	△ 4,700	527,525			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 施設費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 施設整備事業費	72,408	△4,700	67,708	特定財源 △4,700 その他 △4,700	12 委託料	△4,700	◎施設整備事業費 △4,700 ○総合地方卸売市場 施設改修費★ △4,700
	特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金			△4,700			
計	72,408	△4,700	67,708	特定財源 △4,700 その他 △4,700			

総合地方卸売市場特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57,345千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ708,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		280	21,163	21,443
	2 財産売払収入	0	21,163	21,163
3 繰入金		494,270	64,680	558,950
	1 一般会計繰入金	494,270	64,680	558,950
4 市債		116,100	△28,500	87,600
	1 市債	116,100	△28,500	87,600
5 使用料及び手数料		0	2	2
	1 手数料	0	2	2
歳 入 合 計		650,764	57,345	708,109

工業団地開発事業特別会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		322,586	75,161	397,747
	1 工業団地管理費	15,476	△1,007	14,469
	2 工業団地造成事業費	307,110	76,168	383,278
2 公債費		328,178	△17,816	310,362
	1 公債費	328,178	△17,816	310,362
歳 出	合 計	650,764	57,345	708,109

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業	千円 116,100		%		千円 87,600		%	
合 計	116,100				87,600			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	40,114	0	40,114
2 財産収入	280	21,163	21,443
3 繰入金	494,270	64,680	558,950
4 市債	116,100	△28,500	87,600
5 使用料及び手数料	0	2	2
歳 入 合 計	650,764	57,345	708,109

(歲出)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
1 工業団地開発事業費	322,586	75,161	397,747		△28,500	103,661	
2 公債費	328,178	△17,816	310,362			△17,816	
歳 出 合 計	650,764	57,345	708,109		△28,500	85,845	

2 歳入

(款) 2 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	0	21,163	21,163	1 土地売却収入	21,163	工業団地造成敷地売却収入 21,163
計	0	21,163	21,163			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	494,270	64,680	558,950	1 一般会計繰入金	64,680	一般会計繰入金 64,680
計	494,270	64,680	558,950			

(款) 4 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	116,100	△ 28,500	87,600	1 西部第一工業団地造成事業債	△ 28,500	西部第一工業団地造成事業債 △ 28,500
計	116,100	△ 28,500	87,600			

工業団地開発事業特別会計

(款) 5 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	0	2	2	1 手数料	2	証明手数料 2
計	0	2	2			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 1 工業団地管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 工業団地管理費	15,476	△1,007	14,469	特定財源 △1,007 その他 △1,007	12 委託料	△1,007	◎西部第一工業団地管理費 △1,007
	特定財源の内訳						
	(他) 一般会計繰入金 △1,009 (他) 証明手数料 2						
計	15,476	△1,007	14,469	特定財源 △1,007 その他 △1,007			

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明		
					区分	金額			
1 西部第一工業団地造成事業費	307,110	76,168	383,278	特定財源	76,168	8 旅費	△39	◎西部第一工業団地造成事業費	76,168
				市債	△28,500	10 需用費	△140		
				その他	104,668	12 委託料	△28,562		
						14 工事請負費	104,943		
	特定財源の内訳					18 負担金補助及び交付金	△34	○西部第一工業団地造成事業費★	76,168
				(市債) 西部第一工業団地造成事業債	△28,500				
				(他) 一般会計繰入金	104,668				

工業団地開発事業特別会計

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	307,110	76,168	383,278	特定財源 76,168 市債 △28,500 その他 104,668			

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	48,500	△17,816	30,684	特定財源 △17,816 その他 △17,816	22 償還金利子 及び割引料	△17,816	◎本年度償還利子 △17,816
	特定財源の内訳						
	(他) 工業団地造成敷地売払収入			21,163			
	(他) 一般会計繰入金			△38,979			
計	328,178	△17,816	310,362	特定財源 △17,816 その他 △17,816			

工業団地開発事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
西 部 第 一 工 業 団 地 造 成 事 業 債	2,560,400	5,741,572	補正前の額	116,100	279,678
			補 正 額	△ 28,500	
			補正後の額	87,600	
合 計	2,560,400	5,741,572	補正前の額	116,100	279,678
			補 正 額	△ 28,500	
			補正後の額	87,600	
			補正前の額		補正前の額
			補 正 額		補 正 額
			補正後の額		補正後の額

工業団地開発事業特別会計

(別紙)

令和7年度郡山市水道事業会計補正予算(第6号)

第1条 令和7年度郡山市水道事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度郡山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,844,242千円	3,341千円	7,847,583千円
第1項 営業費用	7,509,902千円	3,341千円	7,513,243千円
第3条	予算第6条に定めた(1)職員給与費「822,565千円」を「825,906千円」に改める。		

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額36,253千円及び一般会計への退職手当負担金支出見込額7,149千円を合わせた額43,402千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 7 年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 水道事業費用			3,341	
	1 営業費用		3,341	
		5 総係費	3,341	退職給付費を補正

令和 7 年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	533, 199
減価償却費	3, 024, 837
固定資産除却費	72, 067
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1, 418
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	35, 218
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 10, 196
長期前受金戻入額	△ 410, 208
受取利息及び受取配当金	△ 8, 727
支払利息	60, 956
未収金の増減額 (△は増加)	△ 66, 165
未払金の増減額 (△は減少)	△ 53, 476
前払金の増減額 (△は増加)	1, 196, 710
小計	4, 372, 797
利息及び配当金の受取額	8, 727
利息の支払額	△ 60, 956
業務活動によるキャッシュ・フロー	4, 320, 568

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 8,218,547
有形固定資産の売却による収入	18
短期貸付金の回収による収入	180,000
工事負担金による収入	404,721
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,633,808

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 398,249
他会計からの出資による収入	106,801
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 291,448

資金増加額(又は減少額)	△ 3,604,688
資金期首残高	9,158,170
資金期末残高	5,553,482

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(22)	316	319,058	275,755	595,129	105,795	700,924
	支 弁 職 員		()		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	資 本 勘 定		14						
	合 計	14	(22)	316	382,944	315,481	698,741	127,165	825,906
補 正 前	損 益 勘 定	14	(22)	316	319,058	272,414	591,788	105,795	697,583
	支 弁 職 員		()		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	資 本 勘 定		14						
	合 計	14	(22)	316	382,944	312,140	695,400	127,165	822,565
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	3,341	3,341	0	3,341
	支 弁 職 員		()		0	0	0	0	0
	資 本 勘 定		0						
	合 計	0	(0)	0	0	3,341	3,341	0	3,341

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,626	8,343	5,398	870	38,589	2,053	
	補 正 前	12,626	8,343	5,398	870	38,589	2,053	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	87,373	70,479		10,409	721		78,620
	補 正 前	87,373	70,479		10,409	721		75,279
	比 較	0	0		0	0		3,341

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(2)	316	288,305	262,289	550,910	97,899	648,809
	支 弁 職 員		()		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	資 本 勘 定		(14)						
	合 計	14	(2)	316	352,191	302,015	654,522	119,269	773,791
補 正 前	損 益 勘 定	14	(2)	316	288,305	258,948	547,569	97,899	645,468
	支 弁 職 員		()		63,886	39,726	103,612	21,370	124,982
	資 本 勘 定		(14)						
	合 計	14	(2)	316	352,191	298,674	651,181	119,269	770,450
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	3,341	3,341	0	3,341
	支 弁 職 員		()		0	0	0	0	0
	資 本 勘 定		(0)						
	合 計	0	(0)	0	0	3,341	3,341	0	3,341

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)
		期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 給 付 費 (千円)
補 正 後	補 正 後	12,626	7,062	5,398	705	38,445	2,053	
	補 正 前	12,626	7,062	5,398	705	38,445	2,053	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
補 正 前	補 正 後	80,923	65,053		10,409	721		78,620
	補 正 前	80,923	65,053		10,409	721		75,279
	比 較	0	0		0	0		3,341

水道事業会計

令和 7 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
イ	土 地								1,270,849
ロ	建 物					6,030,083			
	減 価 却 累 計					△ 4,107,523			1,922,560
ハ	構 築 物					124,541,942			
	減 価 却 累 計					△ 66,215,071			58,326,871
ニ	機 械 及 び 装 置					16,257,510			
	減 価 却 累 計					△ 12,572,682			3,684,828
ホ	車 両 搬 送 具					82,576			
	減 価 却 累 計					△ 65,971			16,605
ヘ	船 舶					310			
	減 価 却 累 計					△ 295			15
ト	工 具 器 具 及 び 備 品					318,718			
	減 価 却 累 計					△ 232,347			86,371
チ	建 設 仮 勘 定							3,640,935	
	有 形 固 定 資 産 合 計								68,949,034
(2)	無 形 固 定 資 産								
イ	ソ フ ト ウ ェ ア								1,200
ロ	ダ ム 使 用 権								6,622,561
ハ	電 話 加 入 権								4,854
	無 形 固 定 資 産 合 計								6,628,615
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産								
イ	出 資								2,467
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計								2,467
	固 定 資 産 合 計								75,580,116

水道事業会計

2	流	動	資	産				
(1)	現	金	預	金			5,553,482	
(2)	未		収	金	629,619			
(3)	貸	倒	引	金	<u>△ 6,161</u>	623,458		
(4)	貯	の	蔵	品		52,285		
	そ	他	流	産		<u>1</u>		
	流	資	動	資				6,229,226
	資	産	産	合				<u>81,809,342</u>
			合	計				
負債の部								
3	固	定	負	債				
(1)	企		業	債				
	イ	建	費	計	<u>3,857,939</u>			
	企	設	等	金		3,857,939		
(2)	引	業	債	計				
	イ	退	当	金	<u>739,453</u>			
	引	職	給	計		739,453		
	固	当	金	合				4,597,392
		定	負	合				
4	流	動	負	債				
(1)	企		業	債				
	イ	建	費	計	<u>350,875</u>			
	企	設	等	金		350,875		
(2)	未		債	計		1,436,973		
(3)	引		払	金				
	イ	賞	当	金	<u>60,012</u>			
	引	与	引	計		60,012		
(4)	預	当	金	合		<u>9,579</u>		
	流	動	負	合				1,857,439
5	繰	延	債	受				
(1)	長	期	前	計		18,755,902		
	収	益	化	合	<u>△ 10,088,898</u>			
	繰	延	収	計				8,667,004
	負	債	合	計				<u>15,121,835</u>

水道事業会計

資 本 の 部									
6	資			本			金		
(1)	資			本			金		
	イ	固	有	資	本		金		
	ロ	出		資			金		
	ハ	組	入	資	本		金		
	資		本	金	合		計		
	資		本	金	合		計		
						44,572,436		57,255,605	
7	剰			余			金		
(1)	資		本	剰	余		金		
	イ	受	贈	財	産	評	価		
	資	本	剰	余	金	合	額		
							計		
						186,501		186,501	
(2)	利		益	剰	余		金		
	イ	減	債	積	立		金		
	ロ	建	設	改	良	積	立		
	ハ	当	年	度	未	処	分		
		利	益	剰	余	金	合		
		剰					余		
		資		金	合		計		
		負	債	資	本	合	計		
						6,153,874		9,245,401	
									9,431,902
									66,687,507
									81,809,342

(参考資料)

令和 7 年度 郡山市水道事業会計補正予算明細書
収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,844,242	3,341	7,847,583		
1 営業費用		7,509,902	3,341	7,513,243		
	5 総係費	529,803	3,341	533,144	退職給付費	3,341
収益的支出合計		7,844,242	3,341	7,847,583		

(別紙)

令和7年度郡山市下水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 令和7年度郡山市下水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度郡山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「6,077,209千円」を「5,046,743千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「107,963千円」を「63,617千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業収益	9,175,101千円	12,481千円	9,187,582千円
第1項	営業収益	5,903,286千円	△1,159千円	5,902,127千円
第2項	営業外収益	3,271,591千円	1,159千円	3,272,750千円
第3項	特別利益	224千円	12,481千円	12,705千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入	7,806,628千円	△1,085,962千円	6,720,666千円
第1項	企業債	3,310,700千円	△427,400千円	2,883,300千円
第2項	他会計出資金	1,782,966千円	△181,175千円	1,601,791千円
第3項	負担金及び分担金	218,899千円	△13,442千円	205,457千円
第4項	補助金	2,494,063千円	△463,945千円	2,030,118千円
		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出	11,531,569千円	△1,085,962千円	10,445,607千円
第1項	建設改良費	6,754,822千円	△1,085,962千円	5,668,860千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起 債 の 目 的	限度額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	変 更 前	変 更 後			
下水道整備事業	千円 2,939,900	千円 2,512,500			
合 計	3,520,700	3,093,300			

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	139,077,864	6,063,833	145,141,697
セグメント負債	98,743,732	4,228,969	102,972,701

下水道事業会計

令和 7 年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業収益			12,481	
	1 営業収益		△ 1,159	
		2 他会計負担金	△ 1,159	雨水処理一般会計負担金を補正
	2 営業外収益		1,159	
		1 他会計負担金	1,159	汚水処理等一般会計負担金を補正
	3 特別利益		12,481	
		1 過年度損益修正益	12,481	流域下水道維持管理負担金還付金

下水道事業会計

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 1,085,962	
	1 企業債		△ 427,400	
		1 建設企業債	△ 427,400	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 181,175	
		1 他会計出資金	△ 181,175	一般会計出資金を補正
	3 負担金及び分担金		△ 13,442	
		3 工事負担金	△ 13,442	建設工事負担金を補正
	4 補助金		△ 463,945	
		1 国庫補助金	△ 469,022	建設改良事業国庫補助金を補正
		2 県補助金	5,077	建設改良事業県補助金

下水道事業会計

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 1,085,962	
	1 建設改良費		△ 1,085,962	
		1 管渠費	△ 664,324	管渠整備費用を補正
		2 ポンプ場費	△ 341,058	ポンプ場整備費用を補正
		3 処理場費	△ 69,430	処理場整備費用を補正
		5 固定資産購入費	△ 1,092	固定資産取得費用を補正
		6 建設管理費	△ 10,058	負担金を補正

令和 7 年度 郡山市 下水道事業会計 キャッシュ・フロー 計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 555,465
減価償却費	4,832,201
固定資産除却費	104,099
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,544
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 22,291
長期前受金戻入額	△ 1,413,984
支払利息	736,501
未収金の増減額 (△は増加)	303,909
未払金の増減額 (△は減少)	△ 769,948
前払金の増減額 (△は増加)	912,530
小計	4,134,096
利息の支払額	△ 736,501
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,397,595

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 8,739,958
無形固定資産の取得による支出	△ 225,461
国庫補助金による収入	3,359,441
県補助金による収入	5,077
受益者負担金分担金による収入	80,148
工事負担金による収入	125,309
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 194,779
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,590,223

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等企業債による収入	4,033,200
その他の企業債による収入	376,600
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 4,731,016
その他の企業債の償還による支出	△ 45,730
他会計からの出資による収入	1,601,791
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,234,845

資金増加額（又は減少額）	△ 957,783
資金期首残高	1,541,081
資金期末残高	583,298

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

— 335 —

負債の部

3	固定負債								
(1)	企業債								
	イ建設改良費等企業債					49,345,453			
	ロその他企業債					596,631			
	企業債							49,942,084	
	固定負債								49,942,084
4	流動負債								
(1)	企業債								
	イ建設改良費等企業債					4,385,001			
	ロその他企業債					47,239			
	企業債							4,432,240	
(2)	未払金							1,356,630	
(3)	引当金								
	イ賞与引当金					54,163			
	引当金							54,163	
(4)	預流負債							4,812	
	流動負債								5,847,845
5	繰上金								
(1)	長期繰上金					69,467,218			
	繰上金					△ 22,284,446			
	繰上金							47,182,772	
	繰上金							102,972,701	

資 本 の 部						
6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	固	有	本	10,745,295	
	ロ	他	会	計	28,380,508	
	ハ	組	入	資	756,484	
	資	本	金	合		39,882,287
	資	本	金	合		39,882,287
7	剰	余	金			
(1)	資	本	剰	余		
	イ	国	庫	補	1,131,046	
	ロ	県	補	助	21,676	
	ハ	受	益	者	1,251,382	
	ニ	工	事	負	28,857	
	ホ	受	贈	財	370,438	
	ヘ	そ	の	他	2,907	
	資	本	剰	余		2,806,306
(2)	利	益	剰	余		
	イ	当	年	度	△ 519,597	
	利	益	剰	余		△ 519,597
	剰	余	金	合		2,286,709
	資	本	合	計		42,168,996
	負	債	資	本		145,141,697

(参考資料)

令和 7 年 度 郡 山 市 下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 明 細 書
収 益 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,175,101	12,481	9,187,582		
1 営業収益		5,903,286	△ 1,159	5,902,127		
	2 他会計負担金	1,664,525	△ 1,159	1,663,366	他会計負担金	△ 1,159
2 営業外収益		3,271,591	1,159	3,272,750		
	1 他会計負担金	1,653,826	1,159	1,654,985	他会計負担金	1,159
3 特別利益		224	12,481	12,705		
	1 過年度損益修正益	1	12,481	12,482	過年度損益修正益	12,481
収益的收入合計		9,175,101	12,481	9,187,582		

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的收入		7,806,628	△ 1,085,962	6,720,666		
1 企業債		3,310,700	△ 427,400	2,883,300		
	1 建設企業債	2,939,900	△ 427,400	2,512,500	建設企業債	△ 427,400
2 他会計出資金		1,782,966	△ 181,175	1,601,791		
	1 他会計出資金	1,782,966	△ 181,175	1,601,791	他会計出資金	△ 181,175
3 負担金及び分担金		218,899	△ 13,442	205,457		
	3 工事負担金	138,751	△ 13,442	125,309	工事負担金	△ 13,442
4 補助金		2,494,063	△ 463,945	2,030,118		
	1 国庫補助金	2,494,063	△ 469,022	2,025,041	国庫補助金	△ 469,022
	2 県補助金	0	5,077	5,077	県補助金	5,077
資本的收入合計		7,806,628	△ 1,085,962	6,720,666		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		11,531,569	△ 1,085,962	10,445,607		
1 建設改良費		6,754,822	△ 1,085,962	5,668,860		
	1 管渠費	4,951,531	△ 664,324	4,287,207	委託料	△ 271,759
					工事請負費	△ 298,826
					補償金及び賠償金	△ 93,739
	2 ポンプ場費	1,028,221	△ 341,058	687,163	委託料	△ 321,623
					工事請負費	△ 19,435
	3 処理場費	205,420	△ 69,430	135,990	委託料	△ 62,171
					工事請負費	△ 7,259
	5 固定資産購入費	15,619	△ 1,092	14,527	機械及び装置購入費	△ 57
					車両及び運搬具購入費	△ 105
					工具器具及び備品購入費	△ 930
	6 建設管理費	306,025	△ 10,058	295,967	負担金	△ 10,058
資本的支出合計		11,531,569	△ 1,085,962	10,445,607		

下水道事業会計

(別紙)

令和7年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和7年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度郡山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、農業集落排水事業建設費「223,473千円」を「142,342千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水事業収益	733,987千円	△22,029千円	711,958千円
第2項 営業外収益	603,336千円	△22,029千円	581,307千円
支 出			
第1款 農業集落排水事業費用	718,218千円	△22,029千円	696,189千円
第1項 営業費用	670,957千円	△22,029千円	648,928千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	343,628千円	△60,971千円	282,657千円
第1項 企業債	153,400千円	△25,700千円	127,700千円
第2項 他会計出資金	152,328千円	2,629千円	154,957千円
第3項 負担金及び分担金	12,750千円	△12,750千円	0千円
第4項 補助金	25,150千円	△25,150千円	0千円
支 出			
第1款 農業集落排水事業資本的支出	588,375千円	△81,131千円	507,244千円
第1項 建設改良費	223,473千円	△81,131千円	142,342千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起 債 の 目 的	限度額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	変 更 前	変 更 後			
農業集落排水施設整備事業	千円 153,400	千円 127,700			
合 計	153,400	127,700			

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 7 年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業収益			△ 22,029	
	2 営業外収益		△ 22,029	
		1 他会計負担金	△ 20,160	汚水処理一般会計負担金を補正
		2 他会計補助金	△ 1,869	汚水処理一般会計補助金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業費用			△ 22,029	
	1 営業費用		△ 22,029	
		2 処理場費	△ 1,869	農業集落排水処理施設維持管理費用を補正
		6 減価償却費	△ 20,160	固定資産減価償却費を補正

農業集落排水事業会計

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的収入			△ 60,971	
	1 企業債		△ 25,700	
		1 建設企業債	△ 25,700	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		2,629	
		1 他会計出資金	2,629	一般会計出資金を補正
	3 負担金及び分担金		△ 12,750	
		1 工事負担金	△ 12,750	建設工事負担金を補正
	4 補助金		△ 25,150	
		1 国庫補助金	△ 25,150	建設改良事業国庫補助金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業資本的支出			△ 81,131	
	1 建設改良費		△ 81,131	
		1 ポンプ場費	△ 8,731	ポンプ場整備費用を補正
		2 処理場費	△ 72,400	処理場整備費用を補正

農業集落排水事業会計

令和 7 年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	365,699
固定資産除却費	4,985
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 27
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 571
長期前受金戻入額	△ 161,866
支払利息	46,875
未収金の増減額 (△は増加)	102,151
未払金の増減額 (△は減少)	81,205
小計	438,451
利息の支払額	△ 46,875
業務活動によるキャッシュ・フロー	391,576

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 129,402

投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,402

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入金の返済による支出	△ 180,000

建設改良費等企業債による収入	127,700

建設改良費等企業債の償還による支出	△ 364,902

他会計からの出資による収入	154,957

財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 262,245

資金増加額(又は減少額)	△ 71

資金期首残高	788

資金期末残高	717

令和 7 年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

資 産 の 部									
1	固 定 資 産								
(1)	有 形 固 定 資 産								
	イ 土 建 物								184,706
	ロ 減 価 却 累 計 額					477,860			
						<u>△ 188,152</u>			289,708
	ハ 構 築 物					14,395,226			
	ニ 減 価 却 累 計 額					<u>△ 5,471,181</u>			8,924,045
	ホ 機 械 及 び 装 置					2,547,571			
	木 減 価 却 累 計 額					<u>△ 1,871,862</u>			675,709
	ヘ 車 両 及 び 運 搬 具					91			
						<u>0</u>			91
	工 具 器 具 及 び 備 品					145			
	減 価 却 累 計 額					<u>△ 138</u>			7
	有 形 固 定 資 産 合 計							<u>10,074,266</u>	
	流 動 資 産 合 計								10,074,266
2	流 動 資 産								
(1)	現 金 預 金							717	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金					111,615			
(3)	貯 留 資 産 合 計					<u>△ 157</u>		111,458	
								<u>346</u>	
									<u>112,521</u>
									<u>10,186,787</u>

農業集落排水事業会計

負債の部

3	固定負債	企業債	2,263,375	2,263,375	2,263,375
4	流動負債	企業債	363,437	363,437	
	(1) 企業建設改良費等企業債計			114,789	
	(2) 企業未預流			45	
	(3) 繰延利益延				
5	繰延利益延	繰延利益延	7,763,712	△ 3,388,394	4,375,318
	(1) 繰延利益延				7,116,964

農業集落排水事業会計

(参考資料) 令和7年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業収益		733,987	△ 22,029	711,958		
2 営業外収益		603,336	△ 22,029	581,307		
	1 他会計負担金	278,287	△ 20,160	258,127	他会計負担金	△ 20,160
	2 他会計補助金	155,895	△ 1,869	154,026	他会計補助金	△ 1,869
収益的収入合計		733,987	△ 22,029	711,958		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業費用		718,218	△ 22,029	696,189		
1 営業費用		670,957	△ 22,029	648,928		
	2 処理場費	235,904	△ 1,869	234,035	委託料	△ 1,869
	6 減価償却費	385,859	△ 20,160	365,699	有形固定資産減価償却費	△ 20,160
収益的支出合計		718,218	△ 22,029	696,189		

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的収入		343,628	△ 60,971	282,657		
1 企業債		153,400	△ 25,700	127,700		
	1 建設企業債	153,400	△ 25,700	127,700	建設企業債	△ 25,700
2 他会計出資金		152,328	2,629	154,957		
	1 他会計出資金	152,328	2,629	154,957	他会計出資金	2,629
3 負担金及び分担金		12,750	△ 12,750	0		
	1 工事負担金	12,750	△ 12,750	0	工事負担金	△ 12,750
4 補助金		25,150	△ 25,150	0		
	1 国庫補助金	25,150	△ 25,150	0	国庫補助金	△ 25,150
資本的収入合計		343,628	△ 60,971	282,657		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的支出		588,375	△ 81,131	507,244		
1 建設改良費		223,473	△ 81,131	142,342		
	1 ポンプ場費	139,872	△ 8,731	131,141	工事請負費	△ 8,731
	2 処理場費	83,601	△ 72,400	11,201	委託料	△ 41,501
					工事請負費	△ 30,899
資本的支出合計		588,375	△ 81,131	507,244		

(予 算 資 料)

1 令和7年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		158,332,033	△ 347,966	157,984,067
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,596,915	△ 13,764	28,583,151
	後期高齢者医療特別会計	4,756,285	△ 585	4,755,700
	介護保険特別会計	28,940,233	△ 4,610	28,935,623
	公共用地先行取得事業特別会計	5,159	△ 2,047	3,112
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	332	△ 323	9
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	162,442	△ 1,000	161,442
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	1,040,451	0	1,040,451
	徳定土地地区画整理事業特別会計	365,979	△ 1,611	364,368
	大町土地地区画整理事業特別会計	510,144	0	510,144
	駐車場事業特別会計	171,449	7,835	179,284
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	25,797	1	25,798
	総合地方卸売市場特別会計	942,530	△ 4,700	937,830
	工業団地開発事業特別会計	650,764	57,345	708,109
	熱海温泉事業特別会計	536,532	0	536,532
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	17,787	0	17,787
	多田野財産区特別会計	11,902	0	11,902
	河内財産区特別会計	22,093	0	22,093

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,035	0	1,035
	舟津財産区特別会計	27,281	0	27,281
	館財産区特別会計	25,840	0	25,840
	浜路財産区特別会計	874	0	874
	横沢財産区特別会計	13,031	0	13,031
	中野財産区特別会計	4,805	0	4,805
	後田財産区特別会計	2,472	0	2,472
	水道事業会計	14,628,730	3,341	14,632,071
	簡易水道事業会計	304,107	0	304,107
	下水道事業会計	21,100,654	△ 1,118,462	19,982,192
	農業集落排水事業会計	1,306,593	△ 103,160	1,203,433
	計	104,172,216	△ 1,181,740	102,990,476
	合 計	262,504,249	△ 1,529,706	260,974,543

2 一 般 会 計 歳 出 補 正 予 算 節 別 一 覧 表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬		△18,012	△122	△246											△18,380	2,840,755	2,822,375
2 給料															0	8,478,175	8,478,175
3 職員手当等		373,322													373,322	5,995,110	6,368,432
4 共済費		△2,249													△2,249	3,436,771	3,434,522
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	970	970
7 報償費		△7,938	△40	△88		△626		△1,076		△1,755					△11,523	735,834	724,311
8 旅費		△1,279	△25	△125		△200				△1,868					△3,497	220,650	217,153
9 交際費															0	3,788	3,788
10 需用費		△9,652	△3,461	△5,177		△5,839		△9,692		△17,849					△51,670	5,770,804	5,719,134
11 役務費		△21,249	△1,335	△864		△58	△14	△29		△2,181					△25,730	1,067,735	1,042,005
12 委託料		△270,816	△97,875	△242,270	△267	△52,085	△3,156	△142,506	△982	△28,170					△838,127	21,244,358	20,406,231
13 使用料及び賃借料		△43,140				△153				△2,107					△45,400	2,434,270	2,388,870
14 工事請負費		△92,082		△52,478		△48,088		△464,756		△161,061	△1,297				△819,762	11,738,420	10,918,658
15 原材料費						△212									△212	86,311	86,099
16 公有財産購入費								△21,689							△21,689	90,740	69,051
17 備品購入費		△2,537		△2,357		△1,211		△14,046	△1,884	△9,742					△31,777	637,994	606,217
18 負担金補助及び交付金		△31,194	△22,747	△109,900		△87,250	△3,331	△58,976	△403	△2,610					△316,411	29,578,802	29,262,391
19 扶助費		△42,030	△8,541	△6,051						△28,264					△84,886	29,742,152	29,657,266
20 貸付金			△5,000												△5,000	2,831,123	2,826,123
21 補償補填及び賠償金								△14,134							△14,134	574,499	560,365
22 償還金利子及び割引料			3,228	54					21			△68,587			△65,284	9,306,636	9,241,352
23 投資及び出資金						2,629		△181,175							△178,546	2,042,095	1,863,549
24 積立金		1,731,621	31,092	2,490		△2,831		2,198		3,226					1,767,796	9,068,385	10,836,181
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	8,987	8,987
27 繰出金			△4,313			△4,700	64,680	△5,545							50,122	10,169,191	10,219,313
予備費														△4,929	△4,929	225,385	220,456
歳 出 合 計		1,562,765	△109,139	△417,012	△267	△200,624	58,179	△911,426	△3,248	△252,381	△1,297	△68,587		△4,929	△347,966	158,332,033	157,984,067

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費		358,099	△122	△246											357,731	20,803,195	21,160,926
うち職員給															0	8,478,175	8,478,175
2 扶助費		△42,030	△8,541	△6,051						△28,264					△84,886	38,959,755	38,874,869
3 公債費												△68,587			△68,587	8,277,183	8,208,596
4 物件費		△333,721	△96,811	△177,563	△267	△35,917	△3,170	△58,925	△982	△31,351					△738,707	26,713,569	25,974,862
5 維持補修費		△179				△1,198		△4,771							△6,148	2,456,480	2,450,332
6 補助費等		△44,173	△19,484	△93,541		△60,452	△3,331	△6,898	△382	△4,492					△232,753	18,431,121	18,198,368
うち補助交付金		△36,232	△22,677	△10,302		△39,666	△3,331	△755		△2,610					△115,573	5,791,101	5,675,528
7 積立金		1,731,621	31,092	2,490		△2,831		2,198		3,226					1,767,796	9,068,385	10,836,181
8 投資及び出資金						2,629		△181,175							△178,546	2,042,095	1,863,549
9 貸付金			△5,000												△5,000	2,831,123	2,826,123
10 繰出金			△4,313			△4,700	64,680	△5,545							50,122	10,169,191	10,219,313
11 普通建設事業費		△106,852	△5,960	△65,791		△98,155		△656,310	△1,884	△191,500					△1,126,452	18,196,631	17,070,179
(1)補助事業費			△75	△12,497		△32,145		△554,733		△146,064					△745,514	10,818,953	10,073,439
(2)単独事業費		△106,852	△5,885	△53,294		△66,010		△101,577	△1,884	△45,436					△380,938	7,377,678	6,996,740
12 災害復旧事業費				△76,310							△1,297				△77,607	157,920	80,313
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△4,929	△4,929	225,385	220,456
歳 出 合 計		1,562,765	△109,139	△417,012	△267	△200,624	58,179	△911,426	△3,248	△252,381	△1,297	△68,587		△4,929	△347,966	158,332,033	157,984,067

4 令和7年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	77,200	△32,800	44,400
			就職学生支援補助金	3,432	△3,432	0
3 民生費	3 老人福祉費	1 健康長寿費	単位老人クラブ活動費補助金	9,109	△596	8,513
		3 介護保険事業費	介護資格取得支援助成金	1,200	△783	417
			老人福祉施設等整備費補助金	240,416	△75	240,341
	4 児童福祉費	1 こども総務企画費	ベビーファースト活動支援補助金	2,000	△240	1,760
			未来をつむぐ婚活支援補助金	150	5	155
			結婚新生活スタートアップ支援補助金	43,000	△13,668	29,332
		3 こども家庭費	家賃等低廉化事業費補助金	32,700	△6,016	26,684
		4 保育費	保育施設等光熱費等高騰対応支援補助金	50,493	△1,374	49,119
4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	12,000	△6,050	5,950
		11 浄化槽対策費	浄化槽維持管理費補助金	42,275	△7,020	35,255
			浄化槽設置整備事業補助金	36,532	△10,346	26,186
	2 清掃費	1 5R推進費	電動式生ごみ処理機購入費補助金	5,000	△3,282	1,718

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	中山間地域等直接支払交付金	127,611	△5,826	121,785
			地域計画担い手確保支援事業補助金	3,219	△139	3,080
			農業次世代人材投資事業費補助金	2,400	△1,200	1,200
			担い手づくり総合支援事業費補助金	19,662	△16,662	3,000
			アグリテック普及推進事業費補助金	3,000	△1,327	1,673
			新規就農者育成総合対策事業費補助金	78,000	△28,782	49,218
			新規就農者等マーケットメイキング事業補助金	561	△201	360
			農業でふくしまぐらし支援事業補助金	1,000	△500	500
		3 農業振興費	環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	4,778	△1,808	2,970
			狩猟技術向上等支援事業費補助金	370	△230	140
			大雪農業災害特別対策事業費補助金	17,119	△7,667	9,452
7 商工費	1 商工費	1 林業振興費	森林整備事業費補助金	3,208	△879	2,329
		1 商工振興費	中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金	550	△550	0
		2 観光物産費	清酒原料米高騰対応支援補助金	2,500	△1,281	1,219
		3 産業創出費	新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金	500	△500	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工費	3 産業創出費	D X 推進補助金	2,000	△1,000	1,000
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金	8,000	△2,710	5,290
			ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	△1,613	387
			建築物耐震化促進事業補助金	172,480	△28,087	144,393
	4 都市計画費	2 都市計画費	防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金	304,167	△19,389	284,778
		5 公園費	緑あふれるまちづくり事業費補助金	2,223	△255	1,968
	5 住宅費	1 住宅費	空家地域活用支援事業補助金	1,000	△500	500
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	奨学資金給与交付金	25,080	△2,610	22,470

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和8年3月31日、第221回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する必要があるため。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

郡山市税条例等の一部を改正する条例

(郡山市税条例の一部改正)

第1条 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第37条の2若しくは第37条の5(第41条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第38条の4第1項(第38条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第39条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第41条の7、第56条、第71条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第118条第1項、第124条第3項又は第128条の9第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の<u>延長</u>があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) 第85条第1項若しくは第2項の申告書、第118条第1項の申告書又は第128条の9第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) 第85条第1項若しくは第2項の申告書、第118条第1項の申告書又は	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第37条の2若しくは第37条の5(第41条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第38条の4第1項(第38条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第39条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第41条の7、第56条、<u>第68条の7第1項</u>、第71条第2項、第85条第1項若しくは第2項、第89条第2項、第92条、第118条第1項、第124条第3項又は第128条の9第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の<u>延長</u>があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第68条の7第1項の申告書</u>、第85条第1項若しくは第2項の申告書、第118条第1項の申告書又は第128条の9第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第68条の7第1項の申告書</u>、第85条第1項若しくは第2項の申告書、

第128条の9第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第17条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第23条の2において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第68条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第68条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第118条第1項の申告書又は第128条の9第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第17条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第23条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第68条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第68条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第68条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第68条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

(軽自動車税の税率)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

第68条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第68条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第68条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第68条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第76条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第71条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第73条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第74条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項に変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第75条 (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第71条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第73条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第74条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項に変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第75条 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第76条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第76条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者

2・3 (略)

(種別割の減免)

第76条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第76条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転

の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

。(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第77条 (略)

2 法第445条若しくは第68条の3又は第68条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第68条の3又は第68条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第77条 (略)

2 法第445条若しくは第68条の3又は第68条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第68条の3又は第68条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が、市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が、市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第23条の2第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定に

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第23条の2第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第23条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の

より税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第23条及び第23条の2第1項の規定の適用については、第23条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第23条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の

所得割の額は、第17条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18・19 (略)

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項

所得割の額は、第17条から第20条まで、第22条から第23条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18・19 (略)

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項

各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

(特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の12 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場

、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第68条の7第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、

軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第68条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第68条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽

自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第71条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第74条及び第75条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附

3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第71条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第74条及び第75条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則

則第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の4 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の5 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の5 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第22条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

6 (略) (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 第21条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	6 (略) (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 第21条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(郡山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る郡山市税条例第70条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る郡山市税条例第70条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)

(郡山市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 郡山市税条例の一部を改正する条例（令和7年郡山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の改正規定を次のように改める。

(納税証明事項) 第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

改正後	改正前
(施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) (略) (2) <u>第8条の改正規定（「種別割」を「軽自動車税」に改める部分に限る。）並びに附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定</u> 令和8年4月1日 (3) (略)	(施行期日) 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) (略) (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日 (3) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和8年3月31日、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、郡山市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する必要があるため。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第3条 納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)・(3) (略) <u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u> 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定	(課税額) 第3条 納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)・(3) (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並

した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。）以外の世帯 18,400円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得

びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条及び第26条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条及び第26条第1項において同じ。）以外の世帯 18,400円

(2)・(3) (略)

割額)

第12条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第12条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第12条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第12条の5 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合に

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

は、3万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。))1人について 910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。))1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（イ）特定世帯 80円

（ウ）特定継続世帯 120円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 1,105円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 975円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 780円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 650円

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定す

ア～カ (略)

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定す

る出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を

る出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) (略)

減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「

条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一

世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等

世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、

の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第

「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第

6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税

6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特

条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条、第12条の2及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第10条及び第26条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和8年度郡山市一般会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

滞納管理システム再構築事業の見直しに伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和8年4月21日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

令和8年度郡山市一般会計補正予算(第3号)

令和8年度郡山市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,564,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 繰入金		6,150,176	20,000	6,170,176
	2 基金繰入金	5,920,353	20,000	5,940,353
歳 入	合 計	141,544,607	20,000	141,564,607

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		14,847,240	19,723	14,866,963
	2 徴税費	2,203,539	19,723	2,223,262
14 予備費		301,192	277	301,469
	1 予備費	301,192	277	301,469
歳 出	合 計	141,544,607	20,000	141,564,607

一般会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税	56,421,254	0	56,421,254
2 地方譲与税	1,259,633	0	1,259,633
3 利子割交付金	129,011	0	129,011
4 配当割交付金	427,869	0	427,869
5 株式等譲渡所得割交付金	648,613	0	648,613
6 法人事業税交付金	963,463	0	963,463
7 地方消費税交付金	9,811,205	0	9,811,205
8 ゴルフ場利用税交付金	17,029	0	17,029
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	10,846	0	10,846
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,455	0	3,455
12 地方特例交付金	311,793	0	311,793
13 地方交付税	14,132,000	0	14,132,000
14 交通安全対策特別交付金	41,000	0	41,000
15 分担金及び負担金	488,775	0	488,775
16 使用料及び手数料	2,453,984	0	2,453,984
17 国庫支出金	25,083,615	0	25,083,615
18 県支出金	11,516,791	0	11,516,791
19 財産収入	362,781	0	362,781
20 寄附金	216,817	0	216,817
21 繰入金	6,150,176	20,000	6,170,176
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	3,379,896	0	3,379,896
24 市債	6,114,600	0	6,114,600
歳 入 合 計	141,544,607	20,000	141,564,607

一般会計

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	672,760	0	672,760				
2 総務費	14,847,240	19,723	14,866,963				19,723
3 民生費	59,309,472	0	59,309,472				
4 衛生費	12,888,349	0	12,888,349				
5 労働費	170,024	0	170,024				
6 農林水産業費	3,706,946	0	3,706,946				
7 商工費	5,117,106	0	5,117,106				
8 土木費	16,146,297	0	16,146,297				
9 消防費	4,254,438	0	4,254,438				
10 教育費	15,941,649	0	15,941,649				
11 災害復旧費	48,366	0	48,366				
12 公債費	8,140,767	0	8,140,767				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	301,192	277	301,469				277
歳出合計	141,544,607	20,000	141,564,607				20,000

一般会計

2 歳入
(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,420,000	20,000	4,440,000	1 財政調整基金繰入金	20,000	財政調整基金繰入金 20,000
計	5,920,353	20,000	5,940,353			

21款 繰入金

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 徴収費	664,387	19,723	684,110	一般財源 19,723	12 委託料	14,973	◎徴収費 19,723
					13 使用料及び賃借料	4,750	
計	2,203,539	19,723	2,223,262	一般財源 19,723			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	301,192	277	301,469	一般財源 277			
計	301,192	277	301,469	一般財源 277			

2款 総務費

14款 予備費

(予 算 資 料)

1 令和8年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		141,544,607	20,000	141,564,607
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	27,578,701	0	27,578,701
	後期高齢者医療特別会計	5,113,650	0	5,113,650
	介護保険特別会計	28,732,393	0	28,732,393
	公共用地先行取得事業特別会計	5,087	0	5,087
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	255	0	255
	富田第二土地区画整理事業特別会計	17,019	0	17,019
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,119,515	0	1,119,515
	徳定土地区画整理事業特別会計	540,281	0	540,281
	大町土地区画整理事業特別会計	751,107	0	751,107
	駐車場事業特別会計	196,711	0	196,711
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,886	0	22,886
	総合地方卸売市場特別会計	761,783	0	761,783
	工業団地開発事業特別会計	676,345	0	676,345
	熱海温泉事業特別会計	579,054	0	579,054
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	15,040	0	15,040
	多田野財産区特別会計	5,620	0	5,620
	河内財産区特別会計	18,560	0	18,560

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	890	0	890
	舟津財産区特別会計	23,939	0	23,939
	館財産区特別会計	18,233	0	18,233
	浜路財産区特別会計	761	0	761
	横沢財産区特別会計	4,552	0	4,552
	中野財産区特別会計	4,300	0	4,300
	後田財産区特別会計	2,188	0	2,188
	水道事業会計	14,028,735	0	14,028,735
	簡易水道事業会計	295,696	0	295,696
	下水道事業会計	20,681,664	0	20,681,664
	農業集落排水事業会計	1,280,268	0	1,280,268
	計	102,475,233	0	102,475,233
合 計		244,019,840	20,000	244,039,840

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款 名 節 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 報酬															0	2,686,052	2,686,052
2 給料															0	8,516,521	8,516,521
3 職員手当等															0	6,537,928	6,537,928
4 共済費															0	3,513,708	3,513,708
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	989	989
7 報償費															0	584,924	584,924
8 旅費															0	230,211	230,211
9 交際費															0	3,766	3,766
10 需用費															0	7,152,297	7,152,297
11 役務費															0	974,303	974,303
12 委託料		14,973													14,973	19,792,786	19,807,759
13 使用料及び賃借料		4,750													4,750	2,564,681	2,569,431
14 工事請負費															0	6,180,687	6,180,687
15 原材料費															0	72,038	72,038
16 公有財産購入費															0	50,388	50,388
17 備品購入費															0	398,301	398,301
18 負担金補助及び交付金															0	28,797,437	28,797,437
19 扶助費															0	27,346,051	27,346,051
20 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
21 補償補填及び賠償金															0	170,591	170,591
22 償還金利子及び割引料															0	8,485,530	8,485,530
23 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
24 積立金															0	2,605,453	2,605,453
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,344	9,344
27 繰出金															0	10,492,848	10,492,848
予備費														277	277	301,192	301,469
歳 出 合 計		19,723												277	20,000	141,544,607	141,564,607

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款 名 性 質 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
1 人件費															0	21,329,180	21,329,180
うち職員給															0	8,516,521	8,516,521
2 扶助費															0	37,087,280	37,087,280
3 公債費															0	8,140,767	8,140,767
4 物件費		19,723													19,723	26,315,566	26,335,289
5 維持補修費															0	2,341,931	2,341,931
6 補助費等															0	18,933,231	18,933,231
うち補助交付金															0	5,719,615	5,719,615
7 積立金															0	2,605,453	2,605,453
8 投資及び出資金															0	1,417,509	1,417,509
9 貸付金															0	2,656,979	2,656,979
10 繰出金															0	10,492,848	10,492,848
11 普通建設事業費															0	9,757,100	9,757,100
(1)補助事業費															0	2,767,701	2,767,701
(2)単独事業費															0	6,989,399	6,989,399
12 災害復旧事業費															0	165,571	165,571
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														277	277	301,192	301,469
歳 出 合 計		19,723												277	20,000	141,544,607	141,564,607

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

理 由

郡山市河内クリーンセンター敷地内の本市が管理する樹木が腐朽により倒れ、[REDACTED]所有の軽貨物自動車及び[REDACTED]
[REDACTED]所有の軽乗用車に損害を与えたことにつき、被害者救済の立場から直ちに和解し、その損害を賠償する必要性が生じたため。

令和8年5月18日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和8年1月31日午前11時30分頃、郡山市河内クリーンセンター敷地内の本市が管理する樹木が腐朽により倒れ、
所有の軽貨物自動車及び 所有の軽乗用車に損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、 に対し金466,818円を、 に対し金520,207円を支払う。
- (2) 及び は、それぞれその余の請求を放棄する。

2 損害賠償額

- (1) に対する損害賠償額 金466,818円
- (2) に対する損害賠償額 金520,207円

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 専決第5号 損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第6号 損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第7号 損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第8号 損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第13号 損害賠償請求事件に係る和解について（別紙）
- 6 専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第15号 工事請負契約の変更について（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月11日付けで落札者決定した荒池下目光池西1号線外カーブミラー設置工事について、福島県土木部設計積算システムの単価誤りにより、本来落札者とすべき者と異なる者を落札者としていたことによる落札者決定の取消しにより生じた損害を賠償するため、郡山市は、北日本ライン株式会社代表取締役眞柄孝行に対し、金16,900円を支払うものとする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月11日付けで落札者決定した水尾沢町田線外カーブミラー設置工事について、福島県土木部設計積算システムの単価誤りにより、本来落札者とすべき者と異なる者を落札者としていたことによる落札者決定の取消しにより生じた損害を賠償するため、郡山市は、有限会社和三技建代表取締役國分和仁に対し、金24,310円を支払うものとする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月17日付けで締結した笹川野田線側溝工事請負契約について、福島県土木部設計積算システムの単価誤りにより、本来落札者とすべき者と異なる者を落札者としていたことによる契約解除により生じた損害を賠償するため、郡山市は、有限会社サポート工業代表取締役松岡泰志に対し、金 12,530 円を支払うものとする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月11日付けで締結した河川維持工事（普通河川鞍掛川）請負契約について、福島県土木部設計積算システムの単価誤りにより、本来落札者とすべき者と異なる者を落札者としていたことによる契約解除により生じた損害を賠償するため、郡山市は、株式会社国分組代表取締役國分孝司に対し、金224,119円を支払うものとする。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償請求事件に係る和解について（別紙）

令和8年5月8日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

損害賠償請求事件に係る和解について

令和6年3月18日午前7時30分頃、小山田市営住宅1-4-4棟屋上の防水シートが強風のため飛散し、近くに駐車していた[REDACTED]
[REDACTED]（以下「原告」という。）所有の普通乗用車に接触して損傷したことに関し、令和6年12月23日に本市が訴えを提起された福島地方裁判所郡山支部
令和6年（ワ）第344号損害賠償請求事件（以下「本件」という。）について、次のとおり裁判上の和解をし、損害を賠償するものとする。

記

和解条項

- 1 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]
- 3 [REDACTED]
- 4 [REDACTED]
[REDACTED]
- 5 [REDACTED]
- 6 [REDACTED]

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和8年5月12日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年11月6日午前8時45分頃、郡山市柴宮保育所駐車場において、[REDACTED]使用の普通乗用車が駐車するために前進したところ、飛び出していた車止めのアンカーにより損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金146,370円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金146,370円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和8年5月15日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和6年12月16日議会の議決を得た郡山ユラックス熱海給排水設備改修工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「741,950,000円」を「742,075,739円」に改める。

令和7年度郡山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計					特 定 財 源		
											国・県 支出金	市 債	その他
7 商工費	1 商工費	郡山ユラックス熱海 長寿命化事業	円 1,641,640,000	円 389,116,000	円 651,204,000	円 1,040,320,000	円 723,640,000	円 316,680,000	円 316,680,000	円 31,680,000	円	円 285,000,000	円
8 土木費	4 都市計画費	東部幹線道路整備事 業	456,000,000	228,000,000		228,000,000	86,820,000	141,180,000	141,180,000	6,431,000	77,649,000	57,100,000	
10 教育費	3 社会教育費	開成館改修事業	820,500,000	123,420,000	9,527,700	132,947,700	132,940,000	7,700	7,700	7,700			
11 災害復旧費	3 文教施設災 害復旧費	開成館災害復旧工事	147,500,000	11,553,000	10,987,300	22,540,300	22,540,000	300	300	300			
合 計			3,065,640,000	752,089,000	671,719,000	1,423,808,000	965,940,000	457,868,000	457,868,000	38,119,000	77,649,000	342,100,000	

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	Z世代地域活躍推進事業	円 3,578,000	円 3,578,000	円	円 1,789,000	円	円	円 1,789,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修事業	22,564,000	20,583,200		15,734,000			4,849,200
		住民情報システム改修事業	3,542,000	3,542,000		2,807,000			735,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業	845,000,000	775,491,000		775,491,000			
	3 老人福祉費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	105,798,000	105,798,000		105,798,000			
		老人福祉施設等整備費補助金	163,400,000	163,400,000			163,400,000		
		老人福祉施設等防災対策費補助金	46,808,000	46,808,000		42,408,000			4,400,000
	4 児童福祉費	0歳児養育支援給付金給付事業	26,313,000	13,402,000					13,402,000
		物価高対応子育て応援手当支給事業	1,211,795,000	87,325,824	80,061	87,244,939			824
5 労働費	1 労働諸費	労働情報発信事業	4,100,000	4,100,000		2,050,000			2,050,000
		中小企業就労支援事業	2,630,000	2,630,000		1,315,000			1,315,000
		中小企業賃上げ支援事業	104,641,000	104,127,818		104,109,818			18,000
6 農林水産業費	1 農業費	農家育成支援事業	4,328,000	4,325,950		2,162,000			2,163,950
		畜産経営改善事業	53,200,000	53,200,000		53,200,000			
		水路整備事業	42,368,000	41,848,000			41,800,000		48,000

令和 7 年 度 郡 山 市 一 般 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国・県支出金	市 債	その他	
		土地改良事業	24,490,000	24,490,000			24,200,000		290,000
		農業用施設整備事業	87,300,000	85,360,000		80,000,000	5,300,000		60,000
7 商工費	1 商工費	創業・事業承継支援事業	4,417,000	4,416,500		2,208,000			2,208,500
		産業ＤＸ推進事業	4,561,000	4,560,600		2,280,000			2,280,600
		海外交流販路開拓支援事業	15,465,000	15,464,700		7,716,000			7,748,700
		シティプロモーション推進事業	11,676,000	11,676,000		5,838,000			5,838,000
		ふくしまデスティネーションキャンペーン推進事業	10,063,000	10,063,000		5,032,000			5,031,000
		旅行誘客推進事業	2,145,000	2,145,000		1,072,000			1,073,000
		郡山ユラックス熱海長寿命化事業	253,971,000	151,916,000	15,216,000		136,700,000		
		産業イノベーション事業	13,130,000	13,129,300		6,564,000			6,565,300
		知的財産活用推進事業	2,194,000	2,193,400		1,096,000			1,097,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	591,638,000	580,258,000		260,845,000	258,200,000		61,213,000
		道路ストック整備事業	56,500,000	56,500,000		28,250,000	28,200,000		50,000
		橋りょう長寿命化事業	60,902,000	31,397,381		17,271,000	8,500,000		5,626,381
		地下道冠水対策事業	40,490,000	40,490,000			40,400,000		90,000

令和 7 年 度 郡 山 市 一 般 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国・県支出金	市 債	その他	
	3 河川費	準用河川改修事業	1,280,559,000	1,222,958,287		349,757,934	830,100,000		43,100,353
		普通河川改修事業	167,940,000	167,940,000			167,900,000		40,000
	4 都市計画費	公共交通サービス維持対策事業	8,997,000	8,997,000		4,498,000			4,499,000
9 消防費	1 消防費	災害時用備蓄品整備事業	11,053,000	11,053,000		5,525,000			5,528,000
10 教育費	2 小中学校費	小学校教育環境整備事業	76,846,000	76,846,000		35,674,000			41,172,000
		中学校教育環境整備事業	17,565,000	17,565,000		8,781,000			8,784,000
		小学校施設環境整備事業	33,020,000	33,020,000	122,000	4,098,000	28,800,000		
		小学校長寿命化改修事業	2,548,271,000	2,548,271,000	1,154,000	442,717,000	2,104,400,000		
		中学校施設環境整備事業	27,840,000	27,840,000	61,000	4,379,000	23,400,000		
		中学校長寿命化改修事業	490,000,000	490,000,000	186,000	75,714,000	414,100,000		
	4 保健体育費	東京2020オリンピック・パラリンピック レガシー継承事業	1,368,000	1,368,000		631,000			737,000
		こおりやまスポーツイノベーション事業	46,150,000	46,150,000	24,149,000	22,001,000			
		スポーツ広場改修事業	68,156,000	52,481,000			44,000,000		8,481,000
合 計			8,596,772,000	7,168,708,960	40,968,061	2,566,056,691	4,319,400,000		242,284,208

令和 8 年 6 月 15 日 提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支 出 負 担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国・県支出金	市 債	その他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	円 69,025,000	円 26,420,000	円 42,605,000	円	円 42,605,000	円	円	円	円	円 42,605,000	事業遅延のため
	3 河川費	準用河川改修事業	128,942,000	49,660,000	79,282,000		79,282,000		26,427,333	52,400,000		454,667	事業遅延のため
	4 都市計画費	街路整備事業	9,146,000		9,146,000		9,146,000					9,146,000	事業遅延のため
合 計			207,113,000	76,080,000	131,033,000		131,033,000		26,427,333	52,400,000		52,205,667	

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 554,212,000	円 463,454,344	円 100,194,344	円 141,260,000	円 222,000,000	円	円
合 計			554,212,000	463,454,344	100,194,344	141,260,000	222,000,000		

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 121,529,000	円 56,000,000	円 48,000,000	円 4,000,000	円 4,000,000	円	円
合 計			121,529,000	56,000,000	48,000,000	4,000,000	4,000,000		

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	7 年 度 継 続 費 予 算 現 額			支出済額及び 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国・県 支出金	市 債	その他
1 土地区画整 理事業費	1 土地区画整 理事業費	郡山駅西口ペデス トリアンデッキ整備事 業	円 510,000,000	円 180,000,000	円	円 180,000,000	円 157,080,000	円 22,920,000	円 22,920,000	円 1,160,000	円 11,460,000	円 10,300,000	円
合 計			510,000,000	180,000,000		180,000,000	157,080,000	22,920,000	22,920,000	1,160,000	11,460,000	10,300,000	

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	円 64,923,000	円 64,603,857	円 36,103,857	円 15,000,000	円 13,500,000	円	円
合 計			64,923,000	64,603,857	36,103,857	15,000,000	13,500,000		

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	7年度継続費予算現額			支払義務発生（見込）額	残 額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越繰越額	計				企業債	建設改良積立金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口浄水場浄水池更新工事	円 1,500,000,000	円 600,000,000	円 24,520,000	円 624,520,000	円 307,850,000	円 316,670,000	円 316,670,000	円	円 316,670,000	円
		熱海配水場配水池更新工事	740,000,000	300,000,000	300,000,000	600,000,000		600,000,000	600,000,000		600,000,000	
		河内配水場流量調整弁更新等工事	1,100,000,000	300,000,000	300,000,000	600,000,000		600,000,000	600,000,000		600,000,000	
		合 計	3,340,000,000	1,200,000,000	624,520,000	1,824,520,000	307,850,000	1,516,670,000	1,516,670,000		1,516,670,000	

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						工事負担金 及び寄附金	企業債	建設改良 積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設拡張改良事業	円 1,725,099,200	円	円 1,725,099,200	円 84,622,389	円	円 1,640,476,811	円	円	関係機関との調整等に期間を要したため
合 計			1,725,099,200		1,725,099,200	84,622,389		1,640,476,811			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						給水収益等	工事負担金 及び寄附金	建設改良 積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設拡張改良事業	円 17,942,100	円	円 17,942,100	円	円 16,934,717	円 1,007,383	円	円	他関連事業の遅延等のため
合 計			17,942,100		17,942,100		16,934,717	1,007,383			

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎根健雄

令和 7 年 度 郡 山 市 下 水 道 事 業 会 計 継 続 費 繰 越 計 算 書

款	項	事 業 名	継続費の総額	7 年 度 継 続 費 予 算 現 額			支 払 義 務 発 生（見込）額	残 額	翌 年 度 繰 越 繰 越 額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳		
				予算計上額	前 年 度 繰 越 繰 越 額	計				国・県支出金	企業債	出資金等
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲート整備事業	円 1,859,680,000	円 205,400,000	円 988,480,000	円 1,193,880,000	円 823,773,800	円 370,106,200	円 370,106,200	円 185,053,100	円 166,500,000	円 18,553,100
		小原田導水管整備事業	1,012,000,000	140,000,000	640,000,000	780,000,000	220,000,000	560,000,000	560,000,000	280,000,000	252,000,000	28,000,000
		図景貯留管関連管渠整備事業	411,200,000	74,000,000	196,686,700	270,686,700	136,102,600	134,584,100	134,584,100	67,292,050	60,500,000	6,792,050
		公共下水道整備事業（富田東地区・御前南地区）	3,140,700,000	1,045,400,000	95,700,000	1,141,100,000		1,141,100,000	1,141,100,000	507,330,000	576,600,000	57,170,000
		五輪下外排水樋門遠隔操作化改修工事	179,630,000	159,630,000	12,000,000	171,630,000	4,000,000	167,630,000	167,630,000	83,815,000	75,400,000	8,415,000
合 計			6,603,210,000	1,624,430,000	1,932,866,700	3,557,296,700	1,183,876,400	2,373,420,300	2,373,420,300	1,123,490,150	1,131,000,000	118,930,150

令和 8 年 6 月 15 日 提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和 7 年 度 郡 山 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不用額	説 明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠事業	円 1, 170, 212, 901	円	円 1, 170, 212, 901	円 491, 650, 750	円 401, 200, 000	円 277, 362, 151	円	事業遅延等のため
		ポンプ場事業	340, 964, 000		340, 964, 000	165, 680, 500	9, 400, 000	165, 883, 500		国の予算措置に伴う事業前 倒し等のため
		処理場事業 （公共下水道事業）	37, 774, 000		37, 774, 000	16, 797, 000	19, 100, 000	1, 877, 000		事業遅延のため
		処理場事業 （特定環境保全公共下水道事業）	44, 400, 000		44, 400, 000	22, 200, 000		22, 200, 000		国の予算措置に伴う事業前 倒しのため
合 計			1, 593, 350, 901		1, 593, 350, 901	696, 328, 250	429, 700, 000	467, 322, 651		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 費用	1 営業費用	下水道管理センター脱水機棟解体工事	円 116,785,900	円	円 116,785,900	円	円 116,700,000	円 85,900	円	事業遅延のため
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠事業	40,470,500		40,470,500	20,235,250	18,200,000	2,035,250		事業遅延のため
合 計			157,256,400		157,256,400	20,235,250	134,900,000	2,121,150		

令和 8 年 6 月 15 日 提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和7年度郡山市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 農業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場事業	円 8,690,000	円	円 8,690,000	円	円 8,200,000	円 490,000	円	緊急工事に伴う事業前倒しのため
合 計			8,690,000		8,690,000		8,200,000	490,000		

令和8年6月15日提出

郡山市長 椎根健雄